

公表監第9号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から
報告書の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により
公表します。

平成25年2月15日

西宮市監査委員	亀井	健
同	鈴木	雅一
同	西田	いさお
同	花岡	ゆたか

付記

平成24年度 包括外部監査の結果報告書
外郭団体の財務に関する事務の執行及び事業に係る経営管理について

平成 24 年度

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

外郭団体の財務に関する事務の執行及び

事業に係る経営管理について

西宮市包括外部監査人

公認会計士 芝池 勉

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

1．報告書中の試算・推計の数値・金額

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料をもとに行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

2．端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

目 次

第1編 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 監査対象期間	2
5. 監査対象部局	2
6. 監査の視点	3
7. 主な監査手続	4
8. 監査実施期間	5
9. 外部監査人補助者	5
10. 利害関係	5
第2編 西宮市の外郭団体の現状	6
第1 西宮市の外郭団体の概要	6
【1】外郭団体等の定義と市との取引	6
(1) 外郭団体等の定義	6
(2) 外郭団体の概要と市との取引	7
【2】西宮市における外郭団体見直し等にかかる取組	9
(1) 第三セクター等の見直し	9
(2) 西宮市第三セクター等経営検討委員会	10
(3) 西宮市第三セクター等への関与に関する条例	12
第2 外郭団体のあり方についての基本的な考え方	13
【1】自治体と外郭団体のあり方	13
(1) 自治体と外郭団体のあり方	13
(2) 外郭団体の類型	13
(3) 外郭団体と民間事業者の選択基準	14
(4) 外郭団体の経営方針・基準	15
第3編 監査の結果及び意見	17

第 1	監査の結果及び意見の要約.....	17
	【 1】監査の結果及び意見（一覧）.....	17
	【 2】監査の結果及び意見（要約）.....	22
	(1) 外郭団体に対する市の関与について.....	22
	(2) 外郭団体に対する補助金、委託料、指定管理料について.....	28
	(3) 事業運営・経営管理事務について.....	30
	(4) 財務会計について.....	33
	(5) 財産管理について.....	34
	(6) 総括.....	36
第 2	各論.....	37
	【 1】土地開発公社.....	37
	(1) 概要.....	37
	(2) 監査の結果及び意見.....	41
	【 2】都市整備公社.....	44
	(1) 概要.....	44
	(2) 監査の結果及び意見.....	51
	【 3】文化振興財団.....	59
	(1) 概要.....	59
	(2) 監査の結果及び意見.....	65
	【 4】西宮スポーツセンター.....	75
	(1) 概要.....	75
	(2) 監査の結果及び意見.....	79
	【 5】国際交流協会.....	87
	(1) 概要.....	87
	(2) 監査の結果及び意見.....	91
	【 6】大谷記念美術館.....	97
	(1) 概要.....	97
	(2) 監査の結果及び意見.....	100
	【 7】職員自治振興会.....	104
	(1) 概要.....	104

(2) 監査の結果及び意見	109
【 8 】 鳴尾ウォーターワールド	110
(1) 概要.....	110
(2) 監査の結果及び意見	118
【 9 】 西宮都市管理	122
(1) 概要.....	122
(2) 監査の結果及び意見	126
【10】 西宮コミュニティ放送	128
(1) 概要.....	128
(2) 監査の結果及び意見	132
【11】 シルバー人材センター	135
(1) 概要.....	135
(2) 監査の結果及び意見	139
【12】 社会福祉協議会	142
(1) 概要.....	142
(2) 監査の結果及び意見	149
【13】 社会福祉事業団	151
(1) 概要.....	151
(2) 監査の結果及び意見	156

第 1 編 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項並びに西宮市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

「外郭団体の財務に関する事務の執行及び事業に係る経営管理について」

3. 事件を選定した理由

西宮市では、平成 23 年度末において 14 の外郭団体が存在している。これまで各団体は、市行政が行うべき業務を補完、代替する組織として重要な役割を担ってきた。

しかし、外郭団体を取り巻く環境の変化や、公益法人制度改革、指定管理者制度の導入に伴い、各団体が実施している事業の必要性や団体のあり方について見直す必要があるとして、「第 3 次西宮市行財政改善実施計画」（平成 17 年 11 月改訂）等の中でも「外郭団体の抜本的な見直し」を取組項目の一つとして掲げ、平成 19 年には外郭団体の見直し方針を策定し、その後も状況の変化に対応して方針の改訂を行ってきた。

また、外郭団体（第三セクター等）の抜本的改革を行うにあたり、「西宮市第三セクター等経営検討委員会」を設置し、各団体の事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について検討が行われた（設置期間は平成 21 年度から平成 23 年度まで）。

これらを踏まえ、それぞれの外郭団体のあり方については、一定の方向性が定まったところである。

そして、平成 23 年 12 月には全国でも先駆的な取組として、第三セクター等への市の関与を規定し、公的支援を行う際は議会の議決を必要とするなど第三セクター等の経営状況や事務の透明性を高め、健全な経営の促進に寄与すること等を目的として、議員提案により「西宮市第三セクター等への関与に関する条例」が制定された。

こうした中で、市の見直し方針にそって各団体の事業運営が行われているかを確認し、財務事務や経営管理上の課題を明らかにすることは、それぞれの団体がこれまで以上に効果的かつ効率的な経営を行っていくうえに

において有益であると考え。また、今後、市が各団体の健全性の評価等を行い、外郭団体の経営の自律性を高める支援等を行う際にも有用であると考え、これを監査テーマとして選定した。

4. 監査対象期間

平成 23 年度。ただし、必要に応じて平成 23 年度以前及び平成 24 年度も監査対象とした。

5. 監査対象部局

市の外郭団体と当該団体の所管局、行政経営推進課、その他、外郭団体に関する財務事務又は経営管理に関与していると包括外部監査人が判断する部局

監査対象とした外郭団体は次のとおりである。外郭団体のうち、西宮市学校給食会は平成 24 年度末での廃止の方針が決定しているため、監査対象から除外した。また、簡略化のため、本報告書における各団体の名称は略称を用いた。

	法人名	略称	所管部署
1	西宮市土地開発公社	土地開発公社	総務局
2	財団法人 西宮市都市整備公社	都市整備公社	政策局
3	公益財団法人 西宮市文化振興財団	文化振興財団	産業文化局
4	公益財団法人 西宮スポーツセンター	西宮スポーツセンター	教育委員会
5	公益財団法人 西宮市国際交流協会	国際交流協会	政策局
6	財団法人 西宮市大谷記念美術館	大谷記念美術館	産業文化局
7	財団法人 西宮市職員自治振興会	職員自治振興会	総務局
8	株式会社 鳴尾ウォーターワールド	鳴尾ウォーターワールド	環境局
9	西宮都市管理株式会社	西宮都市管理	産業文化局
10	西宮コミュニティ放送株式会社	西宮コミュニティ放送	政策局
11	公益社団法人 西宮市シルバー人材センター	シルバー人材センター	産業文化局
12	社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会	社会福祉協議会	健康福祉局
13	社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団	社会福祉事業団	健康福祉局

6. 監査の視点

外郭団体の財務事務の執行及び経営管理事務が、法令及び規程に則り適正に行われているか（合規性）、最小の経費で最大の効果を挙げることができているか（経済性、効率性及び有効性）、民間事業者の参入を阻害する状況にないか、外郭団体が提供するサービスに偏りはないか（公平性）等について、以下の視点で監査を実施した。

外郭団体に対する市の関与は適切であるか

- ・市の行政経営改革方針等に準拠して外郭団体の事業や運営方法の見直しが行われているか。今後、各団体はどのような方向性を目指すべきか。
- ・外郭団体が設置目的を十分に果たしているかについて検証が行われているか。
- ・「西宮市第三セクター等への関与に関する条例」に照らし、各団体に対する市の関与が適切であるか。
- ・外郭団体への職員派遣等の方針は妥当であるか。

外郭団体に対する補助金、委託料、指定管理料等の支出は適切であるか

- ・外郭団体に対する補助金の支出は適切であるか。
- ・外郭団体に対する委託料の支出は適切であるか、再委託は適切に管理されているか。
- ・外郭団体における指定管理者制度の運用状況等の管理は適切に行われているか。

外郭団体の事業運営・経営管理事務は適切であるか

- ・外郭団体の実施する事業に継続性が認められるか、過度に市に依存していないか。
- ・各種事業は経済的、効率的、効果的に実施されているか。
- ・人事管理は適切に行われているか。

外郭団体の会計処理は適切に行われているか

- ・会計基準等に準拠した会計処理が行われ、財務書類は適正に作成されているか。
- ・財務情報の開示は適切に行われているか。

外郭団体の財産管理は適切に行われているか

- ・施設は有効に利活用されているか。
- ・今後の修繕等の計画は策定されているか。
- ・現金預金、有価証券、固定資産、備品等の管理は適切に行なわれているか。

7. 主な監査手続

市における外郭団体の概要やこれまでの取組み方針等を把握するため、行政経営推進課へのヒアリングを実施した。

外郭団体の現状、事業の状況、市との取引の状況等を把握するため、各外郭団体及び当該団体の所管部課に対してヒアリングを実施した。

外郭団体の事業内容、市との取引の内容等を把握するため、定款（寄附行為）組織図、諸規程、事業計画書、決算書、補助金・委託料・指定管理料に係る書類等の閲覧を実施した。

各外郭団体の主要な施設等について現地視察を行った。

【現地視察の状況】

視察日	団体名	施設等
平成 24 年 8 月 30 日	土地開発公社	保有土地の一部
平成 24 年 9 月 7 日 平成 24 年 9 月 13 日	都市整備公社	西宮市情報センター等 満池谷斎場・墓地 植物生産研究センター 北山緑化植物園 花工房
平成 24 年 8 月 30 日 平成 24 年 9 月 13 日	文化振興財団	市民会館（アミティホール） フレンテホール・ギャラリー フレンテ西宮 4 階部分
平成 24 年 9 月 5 日	西宮スポーツセンター	西宮スポーツセンター 中央体育館 浜甲子園運動公園（体育館等）
平成 24 年 9 月 13 日	国際交流協会	国際交流協会
平成 24 年 9 月 7 日	大谷記念美術館	大谷記念美術館
平成 24 年 9 月 7 日	職員自治振興会	職員会館
平成 24 年 9 月 13 日	鳴尾ウォーターワールド	リゾ鳴尾浜
平成 24 年 10 月 3 日	西宮都市管理	フレンテ西宮
平成 24 年 9 月 5 日	西宮コミュニティ放送	事務所・スタジオ等
平成 24 年 9 月 5 日	シルバー人材センター	事務所

視察日	団体名	施設等
平成 24 年 9 月 3 日 平成 24 年 9 月 5 日	社会福祉協議会	社会福祉協議会 総合福祉センター かぶとやま荘
平成 24 年 9 月 3 日	社会福祉事業団	社会福祉事業団 小松地域包括支援センター いずみ園 すこやかケア西宮

8 . 監査実施期間

平成 24 年 7 月 9 日から平成 25 年 1 月 31 日まで

9 . 外部監査人補助者

包括外部監査人を補助させるため、次の者を補助者に選任した。

学識経験者	高寄昇三
公認会計士	酒井 清、大川幸一、常峰和子、倉本正樹、本田裕一
公認会計士 試験合格者	藤原由起、明定大介

10 . 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2編 西宮市の外郭団体の現状

第1 西宮市の外郭団体の概要

【1】外郭団体等の定義と市との取引

(1) 外郭団体等の定義

西宮市では、土地開発公社と次のいずれかに該当する財団法人、社団法人、株式会社、社会福祉法人を外郭団体としており、具体的な分類は次のとおりである。

【外郭団体の定義】

市の資本金等への出資比率が50%以上の団体
 市の資本金等への出資比率が25%以上50%未満の団体の内、
 本市が筆頭出資者で主体的な責務を担う団体
 前2号に掲げるものの他、本市と人的、資金的及び業務内容において
 強い関連性を持ち、本市が主体的に指導、調整を行う必要のある団体

(平成24年4月1日現在)

	法人名	外郭団体 出資金 出捐金 (単位:千円)	西宮市 出資金 出捐金 (単位:千円)	出資・ 出捐 割合
1. 特別法人	土地開発公社	10,000	10,000	100.0%
2. 財団法人 (市出捐率100%)	都市整備公社	510,000	510,000	100.0%
	文化振興財団	500,000	500,000	100.0%
	西宮スポーツセンター	61,000	61,000	100.0%
3. 財団法人 (市出捐率50%以上 100%未満)	国際交流協会	307,000	300,000	97.7%
4. 財団法人 (市出捐率25%未満)	大谷記念美術館	3,136,697	-	-
	職員自治振興会	70,000	-	-
	西宮市学校給食会(1)	102,442	-	-
5. 株式会社 (市出資率25%以上 50%未満)	鳴尾ウォーターワールド	90,000	36,000	40.0%
	西宮都市管理	499,000	174,650	35.0%
6. 株式会社 (市出資率25%未満)	西宮コミュニティ放送	90,000	9,000	10.0%
7. その他	シルバー人材センター	-	-	-
	社会福祉協議会	714,439	-	-
	社会福祉事業団	303,461	10,000	3.3%

(1) 西宮市学校給食会は、今回の監査対象外である。

(2) 外郭団体の概要と市との取引

1. 市との取引

監査対象となった外郭団体 13 団体のうち、出資や出捐といった資本取引については前述のとおりであり、100%出資・出捐を行っている団体が 4 団体ある一方、市からの出資・出捐を受けていない団体も 4 団体ある。

補助金や委託料、指定管理料の状況は次のとおりである。監査対象とした団体と市との取引額は、補助金 716 百万円、委託料 611 百万円、指定管理料 2,418 百万円である。補助金や委託料、指定管理料の取引のない団体も 1 団体あるが、当該団体に対しては 990 百万円の長期貸付が行われている。

また、外郭団体への市有財産の貸付については、公益的な目的での利用であること等に鑑み、8 団体に対し無償貸付が行われている。

【市と外郭団体の取引（平成 23 年度）】

(単位:千円)

団体の名称	委託料	指定管理料	補助金	長期貸付金	市有財産無償貸付
土地開発公社(1)	22,902	-	-	-	-
都市整備公社	86,295	846,472	68,012	-	-
文化振興財団	88,306	165,479	16,661	-	-
西宮スポーツセンター	20,938	388,794	13,014	-	-
国際交流協会	2,230	-	27,434	-	-
大谷記念美術館	-	-	129,700	-	-
職員自治振興会	-	-	15,632	-	-
鳴尾ウォーターワールド	27,052	19,891	-	-	-
西宮都市管理	-	-	-	990,000	-
西宮コミュニティ放送	42,950	-	-	-	-
シルバー人材センター	102,665	5,955	35,559	-	-
社会福祉協議会	88,223	886,743	392,326	-	-
社会福祉事業団	129,806	104,323	17,448	-	-
合計	611,367	2,417,657	715,786	990,000	-

(1) 土地開発公社に対しては、公社の借入について債務保証 4,680,000 千円を行っている。

2. 人的関係

外郭団体の代表者に市長・副市長又は市職員若しくは市職員OBが就任している団体は10団体であり、役員についても、関与状況に差はあるものの、ほぼすべての団体で市の派遣職員もしくは市OBの関与がある。

株式会社や社会福祉、スポーツ系の団体は全体の役職員数が多いため、民間人からの採用も多く、役職員全体に占める市関係者の割合は低くなっているが、公社や文化系の団体は比較的高くなっている。

【外郭団体の人員の状況】

(平成24年4月1日現在)

	代表者		役職員の数(単位:人)						
	役職名	代表者名	合計	役員数(1)			職員数(2)		
				うち市派遣	うち市OB		うち市派遣	うち市OB	
土地開発公社	理事長	松永博(市総務局長)	18	9	9	0	9	6	2
都市整備公社	理事長	藤田邦夫(副市長)	115	9	7	2	106	57	5
文化振興財団	理事長	水田宗人(元市局長)	31	8	2	1	23	12	0
西宮スポーツセンター	理事長	藤井厚夫(元市局長)	56	7	2	2	49	0	3
国際交流協会 5	理事長	越智一雄	15	8	0	1	7	6	1
大谷記念美術館	理事長	河野昌弘(市長)	14	8	3	1	6	0	1
職員自治振興会	理事長	松永博(市総務局長)	26	22	22	0	4	4	0
鳴尾ウォーターワールド	代表取締役社長	藤田邦夫(副市長)(3)	132	10	0	1	122	0	0
西宮都市管理	代表取締役社長	福島勇三(元市局長)	11	2	0	2	9	0	0
西宮コミュニティ放送	代表取締役社長	北村英夫(元市局長)(4)	15	7	2	0	8	0	0
シルバー人材センター	理事長	猪股衛	28	15	0	1	13	0	1
社会福祉協議会	理事長	新宮昭代	433	18	2	1	415	9	0
社会福祉事業団	理事長	永田幸治(元市局長)	722	10	3	2	712	1	1
			1,616	133	52	14	1,483	95	14

1: 役員数には非常勤・嘱託を含んでいる。

2: 職員数には、非常勤・嘱託・臨時職員を含んでいる。

3: 鳴尾ウォーターワールドについては、平成24年6月21日に代表取締役社長が交代しており、交代後の代表者を記載している。

4: 西宮コミュニティ放送については、平成24年11月1日に代表取締役社長が交代しており、交代後の代表者を記載している。

5: 国際交流協会の常勤役員と正規職員は兼務であり、合計数値には重複する者が含まれている。

【 2 】西宮市における外郭団体見直し等にかかる取組

(1) 第三セクター等の見直し

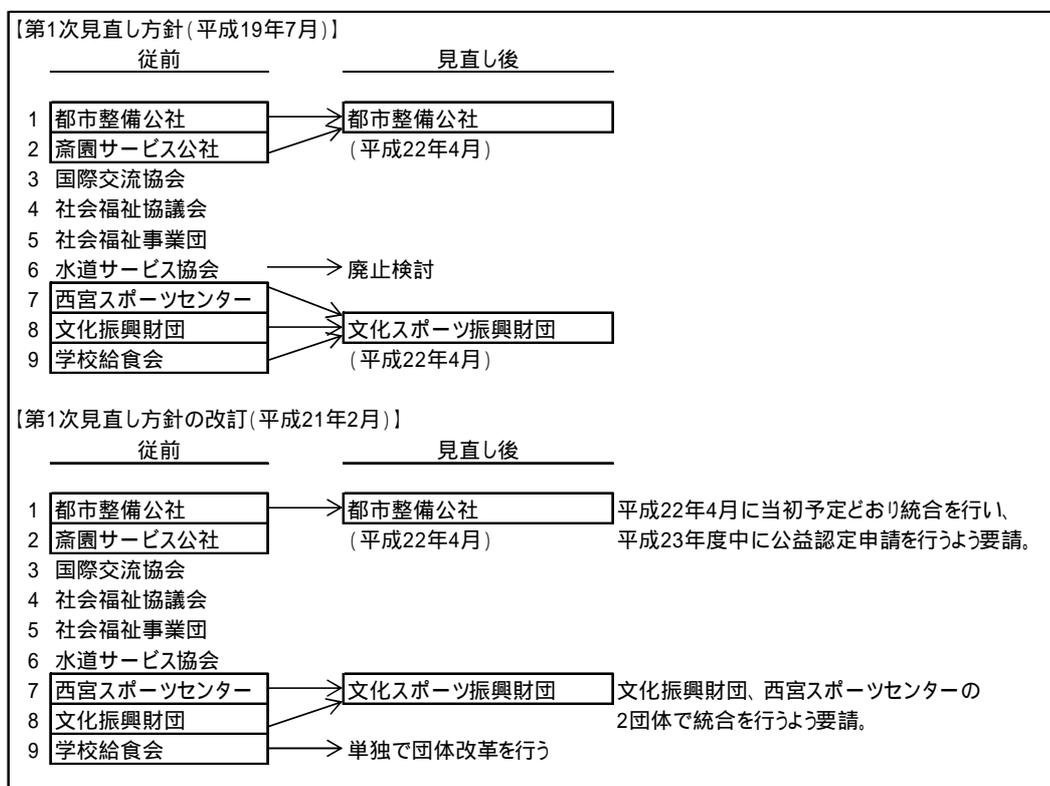
西宮市では、「西宮市行政経営改革基本計画」(平成 16 年 2 月)や「第 3 次西宮市行政改善実施計画」(平成 17 年 11 月改訂)に基づき、外郭団体の見直しに取り組んできた。

第 1 次見直しとしては都市整備公社など 9 団体が対象とされており、市議会に対しても平成 19 年 7 月 4 日に報告が行われた。主な見直し内容は次のとおりである。

指定管理者制度における公募施設の拡大(外郭団体が非公募で指定管理者に指定されている施設を公募する)

団体の統廃合

また、見直し方針の中で課題としていた「公益法人制度改革」については、平成 19 年 7 月時点では詳細が不明であったが、その後、具体的な内容が明らかとなったことに伴い、平成 21 年 2 月に改めて外郭団体の見直し方針が改訂された。



その後、平成 25 年 1 月現在においては、再度状況の変化等に照らし【第 1 次見直し方針の見直し】に基づく見直しが行われ、西宮スポーツセンターと文化振興財団の統合は、市は両団体の経営安定化を最優先し、改めて統合時期を示すこととし、学校給食会については平成 24 年度末をもって解散を予定している。

(2) 西宮市第三セクター等経営検討委員会

西宮市では、第三セクター等(外郭団体)について、抜本的改革を行うにあたり、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて、「西宮市第三セクター等経営検討委員会」を設置し、各団体により提供される事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範的かつ客観的な検討が行われた。検討対象とされた団体は、市が外郭団体と位置づけている団体のうち、土地開発公社、西宮都市管理、鳴尾ウォーターワールド、西宮コミュニティ放送の 4 団体であるが、土地開発公社については、別途経営の健全化を図る計画が策定されたことから委員会の検討対象から除外されている。

西宮市第三セクター等経営検討委員会の検討結果及び当該検討結果を受けた市の方針は次のとおりである。

検討対象	経営検討委員会の検討結果	市の方針
(平成 21 年度) 西宮都市管理	フレンテ駐車場を代物弁済により市が取得し、残債権は放棄する。ただし、実現不可能である場合は、38 年をかけて債務全額の返済をする。	短期貸付の残額 9 億 9 千万円を平成 23 年度から 34 年間の長期貸付に切替える。 今後、市は会社に対し新たな財政的支援を行わない。 また、約定どおりの返済が困難となり、3 年以内での返済調整見通しが立たない場合は、清算を視野に入れた法的整理等の検討を行う。

検討対象	経営検討委員会の検討結果	市の方針
<p>(平成 22 年度) 鳴尾ウォーター ワールド</p>	<p>平成 25 年の清掃工場からの蒸気供給再開までは、市は短期貸付の継続、駐車場の会社への移管、蒸気供給再開の遅延による会社の負担分や修繕費負担に相当する支援等を行う。会社は、利用者視点のサービス提供により経営改善に努める。</p> <p>平成 25 年度末を過ぎても経営改善の目途が立たない場合は、民営化、民間売却、上下分離を検討する。</p>	<p>平成 25 年の清掃工場からの蒸気供給再開までの支援として以下に取り組む。</p> <p>過去に行った補修工事のうち、市が本来負担すべきであった工事費相当額を会社に支払う。</p> <p>リゾ鳴尾浜と駐車場の一体運営。</p> <p>阪神電気鉄道株式会社は、同社派遣社員の人件費及びロイヤリティーの軽減を実施する。</p>
<p>(平成 23 年度) 西宮コミュニティ 放送</p>	<p>割引CMキャンペーン、タイムテーブル等広告収入の増加、民間発想の活用による経営手法確立、市民参画型番組制作等会社自身による経営努力を前提とし、市の方策としては次のものを提言。</p> <p>市北部向け放送設備に係る会社の負担軽減。</p> <p>2千万円の5年貸付</p> <p>ただし、平成 28 年度末時点で経営改善の目処が立たない場合は、完全民営化、民間企業への事業譲渡、市の外郭団体への事業譲渡、又は清算を検討する。</p>	<p>市北部向け中継局の運用管理経費を市が負担する。</p> <p>市政情報提供等の番組制作委託を継続する。</p> <p>平成 24 年度に限り 2 千万円の短期貸付を行い、平成 25 年度以降は長期貸付に切替える。</p> <p>役員体制の見直し等の経営体制の強化、若手登用による人件費の抑制、専任営業社員の採用による営業収益の拡大、市民参画による身近な情報媒体としての定着化・聴取率拡大を会社に対して求める。</p> <p>平成 28 年度末時点で会社の経営改善が図られておらず、見込みもないと判断した場合は、完全民営化、民間企業への事業譲渡、外郭団体への事業譲渡又は清算を検討する。</p>

(3) 西宮市第三セクター等への関与に関する条例

西宮市は、全国でも先駆的な取組として、第三セクター等への市の関与を規定し、公的支援を行う際は議会の議決を必要とするなど第三セクター等の経営状況や事務の透明性を高め、健全な経営の促進に寄与すること等を目的として、「西宮市第三セクター等への関与に関する条例」を制定した。

当該条例における「第三セクター等」は次のとおり定義されており、これに該当する外郭団体は、土地開発公社、都市整備公社、文化振興財団、西宮スポーツセンター、国際交流協会、鳴尾ウォーターワールド、西宮都市管理の7団体である。

【同条例の定義】

(西宮市第三セクター等への関与に関する条例 第2条第1項)

市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの(以下「資本金等」という。)を出資している法人のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 一般社団法人、一般財団法人及び株式会社のうち、次に掲げるもの

ア 市の資本金等への出資比率が2分の1以上の法人

イ 市の資本金等への出資比率が4分の1以上2分の1未満の法人のうち、市以外の者の出資比率に比して市の出資比率が最も高く、かつ、市がその運営に密接な関係を有するもの

(2) 土地開発公社

当該条例における「公的支援」については、次のとおり定義されており、市長は第三セクター等に対して第1号から第3号の公的支援を行おうとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならず、また、第4号から第6号の公的支援を行おうとするときは、あらかじめ議会に報告することとされている。

【公的支援の定義】(西宮市第三セクター等への関与に関する条例 第2条第2項)

(1) 資本金等を出資すること。

(2) 資金を貸し付けること。

(3) 補助金(経営改善を目的とするものに限る。)を交付すること。

(4) 貸付金の返済を猶予し、返済計画を変更すること。

(5) 適正な対価なく財産を新たに貸し付け、又は譲渡すること。

(6) 損失補償契約その他これに準ずる契約を締結すること。

また、同条例第4条及び第5条においては、経営状況の透明化を図るため、議会への経営状況の報告及び評価の報告が義務付けられている。これを受けて、平成24年度の市議会本会議において、該当団体については、経営成績等の報告が行われた。

第2 外郭団体のあり方についての基本的な考え方

【1】自治体と外郭団体のあり方

(1) 自治体と外郭団体のあり方

外郭団体は、多様化、複雑化する市民ニーズに迅速かつ効率的に、また柔軟に対応するために設立され、行政が担うべき業務を補完、代替する組織として重要な役割を果たしてきた。

ここで改めて外郭団体のあり方を考えるに際し、監査人は、自治体が行政施策を遂行する場合において、外郭団体による方法に必ずしも固執する必要はなく、外郭団体を設立した場合であっても状況の変化に応じてそのあり方を見直すことが重要であり、外郭団体が実施する事業と同種または類似の事業を行う民間法人がある場合には、基本的には民間事業者の参入を促すべきであると考えます。

(2) 外郭団体の類型

上述の視点で外郭団体をその性質に照らし類型化すると、大きくは施設管理等を中心的な業務とする団体（施設管理型）と、行政サービス（ソフト事業）を補完する団体（行政サービス補完型(ソフト事業)）、市民のマンパワーの活用に重点を置く団体（市民マンパワー活用型）に区分することができる。

【外郭団体の分類】

分類	施設管理型	行政サービス補完型 (ソフト事業)	市民マンパワー活用型	その他
高 ↑ 市の関与 ↓ 低	都市整備公社	文化振興財団		土地開発公社
		西宮スポーツセンター	国際交流協会	
	鳴尾ウォーターワールド			
	西宮都市管理		西宮コミュニティ放送	
		大谷記念美術館		
		社会福祉協議会		
		社会福祉事業団		
			シルバー人材センター	
				職員自治振興会

外郭団体の設立当初から現在に至る経済環境の変化に照らせば、施設管理等の業務については、民間事業者でも同様の業務を実施可能なものが増えており、外郭団体がこうした業務を行う必要性は乏しくなっている。

今後、外郭団体は、行政サービスを補完するとともに、市民の活力を生かした事業を積極的に行う方向へと転換を図ることが必要である。

行政サービス補完型(ソフト事業)の団体については、外郭団体がどの程度の事業を担う必要があるかを費用対効果の視点も取り入れながら、その範囲を明確にすることが必要である。

市民マンパワーの活用については、今後、外郭団体が積極的に関与することが求められる分野である。現在、これに該当する事業等としては、シルバー人材センターは高齢者への就労機会を提供しているほか、文化振興財団では「音楽と出会うまち西宮事業」として、まちかどコンサート(注1)やプラス・フェスティバル(注2)、平成22年度より市の協働事業提案(地域文化芸術振興部門)を実施している。

(注1)まちかどコンサート事業

市内の店舗や広場など、公共ホール以外のまちかどで質の高いコンサートを開催している。この事業を推進するために、「西宮まちかどコンサート実行委員会」を設置、音楽家や市民有志の参画で企画・運営を行っている。また、市役所1階ロビーではロビーコンサートを開催している。さらに、趣旨に賛同し「音楽と出会うまち西宮」を冠とする市民のコンサート活動の広報支援を行っている。

(注2)プラス・フェスティバル事業

西宮市内の中学生・高校生・大学生及び社会人の吹奏楽団体の演奏技術の向上と相互交流を目的に、指導者や中高生の演奏者を対象としたクリニックを定期的に開催し、集大成として年に1回合同演奏会を開催している。

(3) 外郭団体と民間事業者の選択基準

外郭団体の再建方針として、民間事業者の選定が望ましいと提唱されることがあるが、必ずしもそうではない。しかしながら以下の点については外郭団体と民間事業者の選択を検討する際の判断材料となり得る。

- 民間事業者の選択のメリットをみると、施設管理サービスにおいては民間事業者の適用範囲は広がるものとする。

(理由/導入時の留意点)

- ・ 経営管理コストは、一般的に民間の方が低い。
- ・ 規制や仕様等を徹底すればサービス水準の維持は可能。
- ・ 契約内容により事業体制の中長期的な安定は可能。

- 民間事業者の選択は、市場と公共サービスの中間に位置づけられるサービスにおいては限界がある。

(理由/導入時の留意点)

- ・市場と公共サービスの中間に位置づけられるサービスは、そのみで採算がとれない。
 - ・こうしたサービスについては、市民のマンパワーを活用し、経済的要求と社会貢献的要求を両立させることが望まれる。
 - ・提供サービスコストを抑制するためには、補助金のみでなく市民の寄附金や物品提供などを募る仕組みを検討することも必要。
- 外郭団体と民間事業者が事業を巡ってせめぎあいが見られるが、サービスコストからすると一般的に民間事業者が有利である場合が多い。にもかかわらず自治体が外郭団体方式に固執する理由について検討しなければならない。

(理由/導入時の留意点)

- ・自治体が外郭団体方式に固執する理由の一つには、自治体側が外郭団体を人事等の調整弁として利用したいというケースもある。しかしながら、実際には外郭団体の経営が成功するケースは少なく、安易な人事、財政運営が行われ行政の弊害が顕在化しているものもある。
- ・外郭団体側としては、一定の事業規模を有しなければ管理コストが肥大化し、外郭団体の消滅に繋がりがねないという不安がある。そのため、一定の事業規模を確保するという観点で施設管理が最も有効な事業となっている。

(4) 外郭団体の経営方針・基準

外郭団体の性質により、経営収支の基準を明確に提示し、経営方針・支援限度額を明確化すべきである。基本的には、各外郭団体において、完全な独立採算で事業を実施する場合のコストを算出し、そのコスト(財政支援)に見合ったサービスを提供しているかを評価しなければならない。

その上で、外郭団体の経営について、収益を生む事業・損失が生じる事業を個別に判断し、収益は市民に還元させる、損失は市の一般財源で補填するのか、もしくは外郭団体の自主事業を含めた複数事業で団体内の収支均衡を図るのか、その方針を明確にしなければならない。この場合においては、合規性、経済性、有効性、効率性、公平性に加え、情報の透明性も必要である。

自治体が事業を実施する場合には、費用対効果の分析が不十分なことが

あり、経営戦略・方針が曖昧である場合がある。その際、外郭団体の経営の独立性がなければ、経営の効率性、有効性、収益性が十分に保たれないことがある。市による関与の方式や度合いが適正であるかを十分に検討しなければならない。

第3編 監査の結果及び意見

第1 監査の結果及び意見の要約

【1】監査の結果及び意見（一覧）

監査の対象とした各外郭団体の監査の結果及び意見の一覧は次のとおりである。

【監査の結果及び意見（一覧）】

全体 No	各論 No	結果又は意見の概要	区分	監査の視点					頁数	
			結果 意見	市 の 関 与	補 助 金	委 託 料	指 定 管 理 料	事 業 運 営 管 理 事 務		財 務 会 計
【1】土地開発公社										
1	1	甲子園浜下水処理場用地の土地活用方針の検討を進めるべき	意見							41
2	2	今後の用地取得は十分な事業計画の下で実施すべき	意見							41
3	3	全市的な観点から財政負担の縮減を検討すべき	意見							42
4	4	会社の借入を市からの貸付に切り替えることが困難な場合は、引き続き資金調達の入札の範囲を拡大し、金利負担の縮減に努めるべき	意見							42
【2】都市整備公社										
5	1	会社との間の西宮市営住宅等指定管理業務の協定内容の見直しを行うべき	意見							51
6	2	非公募による指定管理事業の縮小を進めるべき	意見							53
7	3	収益事業で使用する駐車場等につき、市は適切な賃借料を徴収すべき	意見							53
8	4	会社での市HPのバックアップ保管を見直すべき(総合行政情報化支援事業)	意見							54
9	5	長期的な視点で公社が実施する事業のあり方を再検討すべき	意見							55
10	6	中長期的な視点での事業計画を策定すべき	意見							56
11	7	特定優良賃貸住宅の空家率の改善に努めることが必要(特定優良賃貸住宅事業)	意見							57
12	8	西宮浜産業交流会館会議室等の有効活用を検討すべき(西宮浜産業交流会館事業)	意見							57

全体 No	各 論 No	結果又は意見の概要	区分	監査の視点					頁数
			結果 意見	市 の 関 与	補 助 金	委 託 料	指 定 管 理 料	事 業 運 営 管 理 事 務	
【3】文化振興財団									
13	1	収益事業である施設貸付等事業の改善を図るべき	結果						65
14	2	公益法人会計基準に準拠し、減損会計を適用すべき	結果						65
15	3	フレンテ西宮4階部分は購入時のみならず、現在も賃借料等として市から多額の資金が投入されているため、市以外の第三者への賃貸を行うなど、市の実質的負担を減らすよう努力すべき	意見						67
16	4	指定管理業務の経費積算にあたり、公益法人会計システムの保守料や会計端末借上料は指定管理者業務分のみ負担させるべき	結果						70
17	5	引き続き市民との参画と協働の促進、市民の人材活用を促進するような取組を進めるべき	意見						70
18	6	事業の収支を予測し、安定した経営を行うための中長期計画を作成すべき	意見						71
19	7	西宮コミュニティ放送への委託料は料金表と比較して合理的な金額を支払うべき	意見						71
20	8	職員の勤務体制の改善を図るべき	意見						73
21	9	賞与引当金の計算誤り	結果						74
【4】西宮スポーツセンター									
22	1	市立体育館や運動公園の指定管理者の選定は、民間事業者に門戸を開くために公募範囲を拡大すべき	意見						79
23	2	収益事業で使用する駐車場等につき、市は適切な賃借料を徴収すべき	意見						80
24	3	団体の今後の方向性を検討すべき	意見						82
25	4	平成25年度以降の指定管理者決定後においては、中長期計画を作成すべき	意見						82
26	5	ネーミングライツ等を活用し、民間資金の導入を積極的に進めるべき	意見						83
27	6	体育館の会議室の利用率が低くなっているため、スポーツ目的に限定せず、積極的な活用を図るべき	意見						84
28	7	賞与引当金の未計上、会計基準に準拠していない科目の使用等、公益法人会計基準が適切に適用されていない	結果						85

全体 No	各論 No	結果又は意見の概要	区分	監査の視点					頁数
			結果 意見	市 の 関 与	補 助 金	委 託 料	指 定 管 理 料	経 営 運 営 事 務	
【5】国際交流協会									
29	1	市の補助金で賄われているフレンテ西宮の賃料が大きな負担となっているため、市の指導により賃料を削減させる措置を検討すべき	意見						91
30	2	公益財団法人として安定的な運営を図るため中長期計画を作成すべき	意見						92
31	3	紹興市友好都市提携25周年事業について、事業内容に変更があった場合にはその都度変更契約を結ぶべき	意見						93
32	4	紹興市からの国際交流事務研修生受入事業の見積りや検討結果は記録に残すべき	意見						94
33	5	会議室のスペースの有効利用を図るべき	意見						94
34	6	国際交流協会の計算書類はインターネットのホームページで公開すべき	意見						96
【6】大谷記念美術館									
35	1	引き続き市民との協働の促進、市民の利用を促進するような取組を進めるべき	意見						100
36	2	公益財団法人への移行後において、中長期計画を策定すべき	意見						100
37	3	公益財団法人への移行にあたって、財政的なシミュレーションを実施すべき	意見						101
38	4	建物の修繕に多額な資金が必要になることが予測されているため、民間資金の活用や国等の補助金も活用すべき	意見						102
39	5	庭園や和室については、維持費に見合った活用を進めるべき	意見						103
【7】職員自治振興会									
40	1	外郭団体として監理する必要性の有無を検討することが望まれる	意見						109

全体 No	各論 No	結果又は意見の概要	区分	監査の視点					頁数
			結果 意見	市 の 関 与	補 助 金	委 託 料	指 定 管 理 料	経 営 管 理 事 務	
【8】鳴尾ウォーターワールド									
41	1	代表取締役社長の民間の人材登用を進めるべき	意見						118
42	2	市との委託契約の支払条件につき、契約書と仕様書の内容の不一致を是正するとともに、支払条件を見直すべき	意見						118
43	3	リゾ鳴尾浜のあり方について、市が負担するコストとその効果を踏まえて検討すべき	意見						119
44	4	より市民の使用促進に向けた取組を進めるべき	意見						120
45	5	より利用者の満足向上に向けた取組を進めるべき	意見						120
46	6	市との委託契約の事後決裁については是正すべき	意見						121
47	7	施設の有効活用(4階)を進めるべき	意見						121
【9】西宮都市管理									
48	1	計画どおりに貸付金の返済が行われるよう、引き続きモニタリングを継続すべき	意見						126
49	2	引き続き経営検討委員会の報告をもとに出した市の方針にそった対応を進めるべき	意見						127
【10】西宮コミュニティ放送									
50	1	市からの援助条件の文書化を行うべき	意見						132
51	2	実際の災害時の緊急放送を行うための体制を見直すべき	意見						132
52	3	引き続き経営検討委員会の報告をもとに出した市の方針にそった対応を進めるべき	意見						133
53	4	さくらFMの周知率・利用率の向上を図るべき	意見						133
54	5	正確な会計処理を行うことができる体制の強化を図るべき	意見						134

全体 No	各 論 No	結果又は意見の概要	区分	監査の視点					頁数
			結果 意見	市 の 関 与	補 助 金	委 託 料	指 定 管 理 料	事 業 運 営 管 理 事 務	
[11] シルバー人材センター									
55	1	シルバー人材センターの運営に市がより積極的に関与すべき	意見						139
56	2	広田山荘の夜間開放のあり方を再検討すべき	意見						140
57	3	リース資産の計上漏れについては修正すべき	結果						140
[12] 社会福祉協議会									
58	1	福祉会館の敷地利用権の設定を早急に行うべき	結果						149
59	2	福祉会館の使用に係る経費を負担させるべき	結果						149
60	3	非公募による指定管理事業の縮小を進めるべき	意見						150
61	4	領収書を団体名義で入手すべき	意見						150
[13] 社会福祉事業団									
62	1	すこやかケア西宮のあり方を見直すべき	意見						156
63	2	委託料精算調書に精算内容や精算金額を明記すべき	意見						156
64	3	指定管理業務における再委託について事前の承認を行うべき	意見						157

【 2 】 監査の結果及び意見（要約）

各外郭団体の監査の結果及び意見は前述のとおりであるが、複数の団体に共通する課題も多く見受けられた。監査の結果及び意見を監査の5つの視点から分類し、主な内容を要約すると次のとおりである。なお、以下の（結果）（意見）の番号は、全体の通し番号を記載している。

【監査の視点】

- (1) 外郭団体に対する市の関与は適切であるか
- (2) 外郭団体に対する補助金、委託料、指定管理料等の支出は適切であるか
- (3) 外郭団体の事業運営・経営管理事務は適切であるか
- (4) 外郭団体の会計処理は適切に行われているか
- (5) 外郭団体の財産管理は適切に行われているか

(1) 外郭団体に対する市の関与について

1 . 外郭団体の今後のあり方を検討すべき(意見)

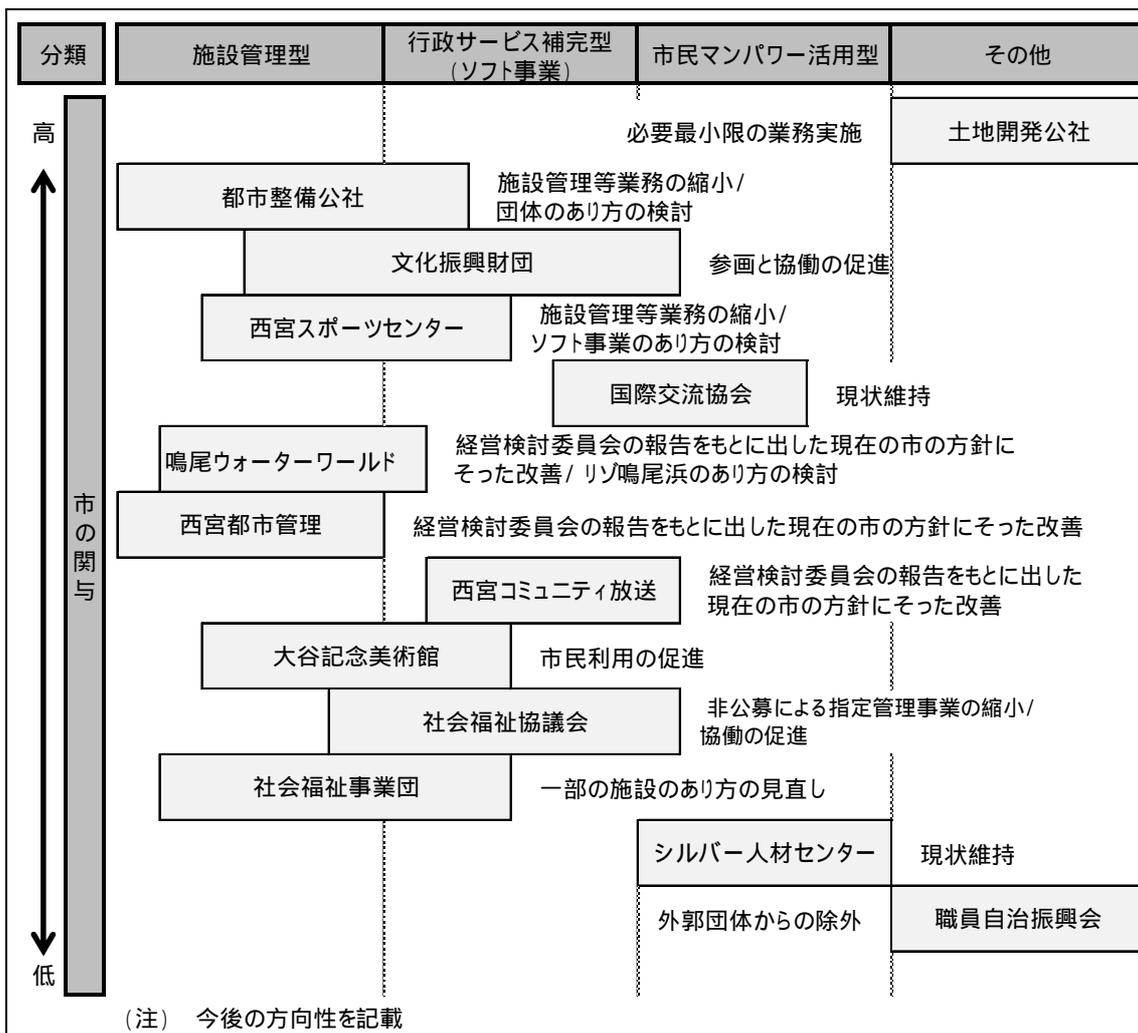
外郭団体は、多様化、複雑化する市民ニーズに迅速かつ効率的に、また柔軟に対応するために設立され、行政が担うべき業務を補完、代替する組織として重要な役割を果たしてきたが、その後の環境変化等を踏まえ、今後のあり方や、団体が実施する事業のあり方を検討すべきものも生じている。この点について、外郭団体をその性質に照らし類型化し、次の考え方を基本的な方向性として検討を行った。

【外郭団体の類型と方向性】

分類	今後の方向性についての考え方
【施設管理型】 施設管理等を中心的な業務とする団体	民間事業者等においても類似の業務を行っているものが多く、低コストで実施可能なケースが多い。事業の公共性から採算ベースにのらない事業はあるものの、基本的には民間事業者等を圧迫しない観点からも外郭団体の関与を縮小すべき。
【行政サービス補完型（ソフト事業）】 行政サービス（ソフト事業）を補完する団体	外郭団体がどの程度の事業を担う必要があるかを費用対効果の視点も取り入れながら、その範囲を明確にし、コストに見合ったサービスを提供しているかを検討すべき。採算を確保することが難しい事業においても、より多くの利用を確保するための方策の検討等を行うべき。

【市民マンパワー活用型】 市民のマンパワーの 活用に重点を置く団体	市民マンパワーの活用については、今後、外郭団体が積極的に関与することが求められる分野である。こうした分野における実施事業等の拡大を図るべき。
---	--

前述のような視点から市の外郭団体を分類し、今後のあり方を要約すると次のとおりである。なお、今後の方向性を検討するに際し、外郭団体の中で類似の事業を行うものがあれば統合も検討することが望まれる。



都市整備公社、西宮スポーツセンター...施設管理業務を縮小し、今後の団体のあり方を検討すべき(意見)【番号 9,24】各論 P55,82

都市整備公社や西宮スポーツセンターは施設管理を主たる業務とする団体であるが、駐車場や市営住宅、体育施設等の施設管理業務については、民間事業者でも実施可能なものが多く、外郭団体の関与を縮小すべきであ

る。また、現在、各団体が実施している施設管理事業を縮小するとそれ以外の事業規模はさほど大きくない。事業の公共性の視点から必要性を検討しつつ、他の事業のあり方、団体そのもののあり方についても改めて見直すことが必要である。

引き続き実施することが望ましい事業の規模が小さい場合には、そのためだけに外郭団体を残すことは非効率である場合もある。その際には、継続すべき事業を市の直営方式に戻すことも検討の余地があるものとする。

鳴尾ウォーターワールド、西宮都市管理...引き続き経営検討委員会の報告をもとに出した市の方針にそった取組を進めるべき（意見）【番号 43,49】[各論 P119,127](#)

鳴尾ウォーターワールド、西宮都市管理についても施設管理を中心的な業務とする団体である。いずれも、経営検討委員会において今後の方向性が示され、これをもとに出した市の方針にそった取組を進めることが必要である。

また、鳴尾ウォーターワールドはリゾ鳴尾浜を管理運営するために設立された団体であるが、今一度、長期的な視点の下で、市が負担するコストとその効果を踏まえて、リゾ鳴尾浜のあり方について、検討する必要があると考える。鳴尾ウォーターワールドはリゾ鳴尾浜の管理運営を行っており、施設整備や大規模修繕は市の負担で行われている。仮に鳴尾ウォーターワールドから使用料を徴収するとした場合、その使用料を試算すると約 111 百万円（東西駐車場含む）である。このような施設の維持管理にかかるコストを含めない状況でぎりぎりの採算が確保できるような状況では、収益事業としての継続は難しい面もある。

リゾ鳴尾浜は施設建設から約 20 年が経過し、今後の維持管理には相当な負担が見込まれる。また、利用者のうち市民の占める割合は、フィットネス事業は約 9 割程度であるものの、プールについては、全体の 2~3 割程度にとどまる。市が負担するコスト（施設の維持管理コストを含む）とその効果を踏まえ、施設の民間事業者への売却、廃止等も視野に入れるべきである。

文化振興財団...引き続き市民との参画と協働の促進、市民の人材活用を促進するような取組を進めるべき（意見）【番号 17】[各論 P70](#)

文化振興財団については、市が進める市民等との参画と協働によるまち

づくりに基づく文化振興施策を補完する上で、市とも連携し今後も引き続きその役割を担っていくことが重要であるとする。

既に文化振興財団では、まちかどコンサートやプラス・フェスティバル、野外アートフェスティバル、にしのみやなないろの音楽だよりなどにおいて実行委員会形式で市民参画型事業を行っているほか、協働事業提案（地域文化芸術振興部門）や市民が文化イベント開催するためのスキルの習得、向上を図るイベント企画実践講座などを開催している。

文化振興財団は、引き続きこうした事業の充実を図り行政と市民の協働を進める際の中心的な役割を担うことが望まれる。

西宮コミュニティ放送...引き続き経営検討委員会の報告をもとに出した市の方針にそった対応を進めるべき（意見）【番号 52】各論 P133

西宮コミュニティ放送についても、経営検討委員会の報告をもとに出した市の方針にそった対応が進められているところであるが、営業収入の約 8 割は市からの受託業務で占められている。緊急時に市民生活に密着した災害情報等を提供する観点から、市の行政を補完する役割が大きいことによる部分もあるが、経営改善の観点からは民間事業者等からの営業収入を増加させることが不可欠である。

今後の状況を注視し、「平成 28 年度末時点で経営改善が図られておらず今後も改善が見込めないと判断した場合は民営化等の手法を実施する。」との経営検討委員会での検討にそった対応を進めるべきである。なお、経営改善に際して、市からの財政的援助等の条件については経営責任等を明確にする観点から文書化しておくことが必要である。

大谷記念美術館...引き続き市民との協働の促進、市民の利用を促進するような取組を進めるべき（意見）【番号 35】各論 P100

大谷記念美術館は市からの出捐金はないものの、運営費のほとんどを市の補助金に依存しており、また、市内でも唯一の公的な美術館であることから市の文化振興施策を補完する上で今後も重要な位置づけにある。

大谷記念美術館では、関心のある市民が美術館を利用する他、平成 24 年度からは大谷記念美術館からの働きかけにより、市内の小学生が美術館を見学する機会も設けられた。こうした機会を増やし、より多くの市民が美術品等にふれる機会を設けることが望まれる。

土地開発公社...今後の用地取得は十分な事業計画の下で実施すべき
(意見)【番号 2】[各論 P41](#)

土地開発公社が保有する土地は、現在、民間事業者に賃貸している甲子園浜の土地と一部の分譲宅地のみである。全国的には土地開発公社はその役割を終えたとして廃止を行う地方公共団体も増えてきているが、西宮市では、当面、公社を存続させる方針である。

土地開発公社における今後の用地取得に際しては、事業計画が明確であるものに限る方針であるため、引き続きこの方針にそって、長期保有土地が生じることのないよう、明確な事業計画を策定するとともに、十分なモニタリングを行うべきである。

職員自治振興会...外郭団体として監理する必要性の有無を検討することが望まれる(意見)【番号 40】[各論 P109](#)

職員自治振興会は、職員の福利厚生が人事行政の一環であり市との関係性が強いという観点から外郭団体に位置づけされてきた。

しかし、団体に対しては財務面で市の出捐はなく、補助金については市の行財政改善実施計画の取組項目の一つに位置づけられ、平成 23 年度から第三者機関(西宮市補助金改善評価委員会)による補助金の検証も行われている。また、市の監督については、職員の福利厚生に関する条例や補助金等の取扱いに関する規則に基づき団体へのモニタリングが可能である。

職員自治振興会については、市としての外郭団体の監理の効率化を図る観点から、外郭団体として監理することの要否について再度検討してもよいのではないかと。

2. 外郭団体が収益事業で使用する駐車場等につき、市は適切な賃借料を徴収すべき(意見)【番号 7,23】[各論 P53,80](#)

市が外郭団体に対し土地や施設等は無償で貸付等を行っているものがある。

【外郭団体に対する市有財産の無償貸付の状況】(注1)

(単位:千円)

対象団体名	貸付料の試算(年額)(注2)
都市整備公社	155,340
西宮スポーツセンター	33,400
合計	188,740

(注1) 都市公園法に基づく設置管理許可により使用料を免除している公園駐車場も対象に含めている。

(注2) 西宮市公有財産規則第31条に基づき、住居以外の用に供する建物又はその敷地の貸付料は当該土地、建物の固定資産税評価額に1000分の4を乗じて算定することとされているため、これに準じて、貸付料を試算した。

まず、貸付資産の推定時価を市より入手した。推定時価は概ね固定資産税評価額を0.7で除した値であることから、推定時価に0.7(建物は1.0)を乗じて固定資産税評価額を試算し、これに1000分の4を乗じて計算した金額の12ヶ月分とした。さらに、土地については普通財産の土地貸付料にかかる調整措置要綱に基づき、0.7を乗じて賃借料とした。

外郭団体への無償貸付は、公益的な目的での利用であること等によるものであるが、都市整備公社の有料駐車場や西宮スポーツセンターの運動公園等有料駐車場の土地については、利用者から利用料収入を得ている。また、都市整備公社や西宮スポーツセンターは他の市有施設の指定管理者として選定されているから、当該駐車場の貸付料を無償とするのは、競争原理確保の観点から公平性を欠く部分がある。このため、特に各外郭団体が収益事業で使用する施設等については、適切な使用料の負担を求めるべきである。

なお、外郭団体への無償貸付は実質的には各団体への援助である。外郭団体への市有財産の無償貸付の状況も含めて外郭団体に対する市の財政的関与等の総額を把握することが必要であり、無償貸付がなければ外郭団体の運営等が厳しく、市が補助等を行わなければならないのであれば、その部分については、別途、補助金等としてその支出の妥当性を検討すべきである。このような観点から、外郭団体等にかかる情報開示に市有財産の無償貸付の情報を含めることが望まれる。

(2) 外郭団体に対する補助金、委託料、指定管理料について

1. 外郭団体の非公募による指定管理事業の縮小を進めるべき(意見)

現在、施設の管理運営について指定管理者制度を導入しているものうち、同種の施設の一部を非公募で外郭団体を指定管理者に選定しているものがある。

団体名	非公募で指定管理者となっているもの内容
都市整備公社 【番号 6】各論 P53	(平成 25 年度以降) 市営住宅等 市内を北部、中部、南部に区分したうちの中部地区
西宮スポーツセンター 【番号 22】各論 P79	(平成 25 年度以降) 中央体育館等の 6 箇所の体育館 西宮中央運動公園有料公園施設等 2 箇所の有料公園施設
社会福祉協議会 【番号 60】各論 P150	(平成 24 年度) 留守家庭児童育成センター 市内 56 センターのうち 38 箇所

そもそも指定管理者制度の趣旨は、民間事業者等のノウハウを最大限活用するための制度であり、市の方針においても非公募の範囲は縮小する方向にある。特に、民間の事業者でも実施が可能な施設において、外郭団体を非公募で指定管理者として選定しているものについては、次回の指定管理者の選定時には見直しを行うことが必要である。

2. 指定管理業務の協定内容について都市整備公社と民間事業者との公平を期すべき(意見)【番号 5】各論 P51

市営住宅等については、都市整備公社と民間事業者が指定管理者とされているが、同じ業務内容であるにもかかわらず、指定管理料の精算方法や業務実施経費の支払い方法、駐車場管理における減額条項について異なる取り決めがなされている。

例えば、民間事業者については渡し切り経費と精算経費を区分し、経費縮減について一定のインセンティブが設けられており、また、駐車場の管理については、一定の駐車料収入を確保できない場合のペナルティも定められているが、都市整備公社に対してはこのような定めはない。

民間事業者であっても外郭団体であっても、市営住宅等の管理運営がより効率的かつ効果的に行われるようなインセンティブの仕組みを導入する

ことは有用であり、また、事業者間の公平性を期すためにも現状の異なる取扱いを見直すべきである。

3. 委託料、指定管理料に含めるべき経費は実質的に当該業務に必要なもののみとすべき（結果）

市が外郭団体に支出する指定管理料、委託料の中に、指定管理業務や委託業務のみならず、各団体の自主事業や法人運営全体にかかる経費が含まれているものが次のとおり見受けられた。

指定管理業務や委託業務等にかかる部分以外の支出は、実質的には団体への補助となっている。共通的な経費については業務割合で按分するなどし、外郭団体が実質的にそれぞれの業務で負担すべき経費のみを指定管理料や委託料に含めるべきである。

団体名	具体的な内容
文化振興財団 【番号 16】各論 P70	市が団体に支払う指定管理料の中には、公益法人会計システムの保守料や、会計端末借上料の全額が計上されているが、一部は団体の自主事業、管理業務にも使われている。
社会福祉協議会 【番号 59】各論 P149	団体は市から福祉会館の管理業務を受託しており、福祉会館で発生する経費は全て市からの委託料で賄われている。しかしながら、団体自身も自主事業、管理業務で福祉会館の一部を利用している。

4. 市による委託料、指定管理料の契約事務等を適正化すべき（意見）

市が外郭団体に対して支出する委託料や指定管理料について確認を行ったところ、次のとおり契約事務手続等が十分でないものが見受けられた。他にも類似の事務処理手続の漏れ等がないか、改めて確認を行うことが望まれる。

団体名（支出内容）	具体的な内容
国際交流協会（委託料） 「紹興市友好都市提携 25 周年事業」 【番号 31】各論 P93	紹興市友好都市提携 25 周年事業について、当初の事業内容から一部実施内容に変更があったが、変更契約はなされていない。事業内容に変更があった場合にはその都度変更契約を結ぶべきである。

鳴尾ウォーターワールド（委託料） 「リゾ鳴尾浜内市管理区域管理業務」 【番号 42】各論 P118	委託料の支払い条件について、契約書と仕様書の内容が一致していない。
社会福祉事業団（委託料） 「地域包括支援センター運営業務」 【番号 63】各論 P156	委託料積算調書に精算内容、精算金額の記載が一部、不十分なものが見受けられた。
社会福祉事業団（指定管理料） 「西宮市老人介護保健施設指定管理業務」【番号 64】各論 P157	業務の一部を再委託したものにつき、事前の承認が行われていなかった。

（３）事業運営・経営管理事務について

１．団体の中長期的な経営計画を策定すべき（意見）

外郭団体の経営管理の状況について、中長期的な経営計画の有無について確認を行ったところ、計画が策定されていない団体が多く見受けられた。特に市への依存性が強い団体においては、市の方針について将来の見通しが困難であるため計画の策定が出来ないとの声も多く聞かれた。

外郭団体とはいえ、独立した組織であるから、中長期的にどのような活動を行い、安定的な運営を行っていくかについて、経営計画を策定することが不可欠である。また、市としても、各団体に将来的にどのような姿を求めるかを早い段階で示すことが必要である。

団体名	具体的な内容
都市整備公社 【番号 10】各論 P56	監査を実施した平成 24 年 12 月時点では、公社の中長期的な事業計画は策定されていない。 公社が実施する多くの事業は、市との関係性が極めて強いと見られ、市としての方針を早期に示す必要がある。また、公社経営を圧迫している特定優良賃貸住宅事業は平成 28 年～平成 30 年に順次契約期間の満了を迎えるが、事業終了前の数年間については入居者の解約が増加し、更に赤字が拡大することも懸念される。
文化振興財団 【番号 18】各論 P71	財団が実施する多くの事業は市からの受託料、補助金等で賄われている。市の予算は単年度で編成されるため、市の予算確定をもって毎年事業計画を作成しているが、中長期の計画は作成していない。
西宮スポーツセンター 【番号 25】各論 P82	平成 25 年度からの指定管理者の選定結果によっては西宮スポーツセンターの公益目的事業規模に影響を及ぼすこと等から中長期の事業計画を策定していない。

団体名	具体的な内容
国際交流協会 【番号 30】各論 P92	国際交流協会は市のマスタープランに国際交流に関する数値目標が記載されており、その数値目標の達成に向けて運営しているため、財団独自の中長期計画を作成していない。
大谷記念美術館 【番号 36】各論 P100	大谷記念美術館では、基本的な方針を定め、美術展の企画は数年先まで行っているが、財政を含めた財団全体の中長期計画は作成していない。 団体は現在、平成 25 年度の公益財団法人への移行が決まっていることから、公益財団法人化後においては、定量的側面（施設面・財政面等）と定性的側面（利用者満足度等）を考慮した中長期計画を策定することが求められる。

2. 契約事務にかかる内部統制上の不備を是正すべき（意見）

外郭団体が支出する経費等について確認を行ったところ、次のとおり内部的な事務手続が適切に行われていないものが見受けられた。内部での確認手続を強化することが必要である。

団体名（支出内容）	具体的な内容
文化振興財団 （委託料） 【番号 19】各論 P71	一部の委託料の支出（イベント案内のスポットコマercialと広報番組の放送）について、入手した料金表と見積書の照合が行われておらず料金表よりも高い金額が支払われていた。
国際交流協会 （研修生への家賃等） 【番号 32】各論 P94	国際交流事務研修生受入事業にかかる支出のうち、研修生への家賃支出に関して宿舍選定に関する検討内容の記録が残されていない。
鳴尾ウォーターワールド （受託料） 【番号 46】各論 P121	市との委託業務について、団体内部での決裁が市との契約日以降に行われており、事後決裁となっていた。

3. 市民利用、市民への普及を促進すべき（意見）

鳴尾ウォーターワールドが管理運営するリゾ鳴尾浜については、市民利用の割合は、フィットネス事業は約 9 割であるが、プールについては約 2 ~ 3 割である。また、西宮コミュニティ放送が放送するさくら FM の西宮市民の周知率は 5 割程度となっている。より市民利用、市民への普及を促すべく、市と外郭団体が一体となって効果的な宣伝方法を検討すべきである。

団体名	具体的な内容
鳴尾ウォーターワールド 【番号 44】各論 P120	<p>リゾ鳴尾浜のプールの市民の利用状況は、平成 23 年度では平均的に 2~3 割であり、市民の利用率は低い。</p> <p>平成 24 年度においては、市内の小学生等向けに割引券を配布するほか、市の広報等でも宣伝を行っているが、より市民の利用を促すような取組が必要である。</p>
西宮コミュニティ放送 【番号 53】各論 P133	<p>西宮市民意識調査によると、さくら FM の西宮市民の周知率は 50%台で推移しており、利用率（注 1）に至っては 10%以下となっている。このような状況では地元に着した情報を多くの市民に提供し、また緊急時に市民に効果的・効率的に情報を伝達するための放送媒体として、市が期待する役割を十分担える状況にないと思われる。市民の周知率・利用率の向上のための取組を行うことが必要である。</p> <p>（注 1）利用率...「さくら FM」で放送されている市からのお知らせを「聴く（利用する）ときどき聴く（ときどき利用する）」と答えた人の割合</p>

4. それぞれの団体にとってより効果的かつ効率的な人事管理が行われるよう、改善を図るべき（意見）

外郭団体の人事管理について、職員の勤務体制の改善、人材登用について、次のとおり課題が見受けられた。それぞれの団体にとってより効果的かつ効率的な管理運営が行われるよう、改善を図るべきである。

団体名	具体的な内容
文化振興財団 （職員の勤務体制の改善） 【番号 20】各論 P73	<p>一部の職員において、休日出勤が多く、その代休取得率が低い状況にあった。団体が実施する事業は会館やホールの管理・運営のほか、音楽や演劇等の公演も多く、その事業の性質上、休日出勤が多くなるのもやむをえない状況にある。平成 24 年度は、人事異動による職員の入れ替わりや産休取得などがあったために、一部の職員は代休が取得できなかったとしているが、代休等の取得促進は職員の健康衛生上、必要な措置である。また、休日出勤によって生じる各種手当等の支出を抑えることにもつながる。</p> <p>事業を担当するプロパー職員を対象にフレックスタイム制を導入するなどして、勤務時間や勤務体制の見直しを検討し、効率的な職員の配置を実施すべきである。</p>

団体名	具体的な内容
鳴尾ウォーターワールド (代表取締役社長の民間登用) 【番号 41】各論 P118	代表取締役社長は、平成 21 年 6 月～平成 24 年 6 月までは元市局長、平成 24 年 6 月以降は副市長である。 外郭団体の経営や事業運営の自主性を尊重する観点からは、市の関与は最小限に留めるべきであり、特に当該団体の業務内容に鑑みれば、代表取締役社長については民間の人材登用を進め、より民間のノウハウを取り入れた経営を行うことができるような組織体制を構築すべきである。

(4) 財務会計について

1. 会計処理、表示の誤り (結果/意見)

外郭団体の決算書を確認したところ、次のとおり適正な会計処理が行われていない項目があった。

団体名	具体的な内容
文化振興財団 (結果) 【番号 14,21】各論 P65,74	減損会計が適用されていない、賞与引当金に計算誤りがある等、公益法人会計基準が適切に適用されていない項目があった。
西宮スポーツセンター (結果) 【番号 28】各論 P85	賞与引当金の未計上、会計基準に準拠していない科目の使用等、公益法人会計基準が適切に適用されていない項目があった。
西宮コミュニティ放送 (意見) 【番号 54】各論 P134	過去の減価償却費の過小計上や、建物の耐用年数が通常よりも長い期間に設定されるなど、会計処理が適正に行われていないと思われる項目があった。
シルバー人材センター (結果)【番号 57】各論 P140	リース資産の計上漏れがあった。

各団体が正確な決算処理を行うことができるような体制の強化を図るのはもちろんのこと、市の所管課としても十分な確認を行うことが必要である。なお、市の職員は企業会計についての理解が乏しい面もあるため、外郭団体の決算書を十分に確認するためには市としての体制の構築を図ることも必要である。

(5) 財産管理について

1 . 施設、会議室等の有効活用を図るべき (意見)

外郭団体が管理する会議室等について、十分な利活用が行われていないものが次のとおり見受けられた。

現状のままでは、各施設の設置目的に制限があり、活用の範囲を広げることが困難なものもあると思われるが、規則等の見直しも含め、全市的な観点から有効活用を図ることが望まれる。

団体名	具体的な内容	
土地開発公社 (保有土地) 【番号 1】各論 P41	<p>公社が保有する公有用地は甲子園浜下水処理場用地のみである。当初は下水処理場用地として購入したが、下水処理の高度化と、汚泥処理方法の変更により、処理場の面積が縮小され、当初の目的での土地利用が見込まれなくなった。</p> <p>現在は未利用土地の有効活用として、平成 31 年 7 月まで、民間事業者と定期借地権設定契約を締結している。民間事業者への貸付は一時的なものであるから、早い段階で市としての活用方針を定める必要がある。</p>	
文化振興財団 (フレンテ西宮 4 階) 【番号 15】各論 P67	<p>文化振興財団はフレンテ西宮 5 階のフレンテホールの指定管理者となっている (フレンテ西宮 5 階部分は市の所有)。</p> <p>そして、フレンテホールと一体的な運営を行い、自主事業を行うための収入を確保するため文化振興財団は、フレンテ西宮 4 階部分を市の補助金により購入し、民間事業者と市及び国際交流協会に賃貸している。</p>	<p>文化振興財団が保有するフレンテ西宮 4 階部分については、市や外郭団体への賃貸はなるべく避け、民間事業者等市外部への賃貸を行うことを検討し、市の実質的負担を減らすように努める必要がある。</p>
国際交流協会 (市からの補助金で賄われるフレンテ西宮の賃料が大きい) 【番号 29】各論 P91	<p>国際交流協会はフレンテ西宮 4 階に事務所を構え、文化振興財団に月額 884 千円の賃料を支払っている。年間の支払額は 10,611 千円となり、事務所の賃借料のみで総費用の 3 割弱を占めていることになる。団体の賃借料の支払いの財源は、市からの補助金であるが、団体の事業規模に比して賃料の負担が多額である。</p> <p>団体が負担すべき賃料を縮減する観点からは、交通の利便性が良い別の場所へ移転することも検討すべきである。</p>	

団体名	具体的な内容
都市整備公社 (貸会議室) 【番号 12】各論 P57	公社が自主事業として実施している、西宮浜産業交流会館の貸会議室の稼働率が低いため、有効活用の方策を検討すべき。(会議室の利用率は約 12% ~ 30%)
西宮スポーツセンター (体育館会議室) 【番号 27】各論 P84	体育館の会議室利用率が低いため、スポーツ目的に限定せず、積極的な利活用を図るべき。(平成 23 年度の利用率は 1 箇所を除き 50%未満であり、1 割に満たないものも 2 箇所ある。)
国際交流協会 (会議室) 【番号 33】各論 P94	日中の会議室の利用率は平均 60%を超えているが夜間の利用率が 10%程度と低い。また、会議室の規模に比して少人数での利用が多いため、スペースを分割するなどし、より効果的な活用を図るべき。
大谷記念美術館 (庭園、和室) 【番号 39】各論 P103	庭園や和室については年間約 2,000 万円の維持管理費の支出があるが、それに見合う活用が十分でない。 (和室の利用は 33 件、収入額 160 千円)
鳴尾ウォーターワールド (リゾ鳴尾浜 4 階) 【番号 47】各論 P121	リゾ鳴尾浜の 4 階部分が有効に利用されていない。レストラン事業者の撤退等により、内部の打ち合わせや物置として利用されているのみである。

2. 今後の施設の修繕費等について、外部からの資金獲得を行う取組を検討すべき(意見)

体育館や美術館の維持管理等において、今後も多額の投資が必要となる。ネーミングライツ等を活用した民間資金の獲得や、西宮市以外からの補助金の獲得、寄附の受入など、外部からの資金を確保するための取組を積極的に進めるべきである。

団体名	具体的な内容
西宮スポーツセンター 【番号 26】各論 P83	体育館の建替には、多額の費用が必要となる。ネーミングライツや P F I 等を活用し、民間資金の導入を積極的に行うべき。
大谷記念美術館 【番号 38】各論 P102	今後も美術館の維持管理には多額の支出が必要である。 現在、国のエネルギー使用合理化事業者支援事業の補助制度の活用が検討されているところであるが、引き続き西宮市以外からの補助金制度の活用を検討するとともに、民間からの寄附等を募ることも検討すべきである。

(6) 総括

監査の結果及び意見には、各団体に共通の課題も多く見受けられた。措置に際しては、各団体や各団体の所管部課のみでは対応が困難なものもあると思われるが、所管部課の垣根を越えた連携や外郭団体相互間の連携等をより密にし、全市的な観点からより効果的な対応が図られることを期待する。

第2 各論

【1】土地開発公社

(1) 概要

1. 団体の概要

所管部署			代表者		
総務局			理事長 松永 博(市総務局長)		
資本金(うち市出資率)			設立日		
10,000 千円(100.0%)			昭和48年4月2日		
役員数(非常勤・嘱託)			職員数(非常勤・嘱託・臨時)		
(平成24年4月1日現在)	うち市派遣	うち市OB	(平成24年4月1日現在)	うち市派遣	うち市OB
	9(9)	0(0)		9(3)	6(0)
目的					
公共用地、公用地等の取得、造成、管理処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与すること					
主な事業内容					
公有地の取得、公有地等の処分、市有地等の宅地分譲処分、附帯等事業					
指定管理者として管理する施設					
なし					

2. 財政状況の推移及び市との取引

【財政状態(平成24年3月31日時点)】

(単位:千円)

資	産	負	債
(流動資産)	5,254,291	(流動負債)	798,737
現金及び預金	20,555	短期借入金	680,000
その他の未収金	14,794	その他流動負債	118,737
公有用地	5,137,511	(固定負債)	4,000,000
完成土地等	81,430	長期借入金	4,000,000
(固定資産)	10,000	資	本
投資その他の資産	10,000	資本金	10,000
		準備金	455,554
資産合計	5,264,291	負債・資本合計	5,264,291

公有用地は、すべて甲子園浜 1 丁目の用地 (55,941.66 m²) である。貸借対照表の計上金額は取得原価であるが、推定時価は 4,696,702 千円(平成 24 年度固定資産税評価額を基に算出した金額)である。完成土地等は、北部宅地分譲用地 (6 区画) である。

短期借入金、長期借入金はいずれも金融機関からの借入れである。なお、借入については全額、市が債務保証を行っている。

【経営成績】

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
事業収益	1,196,993	1,141,464	6,783,596
公有地取得事業	625,337	623,683	6,423,061
土地造成事業	504,455	420,775	263,875
附帯等事業	67,200	97,005	96,660
事業原価	1,144,002	1,033,505	6,683,867
公有地取得事業	627,293	626,536	6,417,406
土地造成事業	506,080	406,969	266,461
附帯等事業	10,629	-	-
販管費	44,679	52,253	47,057
事業外収益	36,331	9,989	262
事業外費用	242	242	-
経常利益	44,400	65,453	52,934
特別損失	162,015	-	-
当期利益	117,614	65,453	52,934

平成 23 年度の事業収益のうち、西宮市からの委託料は 22,902 千円である。

【市有財産の無償貸付(平成 23 年度)】

該当なし。

3. 団体の変遷

当社は、昭和 48 年 4 月に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立された、西宮市全額出資の特別法人である。公共事業用地等を取得及び処分して、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的としている。

この目的遂行のために、道路、公園、緑地、その他公共施設等の用に供する土地の取得、住宅用地の造成及び土地の管理・処分等を行うことを主たる業務としている。

平成 24 年 4 月 1 日現在、全役職員 18 名のうち、15 名は西宮市からの兼

務派遣であり、残る3名は公社の嘱託職員である。

4. 主な事業の状況

公有地取得事業

道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地の取得及び処分に関する事業である。当該事業における土地の取得実績は年々減少してきており、平成23年度の取得実績はない。平成23年度の処分実績は次のとおりである。

処分 (単位：㎡・千円)

事業名	面積	取得価格 (取得時の土地代金)
市街地整備用地	3,740.97	2,123,864
北口北東区画整理用地	826.82	320,260
公共代替地	2,719.92	97,381
上山口区画整理用地	9,975.05	1,383,843
合計	17,262.76	3,925,347

(注) 金額欄は取得価格(取得時の土地代金)で計上されているため、保有期間中のコスト及び事業未収金の収入が計上されている事業収益の金額とは一致していない。

土地造成事業(宅地分譲)

市営住宅跡地等の造成及び処分を行う自主事業を実施している。当該事業の平成23年度の実績は次のとおりである。

【公社造成】

(単位：㎡・千円)

事業名	区画数	面積	契約金額
南部分譲	7	945.84	177,521
山口分譲	2	505.40	19,841
名塩さくら台分譲	4	906.79	40,580
合計	13	2,358.03	237,942

【市有地処分】

(単位：千円)

事業名	区画数	事務経費等
市有地分譲受託(南部)	4	1,643
市有地分譲受託(山口)	3	2,347
合計	7	3,990

附帯等事業

未利用土地の有効活用として、民間事業者と甲子園浜用地の賃貸借契約を締結しており、現状は主にゴルフ練習場として使用されている。一部は公園として無料開放されている。当該事業の平成 23 年度の実績は次のとおりである。

(単位：m²・千円)

事業名	面積	賃貸収入
甲子園浜 1 丁目土地活用	55,941.66	96,660
合計	55,941.66	96,660

5 . 土地開発公社の経営健全化対策について

全国的に土地開発公社の経営が悪化する中で、総務省は平成 20 年度、平成 21 年度に土地開発公社の経営健全化対策、抜本的改革について通知を发出している。これに基づき、市では、平成 23 年 2 月に「土地開発公社の経営の健全化に関する計画書」を策定している。この計画の下で、土地開発公社が 5 年以上保有する土地の簿価を標準財政規模の 5%まで縮減するなどの目標を掲げて取り組んでいる。

平成 24 年 3 月末現在、5 年以上保有する土地の標準財政規模に対する割合は約 5%となっており、ほぼ計画を達成している状況である。

(2) 監査の結果及び意見

(市の関与/財産管理)

1 . 甲子園浜下水処理場用地の土地活用方針の検討を進めるべき (意見)

公社が保有する公有用地は甲子園浜下水処理場用地のみである。用地の取得を行った当初は下水処理場用地として購入したが、下水処理の高度化と、汚泥処理方法の変更（施設内部で処理を計画していたが、県が行う共同処理施設での処理に変更）により、処理場の面積が縮小され、当初の目的での土地利用が見込まれなくなった。

そこで、現在は未利用土地を有効活用すべく、公社は平成 21 年度より平成 31 年 7 月までの 10 年間、事業者と定期借地権設定契約を締結しており、現在はゴルフ練習場となっている。「土地開発公社の経営の健全化に関する計画書」の経営健全化に向けた取組にも記載されているが、契約期間満了までのなるべく早い段階で市としての活用方針を定める必要がある。

また、今後の具体的な方針が定まれば、公社としての中長期的な見通しをもって事業計画等を策定することができる。これに基づき、金融機関からの借入金の返済計画等を策定することができればより有利な条件（期間、金利面）で資金調達をすることにもつながるものとする。

(市の関与)

2 . 今後の用地取得は十分な事業計画の下で実施すべき (意見)

土地開発公社が保有する土地は、現在、事業者へ賃貸している甲子園浜の土地と一部の分譲宅地のみである。全国的には土地開発公社はその役割を終えたとして廃止を行う団体も増えてきているが、西宮市では、当面、公社は存続させる方針である。

存続させる理由としては、西宮市では現在も人口が増加しており、保育所や小学校等の施設整備や、比較的規模の大きい街路事業の計画があるが、市では土地開発基金を廃止しており、土地開発公社の他に土地の先行取得機能がないため、土地開発公社がなければ機動的な土地の先行取得ができず、事業の円滑な遂行が困難であるためである。

土地開発公社における今後の用地取得に際しては、事業計画が明確であるものに限る方針であるとのことであるため、引き続きこの方針にそって、長期保有土地が生じることのないように、明確な事業計画を策定するとともに、十分なモニタリングを行うべきである。

(市の関与)

3. 全市的な観点から財政負担の縮減を検討すべき(意見)

前述のとおり、甲子園浜下水処理場用地は民間事業者に貸与しており年間 96,660 千円の収入を得ている。関連する主な経費としては、借入金利息が 51,071 千円、固定資産税が 38,165 千円である(いずれも平成 23 年度の金額)。間接経費を無視しても当該事業の利益は 7 百万円程度である。

公社の抱える借入金は平成 23 年度末で 4,680 百万円あり、現在は賃貸収入をもとに借入金の返済を行っているが、返済が飛躍的に進むという状況にはない。

公社は市とほぼ一体の組織である。公社よりも市による資金調達の方が金利面からは有利であることが多いため、全市的な財政負担を縮減する観点からは、市が資金調達を行い、公社に調達金利で貸付を行う方法を採用し、全市的な観点から利子負担の軽減を図ることが必要である。

(事業運営・経営管理事務)

4. 公社の借入を市からの貸付に切り替えることが困難な場合は、引き続き資金調達の入札の範囲を拡大し、金利負担の縮減に努めるべき(意見)

「土地開発公社の経営の健全化に関する計画書」において、経営健全化のための具体的処置として、短期の資金調達では、引き続き入札を実施し金利負担軽減に努める旨が示されている。

ここで、平成 23 年 4 月に実行した 47 億円の借入れのうち、入札を実施したものは 2 契約 17 億円であり、残る 2 契約 30 億円については随意契約となっている。

【平成 23 年 4 月実行分】

金額	20 億円	10 億円	10 億円	7 億円
期間	702 日	338 日	156 日	156 日
契約方法	随意契約	随意契約	入札	入札
金利	1.475%	0.8%	0.77%	0.77%

現状では、約 30 億円規模の資金調達は随意契約によらなければ引き受け手がないとのことであるが、平成 23 年度における公社の利子負担額は 51,071 千円であり、決して小さいわけではない。仮に、随意契約となっている借入金の利率を 0.1%引き下げることができれば年間 300 万円経費が減少する。

全市的な観点から財政負担の縮減を検討する場合は、前述のとおり、公社の借入を市からの貸付に切り替えることが望まれるが、それが困難である場合は、一契約ごとの金額を細分化するなどし、引き続き金利圧縮のため入札の範囲を広げられるよう交渉を行うことが望まれる。

【 2 】都市整備公社

(1) 概要

1 . 団体の概要

所管部署			代表者		
政策局			理事長 藤田邦夫 (副市長)		
基本財産 (うち市出捐率)			設立日		
510,000 千円 (100.0%)			昭和 45 年 10 月 1 日		
役員数 (非常勤・嘱託)		職員数 (非常勤・嘱託・臨時)			
(平成 24 年 4 月 1 日現在)	うち市派遣	うち市OB	(平成 24 年 4 月 1 日現在)	うち市派遣	うち市OB
	9(7)	7(7)		2(0)	106(56)
目的					
西宮市総合計画の目標とする文教住宅都市実現の趣旨に則り、地域的特性を生かした土地の合理的利用、都市環境の整備事業及び地域情報化事業を推進することにより、住民福祉の向上に寄与すること					
主な事業内容					
特定優良賃貸住宅事業、地域情報化事業、北山公園事業、甲子園浜海浜公園事業、斎園事業、市営住宅等管理事業、駐車場事業、西宮浜産業交流会館事業、墓地葬祭事業、総合行政情報化支援事業					
指定管理者として管理する施設					
市営住宅等 (南部地区)、市立墓地及び納骨堂、満地谷斎場、北山公園、植物生産研究センター花工房					

2 . 財政状況の推移及び市との取引

【財政状態 (平成 24 年 3 月 31 日時点)】

(単位：千円)

資	産	負	債
(流動資産)	485,767	(流動負債)	326,812
(固定資産)	2,478,293	(固定負債)	217,437
基本財産	510,000	正 味 財 産	
特定資産	1,150,612	指定正味財産	952,707
その他固定資産	817,681	一般正味財産	1,467,104
資産合計	2,964,060	負債・正味財産合計	2,964,060

流動資産の主なものは、現金及び預金 431,093 千円である。

固定資産の主なものは、特定資産に計上されている建物 671,331 千円、公共駐車場等事業にかかる土地、建物 736,945 千円、基本財産に計上されている有価証券 (地方債) 509,273 千円である。

流動負債の主なものは未払金 319,334 千円、固定負債の主なものは受入

保証金 107,429 千円である。

【経営成績】

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常収益	1,827,356	2,329,102	1,842,139
市からの補助金	185,752	81,612	77,646
市からの委託料	91,686	84,317	86,295
指定管理料	788,299	870,178	846,472
その他	761,620	1,292,997	831,726
経常費用	1,831,464	1,878,354	1,824,750
事業費	1,670,388	1,794,567	1,751,672
管理費	161,076	83,787	73,078
経常利益	4,108	450,749	17,389
経常外費用	-	23,642	-
一般正味財産増減額	4,108	427,107	17,389
指定正味財産増減額	9,283	9,283	9,634
正味財産増減額	13,390	417,824	7,755

損益の推移について、平成 22 年度の経常収益には旧財団法人西宮市斎園サービス公社からの寄附金 464,426 千円が含まれているため、収益が大きくなっている。こうした特別な事象を除くと、経常収益の 50～60%は市からの指定管理料や補助金、委託料で占められる。

市からの受託業務については、基本的には収支は均衡しており損益に大きな影響を与えるものはない。損益に対する影響が大きい事業としては、収益源としての駐車場事業がある一方、慢性的な赤字を抱える特定優良賃貸住宅事業があり、当該事業の赤字については駐車場事業の利益のほか、一部は市からの補助金により賄われている状況にある。

【市有財産の無償貸付の状況(平成 23 年度)】(主なもの)(注)

対象施設等(許可物件)	土地	建物
公共駐車場		
施設用地、事務所、事業所用地		-

(注) 都市公園法に基づく設置管理許可により使用料を減免している公園駐車場も対象に含めている。

3. 団体の変遷

公社は、昭和 45 年 10 月に設立され、現在の目的は西宮市総合計画の目

標とする文教住宅都市実現の趣旨に則り、地域的特性を生かした土地の合理的利用、都市環境の整備事業及び地域情報化事業を推進することである。

この目的遂行のために、公共的複合都市施設の管理運営、特定優良賃貸住宅の供給及び管理運営、駐車場の設置及び管理運営等を行うことを主たる業務としている。

西宮市『外郭団体の見直し方針』に基づく都市整備公社と斎園サービス公社との統合に伴い、平成22年度以降は、同斎園サービス公社から組織及び人員を引き継いでいる。また、公益法人制度改革への対応としては、平成25年4月1日付けで一般財団法人への移行を予定している。

4. 主な事業の状況

事業別収支の状況

平成23年度における主な事業別の収支状況は次のとおりである。

(単位:千円)

	事業名	当期収入合計	当期支出合計	当期収支差額	前期繰越収支差額	次期繰越収支差額
一般会計	西宮浜産業交流会館(*1)	93,332	68,686	24,646	222,091	246,737
	施設管理事業	13,038	5,507	7,531	6,827	14,357
	特定優良賃貸住宅事業	450,437	483,056	32,619	171,129	203,748
受託事業特別会計 (*3)	地域情報化事業	37,512	37,512	-	-	-
	エスカレーター事業	1,516	1,516	-	-	-
	植物生産研究センター事業	20,811	20,811	-	-	-
	公園事業	130,289	130,289	-	-	-
	斎園事業	131,451	131,451	-	-	-
	市営住宅管理事業	568,033	568,033	-	-	-
	市営住宅駐車場事業	41,915	41,915	-	-	-
	UR浜甲子園住宅等管理事業	2,757	2,757	-	-	-
等公共 事業 特別 会計 駐 車 場	駐車場事業(*2)	265,021	252,386	12,635	57,768	70,403
	墓地葬祭事業	77,561	69,531	8,031	9,891	17,922
	物品販売事業	7,088	6,697	391	8,531	8,923
	総合行政情報化支援事業	42,256	40,056	2,199	16,417	18,616

(*1)西宮浜産業交流会館事業の当期収入合計には他会計からの繰入金30,000千円が含まれている。

(*2)駐車場事業の当期支出合計には他会計への繰出金30,000千円が含まれている。

(*3)受託事業特別会計における各受託事業については、精算方式であるため、収支差額は生じない。

(西宮浜産業交流会館事業)

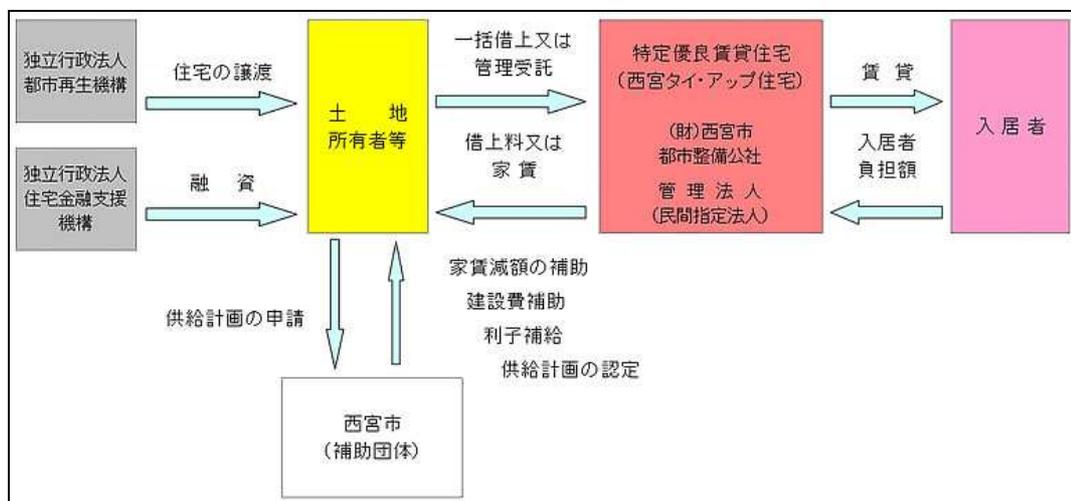
西宮浜産業交流会館は、兵庫県企業庁及び西宮市との協議に基づき、西宮浜産業団地企業の福利厚生や集会場所等の機能を持つ地区センターのほか、地域経済の活性化と都市情報化推進の拠点施設として、公社が平成4年4月に建設した公共的複合施設であり、1階の地区センターで貸館事業を行っている。

(施設管理事業)

施設管理事業は、西宮市甲子園浜地区における海浜の適正利用を図るため、公社が西宮市の要請を受けて、県立甲子園浜海浜公園内に建設した施設であり、その管理運営を行っているものである。

(特定優良賃貸住宅事業)

西宮市の特定優良賃貸住宅は「西宮タイ・アップ住宅」と呼称し、平成8年度から平成10年度の間、20団地484戸が供給されたが、公社ではこのうち、12団地283戸を借り上げて供給及び管理運営を行っている。制度の概要は次のとおりである。



入居者の家賃は、所得状況により決定されるが、入居者負担額は毎年3.5%ずつ上昇する仕組みとなっており、契約家賃と入居者の所得に応じて決定した入居者負担額との差額については市が補助を行うこととなっている。

特定優良賃貸住宅事業収支は平成13年度から赤字となり、平成17年度には事業赤字が45,938千円まで膨らんだ。そもそもこの制度は、地価高騰、一定の賃金上昇という創設当時の経済情勢を前提としてつくられた制度であるのに対し、その後の経済情勢は厳しい状況であり、入居者は家賃負担額が毎年3.5%ずつ上昇することを嫌い、年々入居者の確保が困難となった。空家が増加すると、本来得られるべき家賃収入は得られないにもかかわらず、土地所有者等に対しては一定の借上料を支払わなければならないことから、公社の収支はマイナスとなる。

公社は、自主事業である駐車場事業の収益を内部取引により特優賃住宅事業に充てることで収支のバランスを確保するよう独自で努力してきたが、平成 18 年度には事業赤字が更に膨らむ見込みとなったことから、市は「特定優良賃貸住宅供給事業補助金交付要綱」に基づき、公社と事前協議を行い、公社に対して前年度の事業赤字の約 2 分の 1 に相当する 25,000 千円を特定優良賃貸住宅供給事業補助金として支出することとした。

更に、翌年度以降においても、市は公社の独自努力による収益事業からの特優賃住宅事業の赤字補填の状況を確認しつつ、平成 19～21 年度の 3 か年は毎年 38,000 千円を、平成 22～23 年度の 2 か年は毎年 43,000 千円を支出しており、平成 24 年度においても 43,000 千円の補助金を支出する予算としている。

(地域情報化事業)

昭和 62 年 7 月に、通商産業省（現・経済産業省）により、西宮市は「ニューメディア・コミュニティ構想」応用発展地域に指定されたこと等から、平成元年 8 月西宮市企画局（現・政策局）内に、「ニューメディア情報センター」を開設し、その後、西宮市の地域情報化を推進する上での拠点施設の確保と情報化事業の多方面展開を確立する構想の下、平成 4 年度に、「西宮市情報センター」として開設された。インターネットによる情報発信、市民向けのパソコン講座、機器の共同利用事業等々を図りながら、地域情報化事業は現在に至っている。

(エスカレーター事業)

JR 西宮名塩駅エスカレーターは、西宮市が地元住民からの強い要望を受けて平成 5 年 2 月に同駅の構内に設置したものであり、西宮市からの要請を受けた公社が供用開始から現在に至るまでその管理を行っている。

(公園事業・植物生産研究センター事業)

公園事業に含まれるのは、北山緑化植物園、甲子園浜海浜公園の管理運営事業である。北山緑化植物園の管理運営は、昭和 57 年 4 月から公社が市からの委託を受けて管理を開始し、平成 18 年度以降は指定管理者として管理運営を行っている。

兵庫県立甲子園浜海浜公園は、開園当初、西宮市が兵庫県の委託を受けて管理を行っていたが、公社が同公園内にて便益施設及び駐車場の管理運営を行っていたこと、他の大規模公園（北山緑化植物園、西田公園）の管理実績があったことから、公社が同公園の管理を受託することとなった。

植物生産研究センター事業は、植物生産研究センターの管理運営事業である。同センターは、植物バイオテクノロジーを活用して緑化植物の研究開発を行い、特色ある花と緑のまちづくりを推進するための施設として、平成 2 年に北山公園内に設置された。また、開発した植物などを増殖し、市内に展開するための施設として、平成 7 年に花工房が設置された。

開発した植物の紹介・普及を図るため植物園内の市民ガーデンセンターで販売を行うほか、施設の維持管理を園内一体で行う方が効率的であるとの市の方針により、北山緑化植物園開設当初より管理運営を行っている公社が、平成 11 年度より事業の一部を受託して管理運営を行うに至った。

(斎園事業)

平成 21 年度末までは、旧財団法人西宮市斎園サービス公社が指定管理者の指定を受けて、墓地・納骨堂及び満池谷斎場の管理を行っていたが、西宮市『外郭団体の見直し方針』に基づく都市整備公社と同斎園サービス公社との統合に伴い、平成 22 年度以降は、同斎園サービス公社から組織及び人員を引き継いだ都市整備公社が指定管理者の指定を受けて同施設の管理運営を行っている。

(市営住宅管理事業、市営住宅駐車場事業)

市営住宅及び市営住宅駐車場について指定管理者として管理運営を行っている。平成 18 年度からの 2 年間は市内全域、平成 20 年度からの 5 年間は市南部地区（概ね阪急神戸線以南）の管理を行っている。

平成 18 年度からの 2 年間は非公募で公社が指定管理者として選定されていたが、平成 20 年度からは市北部地区については公募で指定管理者を選定し、市南部地区については引き続き公社が非公募で指定管理者とされた。また、平成 25 年度以降は従来の南部地区を更に国道 2 号で 2 分割し、全市域を北部地区、中部地区及び南部地区とし、中部地区を非公募で公社を選定し、他の地区を公募で選定する方針となり、この事業については規模の縮小が予定されている。

(駐車場事業)

都市における安全で円滑な交通を確保するため、市との連携の下に都市交通対策のための駐車場の整備・管理運営等を行っている。

公共駐車場は、市役所前公共駐車場をはじめとする 14 施設（総収容台数は 1,395 台）、月極駐車場は 3 施設（総収容台数は 45 台）、賃貸駐車場は 8 施設（総収容台数は 157 台（平成 24 年 8 月 1 日以降は 138 台））である。

(墓地・葬祭事業)

平成 21 年度末までは、旧財団法人西宮市斎園サービス公社が骨壺の販売及び各種葬儀サービスの提供等を実施していたが、西宮市『外郭団体の見直し方針』に基づく公社と同斎園サービス公社との統合に伴い、平成 22 年度以降は、同斎園サービス公社から組織及び人員を引き継いだ公社が本事業を実施している。

(物品販売事業)

主に植物生産研究センターが研究開発した花苗を販売し、西宮市オリジナルフラワーの普及と市内の緑化を増進する目的で、平成 10 年 4 月に北山緑化植物園内緑の相談所に市民ガーデンセンターが開設され、公社の自主事業として運営することとなった。

(総合行政情報化支援事業)

総合行政情報化支援事業は、平成 20 年度より公社の自主事業として開始した。平成 7 年に発生した阪神大震災時の最中に西宮市職員が自主開発した被災者支援システムが時を経て、その有用性が評価され、総務省の外郭団体である財団法人地方自治情報センター（以後、「LASDEC」という。）の業務用プログラムライブラリに地方公共団体としては第一号として登録された。それを契機に、被災者支援システムの全国普及のため、公社が全国サポートセンターの運営を LASDEC から受託し、全国の自治体への導入支援を行うこととなった。

また、同事業では平成 21 年度から、西宮市のホームページバックアップ用サーバーの保管業務を行っている。

(2) 監査の結果及び意見

(市の関与/指定管理料)

1 . 公社との間の西宮市営住宅等指定管理業務の協定内容の見直しを行うべき (意見)

(概要)

西宮市の市営住宅等については指定管理者による管理運営を行っており、平成 20 年度から平成 24 年度にかけては、市域を北部と南部に区分し、北部地区は民間事業者が、南部地区は公社が指定管理者となっている。

ここで、市と指定管理者との協定書の内容について比較すると次のとおりである。

	公社	民間事業者
対象地区	南部地区	北部地区
対象となる市営住宅等	普通市営住宅： 100 棟 3,398 戸 (店舗含む) 特別賃貸住宅：8 棟 200 戸 改良住宅等： 27 棟 2,129 戸 (店舗含む) 駐車場：1,949 区画	普通市営住宅： 145 棟 4,141 戸 特別賃貸住宅：1 棟 24 戸 改良住宅等： - 駐車場：977 区画
指定管理料	609,948 千円	512,452 千円
指定管理料の精算方法	全額が精算経費。	渡し切り経費と精算経費に分かれている。渡し切り経費とされている内容は、主に保全業務運営経費や人件費部分であり指定管理料全体の約 3 割程度。
業務実施経費の支払方法	2 ヶ月に 1 回 + 3 月の 7 回	3 ヶ月に 1 回 + 4 月の 5 回
駐車場管理経費の減額	特になし。	一定額の収入 (8,000 万円) を 100 万円下回るとに業者は市へ 50 万円を支払う。

精算方法を見直すべき (全額精算方式と一部精算方式) (意見)

指定管理料の支払いについて、市と公社の間ではその全額が精算経費となっているのに対し、民間事業者の間では渡し切り経費と精算経費に分かれている。渡し切り経費とされている内容は、主に保全業務運営経費や人件費部分であり指定管理料全体の約 3 割程度であるが、経費削減に努めた部分については、事業者へ還元される仕組みとなっている。公社については、財団法人という性質上、営利を目的としていないため、全額を精算経費とする方針とされている。

しかしながら、民間事業者であっても市の外郭団体であっても、同じ市営住宅の管理運営をより効率的に行うことができるようなインセンティブの仕組みを導入することは、市にとっても公社にとっても意味のあることであると考えます。公社が指定管理者となる場合であっても、一定の経費削減等のインセンティブが働きやすい指定管理料の支払い方法を導入するよう見直すべきです。

駐車場管理経費の減額についての条項を見直すべき(意見)

市営住宅等指定管理業務の中には、駐車場使用料等収納関係業務が含まれている。ここで、駐車場の管理経費について、平成 23 年度における市と民間事業者の契約では、「毎年 3 月末の駐車場使用料の収入額（過年度を含む）が年度協定で定める収入額を下回った場合は、管理経費の減額を行うことができる。」とされており、一定額の収入（8,000 万円）を 100 万円下回るごとに業者は市へ 50 万円を支払うこととされている。一方、市と公社の間の契約にはこのような条項は設けられていない。

指定管理者に対し、駐車場使用料等の収納をより適切に行わせる観点から、このような条項が設けられていると考えられる。駐車場使用料等をより適正に収納させるための観点、指定管理者間での公平性の観点から、公社との契約でも、同様の対応を図ることが必要である。

指定管理料の支払方法を見直すべき(意見)

市と公社の協定書では、経費の支払いは 2 ヶ月に 1 回 + 3 月の計 7 回の支払いであるのに対し、市と民間事業者の協定書では 3 ヶ月に 1 回 + 4 月の計 5 回の支払いとなっている。事業実施者にとっては、支払回数が多い方が資金的な余裕ができることとなる。同種の内容の指定管理業務を行うのであれば、支払方法についても公平性を確保すべきであり、一方のみを優遇することは適切ではない。

(市の関与/指定管理料)

2. 非公募による指定管理事業の縮小を進めるべき(意見)

市営住宅等の管理運営にかかる指定管理業務について、都市整備公社は、平成18年度からの2年間は市内全域、平成20年度からの5年間は市南部地区(概ね阪急神戸線以南)の管理を行っている。平成18年度からの2年間は非公募で公社が指定管理者として選定されていたが、平成20年度からは市北部地区については公募で指定管理者を選定し、市南部地区については引き続き公社が非公募で指定管理者とされた。また、平成25年度以降は従来の南部地区を更に国道2号で2分割し、全市域を北部地区、中部地区及び南部地区とし、中部地区を非公募で公社を選定し、他の地区を公募で選定する方針とされている。公募の範囲は縮小されているが、引き続き、非公募としている部分についても公募への切り替えを検討すべきである。

(市の関与)

3. 収益事業で使用する駐車場等につき、市は適切な賃借料を徴収すべき(意見)

都市整備公社の主な収益事業は有料駐車場の運営等であり、駐車場用地等の確保が必要であるが、公社が収益目的で使用する土地・建物の一部につき、次のとおり市有財産である土地・建物を無償で貸付している。

【収益目的で利用する土地・建物の無償貸付】(注)

	施設名	土地・建物別	面積(m ²)	推定時価 (単位:千円)
1	市役所前公共駐車場	建物	12,373.95	1,736,312
2	津田西駐車場	土地	840.85	168,338
3	塩瀬センター駐車場	土地	1,108.03	30,360
4	山口センター駐車場	土地	1,784.41	63,522
5	鳴尾支所前駐車場	土地	383.60	87,223
6	北山緑化植物園駐車場	土地	2,242.00	36,320
7	芦原駐車場	土地	1,935.00	296,829
8	西宮浜産業交流会館・駐車場・テニスコート(一部)	土地	6,635.25	696,038
9	JR西宮駅南公共駐車場(一部)	土地	1,781.04	498,157
10	甲東園駅前立体駐車場	建物	195.48	297,504
11	西宮浜産業交流会館テニスコート(一部)・西宮浜中公園	土地	5,502.42	577,160
		合計		4,487,763

(注) 都市公園法に基づく設置管理許可により使用料を減免している公園駐車場も対象に含めている。

【貸付料試算】 1

推定時価 2,453,947 千円 $\times 0.7 \times 4 / 1,000 \times 12 \times 0.7 = 57,717$ 千円(土地)

推定時価 2,033,816 千円 $\times 1.0 \times 4 / 1,000 \times 12 \times 1.0 = 97,623$ 千円(建物)

1: 試算根拠

西宮市公有財産規則第 31 条に基づき、住居以外の用に供する建物又はその敷地の貸付料は当該土地、建物の固定資産税評価額に 1000 分の 4 を乗じて算定することとされているため、これに準じて、貸付料を試算した。

推定時価は概ね固定資産税評価額を 0.7 で除した値であることから、推定時価に 0.7(建物は 1.0)を乗じて固定資産税評価額を試算し、これに 1000 分の 4 を乗じて計算した金額の 12 ヶ月分とした。さらに土地については普通財産の土地貸付料にかかる調整措置要綱に基づき、0.7 を乗じて賃借料とした。

一部の駐車場においては収支が赤字の駐車場もあり、無料時間帯を設け公共施設利用者の利便性の向上に寄与するなど一定の役割を果たしているものの、基本的には有料で施設利用者に貸しており、収益事業等に区分されていることから、本来は適切な使用料を徴収すべきである。監査人が試算する賃借料の減免額は 155,340 千円(年額)である。なお、市から公社への市役所前公共駐車場の無償貸付については、平成 21 年度の包括外部監査においても指摘がなされており、措置状況が公表されているが、引き続き市は公社と協議しており改善は見られない。

また、団体の今後のあり方や市の補助、委託等を見直す場合には、このような実質的な援助についても考慮する必要がある、また、情報開示の透明性も高めるべきである。

(市の関与)

4. 公社での市HPのバックアップ保管を見直すべき(総合行政情報化支援事業)(意見)

市と公社の保管上の契約において、公社において市HPの予備サイトのバックアップサーバを保管することとされている。

これは当初、市役所本庁舎の停電に備えたバックアップが必要であったことによるものであるが、津波等の災害を想定した場合、市役所と地理的に隣接している公社でのバックアップ保管が必ずしも有効な手段ではない。

よりリスクの軽減が図られるようなバックアップ保管の方法を検討すべきである。

(市の関与)

5. 長期的な視点で公社が実施する事業のあり方を再検討すべき(意見)

公社が実施する事業内容と今後の見通し等を要約すると次のとおりである。

事業名	今後の見通し	事業内容	当期収入合計 (千円)	構成比
西宮浜産業交流会館	-	施設管理	93,332	5.0%
施設管理事業	-	施設管理	13,038	0.7%
特定優良賃貸住宅事業	終了予定	その他	450,437	23.9%
地域情報化事業	-	その他	37,512	2.0%
エスカレーター事業	-	施設管理	1,516	0.1%
植物生産研究センター事業	-	その他	20,811	1.1%
公園事業	-	施設管理	130,289	6.9%
斎園事業	-	施設管理	131,451	7.0%
市営住宅管理事業	平成25年度より 縮小予定	施設管理	568,033	32.5%
市営住宅駐車場事業		施設管理	41,915	
UR浜甲子園住宅等管理事業	平成24年度廃止	施設管理	2,757	
駐車場事業	-	施設管理	265,021	14.1%
墓地葬祭事業	-	物品販売	77,561	4.1%
物品販売事業	-	物品販売	7,088	0.4%
総合行政情報化支援事業	-	その他	42,256	2.2%

特定優良賃貸住宅事業は平成28年～平成30年に順次契約満了を迎え終了が予定されており、市営住宅管理等事業についても縮小が見込まれている。

次に、公園事業、斎園事業、駐車場事業であるが、これらはいずれも施設管理を行う事業であり、他の民間事業者においても同種の事業を行うものが存在している。現状においては、これまでのノウハウ等を生かして、最も各施設を効果的かつ効率的に実施することができるのは、公社であるかもしれないが、将来も引き続き外郭団体が業務を担うべきであるかについては十分に検討の余地がある。施設管理を行うことを目的とした外郭団体は設立しない方針を定めている自治体もあり、西宮市においても、従前は公社が実施していた市営住宅等事業については民間事業者への拡大を図るなどされており、全国的にもこのような流れは加速している。

地域情報化事業は、インターネットによる情報発信、市民向けのパソコン講座、あるいは、機器の共同利用事業である。事業が開始された平成4年当初は地域情報化を推進する必要性は高かったであろうが、それから約20年が経過し、個人レベルでのパソコン等の機器の使用は随分進み、パソコン講座などは民間事業者等においても各種講座が開設されているし、コ

ピーサービス等も同様である。

事業開始から現在に至るまで、公社事業を取り巻く環境は大きく変化している。これまで市と公社が連携協力し、それぞれの事業を軌道に乗せ安定的な管理運営等の基盤ができた段階であり、また、他に同種の事業を実施する民間事業者が出てきている段階であると考え。このため、これまでどおり、公社が事業実施を継続するのが適当であるかどうかを含め、中長期的な視点で事業の実施のあり方を検討する時期に来ていると考える。

なお、公園事業や斎園事業など一部には引き続き事業を継続する必要があるものもあると思われるが、そのためだけに外郭団体の存続を図ることは非効率である。こうした場合には、当該事業のみを市の直営方式とすることも検討の余地があるものと考え。

(事業運営・経営管理事務)

6. 中長期的な視点での事業計画を策定すべき(意見)

監査を実施した平成 24 年 12 月時点では、公社の中長期的な事業計画は策定されていない。公社が実施する指定管理事業について、平成 25 年度以降も引き続き公社が指定管理者とされるかどうかの市の方針が明確でないことや、公益法人制度改革の下で、当初は公益財団法人への移行を目指すこととしていたものの、一般財団法人への移行へ軌道修正をすることとなるなど、不確定な要素が多く、具体的なビジョンを持つことが困難であったことがその理由である。

まず、第一に、都市整備公社が実施する事業の多くは、そもそも市の要請により始まったものであり、市との関係性が極めて強い団体である。こうした状況を鑑みると、公社が中長期的な計画策定を行うために、市としての方針を早期に示す必要がある。

次に、市としての方針が示されたとしても、現在実施している指定管理事業について、継続できるかどうか等については依然として不確実性がつきまとうこととなる。これについては、不確定な要素が多いため、計画を策定できないということではなく、想定される状況を織り込んだ事業計画の策定が必要である。

また、大きな赤字が生じ公社経営を圧迫している特定優良賃貸住宅事業については、平成 28 年～平成 30 年に順次契約期間の満了を迎え、事業が終了することとなるが、契約期間満了が近づくにつれ、住宅入居者の解約が増加し、更に赤字が拡大することも懸念される。現時点では、今後の赤字見込み額の算定が困難とのことであるが、公社は平成 25 年度から一般

財団法人への移行を予定しており、今後も外郭団体として存続を図るのであれば、これら赤字となっている事業の状況を踏まえつつ、自主事業の拡大を検討するなど、過度に市に依存することなく、自立的な財政運営を行うことができるような計画の策定が急務である。

(事業運営・経営管理事務)

7. 特定優良賃貸住宅の空家率の改善に努めることが必要(特定優良賃貸住宅事業)(意見)

公社が管理する住宅は、平成9年に管理を開始した物件がほとんどであるため、平成29年に集中的に契約期間が満了するが、契約期間満了後の民間賃貸住宅への移行を前にして、入居率の低下が懸念される。

今後、契約期間満了までの公社の取り組みが当該事業収支を左右することとなる。

直近3年間の空家率を見ると、平成22年度から平成23年度にかけては家賃の見直し等により空家率はかなり改善しているが、一部には空家率が高いものもある。

また、市では、市営住宅に入居している収入超過者や高額所得者に対して、必要があると認める場合に、他の適当な住宅の斡旋等を行うものとされており、公社の特定優良賃貸住宅の斡旋を行った事例もあるが、成約に至ったものはない。今後も、公社は市営住宅担当部局と連携し、特定優良賃貸住宅への入居斡旋を図るとともに事業者等との交渉も進め、空家が増加することがないように対策を講じていくことが重要である。

(事業運営・経営管理事務/財産管理)

8. 西宮浜産業交流会館会議室等の有効活用を検討すべき(西宮浜産業交流会館事業)(意見)

公社が自主事業として実施している、西宮浜産業交流会館の貸会議室等の利用状況は次のとおりである。

会議室の稼働率は、平成23年度は12.1%~29.4%と低水準であり、使用料収入についても1,601千円にとどまる。

平成25年度以降は一般財団法人への移行も予定されており、自主事業の拡大により経営基盤の強化を図ることが必要である。会議室以外への用途変更も含め、より有効に施設が活用され、収入確保につながる方法を検討すべきである。

【西宮浜産業交流会館会議室等利用状況】

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	基本使用料 (円)	
ホ ー ル	使用回数(回)	107	157	139	午前	4,600
	稼働率	9.9%	14.6%	12.9%	午後	6,100
	金額(円)	655,200	1,022,700	866,800	全日	15,300
A 会 議 室	使用回数(回)	170	264	317	午前	800
	稼働率	15.8%	24.5%	29.4%	午後	1,000
	金額(円)	145,000	225,400	289,200	全日	2,600
B 会 議 室	使用回数(回)	209	179	225	午前	600
	稼働率	19.4%	16.6%	20.9%	午後	800
	金額(円)	156,300	126,300	159,400	全日	2,000
C 会 議 室	使用回数(回)	148	173	130	午前	2,100
	稼働率	13.7%	16.1%	12.1%	午後	2,800
	金額(円)	355,300	395,800	286,200	全日	7,000
合 計	金額(円)	1,303,200	1,752,900	1,582,400		
	キャンセル料(円)	8,600	17,300	19,200		
	合計金額(円)	1,311,800	1,770,200	1,601,600		

基本使用料については一部の時間帯についてのみ記載している。

午前：午前9時～正午、午後：午後1時～午後5時、全日：午前9時～午後9時

【3】文化振興財団

(1) 概要

1. 団体の概要

所管部署			代表者		
産業文化局			理事長 水田 宗人(元市局長)		
指定正味財産(うち市出捐比率)			設立日		
500,000千円(100.0%)			昭和63年4月1日		
役員数(非常勤・嘱託)		職員数(非常勤・嘱託・臨時)			
(平成24年4月1日現在)	うち市派遣	うち市OB	(平成24年4月1日現在)	うち市派遣	うち市OB
8(7)	2(2)	1(0)	23(10)	12(0)	0(0)
目的					
すぐれた芸術、文化を地域住民の鑑賞に供するとともに、芸術、文化活動の振興を図り、もって地域の芸術、文化の向上に寄与すること					
主な事業内容					
地域住民の芸術・文化に関する事業、文化施設の管理運営					
指定管理者として管理する施設					
西宮市民会館、西宮市フレンテホール					

2. 財政状況の推移及び市との取引

【財政状態(平成24年3月31日時点)】

(単位:千円)

資	産	負	債
現金及び預金	30,367	流動負債	26,068
その他流動資産	3,295	固定負債	14,255
基本財産	500,000	正味財産	
特定資産	114,363	指定正味財産	500,000
その他固定資産	737,337	一般正味財産	845,041
資産合計	1,385,363	負債・正味財産合計	1,385,363

基本財産は法人化時に市からの出資金を原資とした投資有価証券(公債)499,111千円、普通預金889千円である。

その他固定資産として、フレンテ西宮4階部分の建物409,643千円、土地327,329千円を保有している。

【経営成績】

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常収益	409,799	315,003	314,445
市からの補助金	108,376	18,760	16,661
市からの委託料	89,414	86,770	88,306
指定管理料	165,338	166,382	165,479
その他	46,669	43,091	43,999
経常費用	421,069	325,427	327,196
当期経常増減額	11,270	10,424	12,751
正味財産増減額	11,270	10,424	12,751

【市有財産の無償貸付(平成 23 年度)】(主なもの)

対象施設等(許可物件)	土地	建物
夙水苑		
西宮市民会館(6階事務所など)	-	

3. 団体の変遷

文化振興財団は、昭和 63 年 4 月 1 日に設立された。「すぐれた芸術、文化を地域住民の鑑賞に供するとともに、芸術、文化活動の振興を図り、もって地域の芸術、文化の向上に寄与する」ことを目的とし、西宮市民会館(アミティホール)等で芸術性の高い自主文化事業を行うとともに、市民会館等の文化施設の管理運営を通じて、地域文化活動の振興を図ってきた。

平成 22 年 9 月 27 日には、公益財団法人への移行申請を兵庫県に行い、平成 23 年 3 月 24 日付で公益財団法人認定を受け、平成 23 年 4 月 1 日に公益財団法人へ移行した。

また、夙水苑管理運営事業を廃止することと合わせて事業区分の見直しを行い、平成 24 年 10 月 23 日に変更申請を行い、平成 24 年 12 月 20 日に認定を受けている。

公益財団法人として、地域に密着した芸術文化活動を通じてさらなる「地域文化向上に寄与する」ことを目指し、活動に取り組んでいる。

4. 主な事業の状況

事業別収支の状況

平成 23 年度における主な事業別の収支状況は次のとおりであり、公益目的事業会計は 15,018 千円の赤字となっている。また収益事業もフレンテ西宮 4 階部分の施設貸付である文化振興財団施設貸付事業が 1,330 千円の赤

字を計上しており、収益事業会計全体で1,254千円の赤字となっている。

(単位：千円)

会計区分	事業内容	経常収益	経常費用	差引
公益目的事業会計	芸術文化鑑賞振興育成事業	18,981	31,396	12,414
	市民ホール等管理運営及び主催事業	129,819	129,233	586
	公共団体等実施文化事業受託事業	53,938	53,999	60
	夙水苑管理運営事業	504	2,580	2,076
	文化振興財団施設管理運営事業	956	2,010	1,053
	合計	204,198	219,216	15,018
収益事業会計	市民ホール等の公益目的外貸付事業	70,822	70,746	76
	文化振興財団施設貸付等事業	22,757	24,087	1,330
	合計	93,580	94,834	1,254

公益目的事業

(芸術文化鑑賞振興育成事業)

芸術文化団体などの協力を得て、コンサート、映画鑑賞など、市民に多様で優れた芸術文化に触れる鑑賞機会を提供している。また、芸術文化活動の振興を図り、地域の芸術文化の向上に寄与することに努めている。

平成23年度の主な自主事業は次のとおりである。

開催日	事業名	開催場所	入場人員 (人)
7月16日	名画鑑賞会「その木戸を通して」	なるお文化ホール	675
7月24日	第10回西宮太鼓フェスティバル	アミティホール	1,154
9月17日	第1回大学OBビッグバンドジャズ祭りin西宮	アミティホール	752
12月17日	桂三枝独演会	アミティホール	1,122
2月26日	第2回にしのみやなないろの音楽だより	アミティホール	1,182
3月3日	第23回なるお寄席	なるお文化ホール	664
5月28日他	あびす寄席	山口ホール他	延べ 231
11月18日	第36回アミティ友の会サロンコンサート晩秋のコンサート	甲東ホール	98
1月14日	第11回プレラ名曲サロン	プレラホール	269
2月18日～19日	第17回にしのみやアジア映画祭	フレンテホール	延べ 638

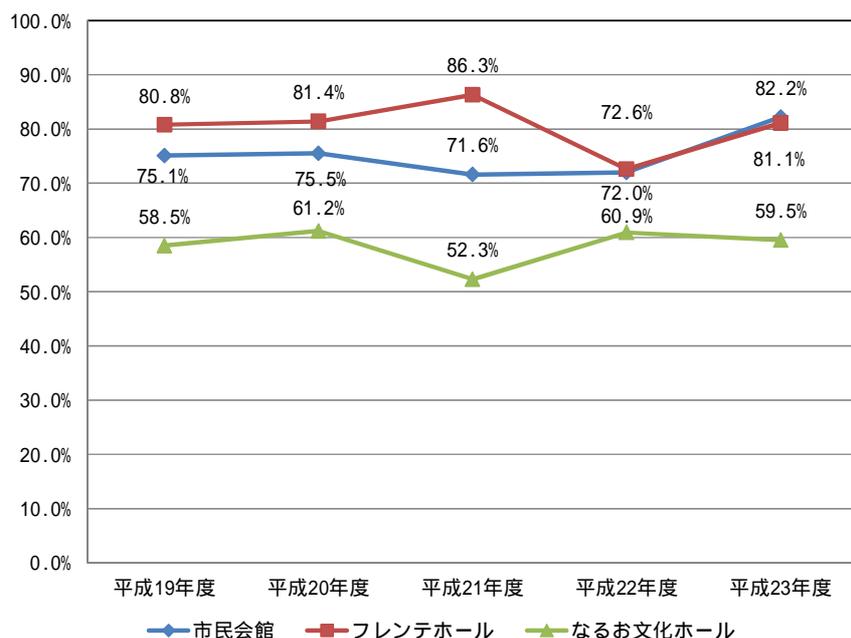
(市民ホール等管理運営及び主催事業)

市が地域文化の拠点として設置した市民ホールのうち西宮市民会館及び西宮市フレンテホールを指定管理者として、ホールの管理運営や自主事業を実施することにより、芸術、文化活動の振興を図っているほか、なるお文化ホール(西宮東高校ホール)を受託契約により管理運営を行ない、市民文化の向上に努めている。

なお、市の文化施設に関する指定管理者の選定状況は次のとおりであり、西宮市民会館を除いた市の文化施設は平成20年4月から5か年、平成25年4月から5か年、ともに公募にて選定されている。

施設名	指定管理者			
	現在	公募	平成25年4月～	公募
西宮市民会館	文化振興財団		文化振興財団	
西宮市フレンテホール	文化振興財団		文化振興財団	
甲東ホール	A社		A社	
ブレラホール	B社		A社	
山口ホール	C社		C社	
市民ギャラリー	A社		A社	
北口ギャラリー	A社		A社	

また、西宮市民会館、西宮市フレンテホール、なるお文化ホールの利用率は次のとおりである。なるお文化ホールの利用率はほぼ横ばいであるが、西宮市民会館と西宮市フレンテホールは回復傾向にある。西宮市民会館、西宮市フレンテホールの利用率に比べて、なるお文化ホールの利用率が低くなっているのは、ホールに附属して貸出しを行っている会議室や学習室が駅から比較的遠く(徒歩10分以上)、地域住民の利用に限定され、ホールに比べて利用率が低くなるという立地上の要因のためであり、ホールのみ限定した利用率は66.1%となっている。



(公共団体等実施文化事業受託事業)

西宮市が「西宮市文化振興ビジョン」に基づき実施する事業のうち、市が直接実施するものを除いて、各種の文化事業を受託している。市民文化の振興を図るため、優れた芸術文化鑑賞機会の提供、市民自らが参加できる文化事業の実施、次代を担う若者の育成などを行っている。

平成 23 年度の主な事業は次のとおりである。

開催日	事業名	開催場所	入場人員 (人)
7月7日～17日	第61回西宮市展	市民ギャラリー	延べ2,538
10月8日～10日	野外文化事業	六湛寺公園	延べ5,000
10月19日～11月6日	西宮市芸術祭西宮の作家159人の近作展	市民ギャラリー	延べ1,944
10月11日～11月8日	第62回西宮市民文化祭	公民館他	延べ116,206
11月6日	第36回西宮市民音楽祭	アミティホール	1,500
通年	まちかどコンサート	市役所ロビー他	延べ2,456
通年	西宮少年合唱団の育成	アミティホール	1,200

(夙水苑管理運営事業)

地域の芸術文化活動の場として、平成 10 年 2 月から夙水苑の管理運営を行っている。利用率が平成 23 年度は 18.2%と低迷していることや市内の待機児童対策のための転用が検討され、平成 24 年度に廃止が決定した。

廃止後の夙水苑を、市は民間保育所として活用することを予定している。

(文化振興財団施設管理運営事業)

JR 西宮駅前の複合施設「フレンテ西宮」4 階において、絵画や工芸作品の展示など、市民の芸術活動の発表の場として、ギャラリー事業を実施している。

収益事業等

(市民ホール等の公益目的外貸与事業)

市民ホール管理運営事業のうち、施設利用者の利用目的が、芸術・文化活動など公益目的に該当しない部分については収益事業に区分される。

(文化振興財団施設貸付等事業)

フレンテ西宮 4 階部分において、テナント貸付による収益事業を行っており、市(秘書・国際課)、国際交流協会、NHK 学園に賃貸している。

また管理する施設で設置している自動販売機の手数料徴収等の収益事業を行っている。

(2) 監査の結果及び意見

(事業運営・経営管理事務)

1. 収益事業である施設貸付等事業の改善を図るべき (結果)

フレンテ西宮 4 階部分の賃貸を行う施設貸付等事業は公益財団法人化によって収益事業等会計に位置づけられているが、平成 23 年度は当期 1,330 千円の赤字となっており、平成 24 年度予算においても 350 千円の赤字を想定している。

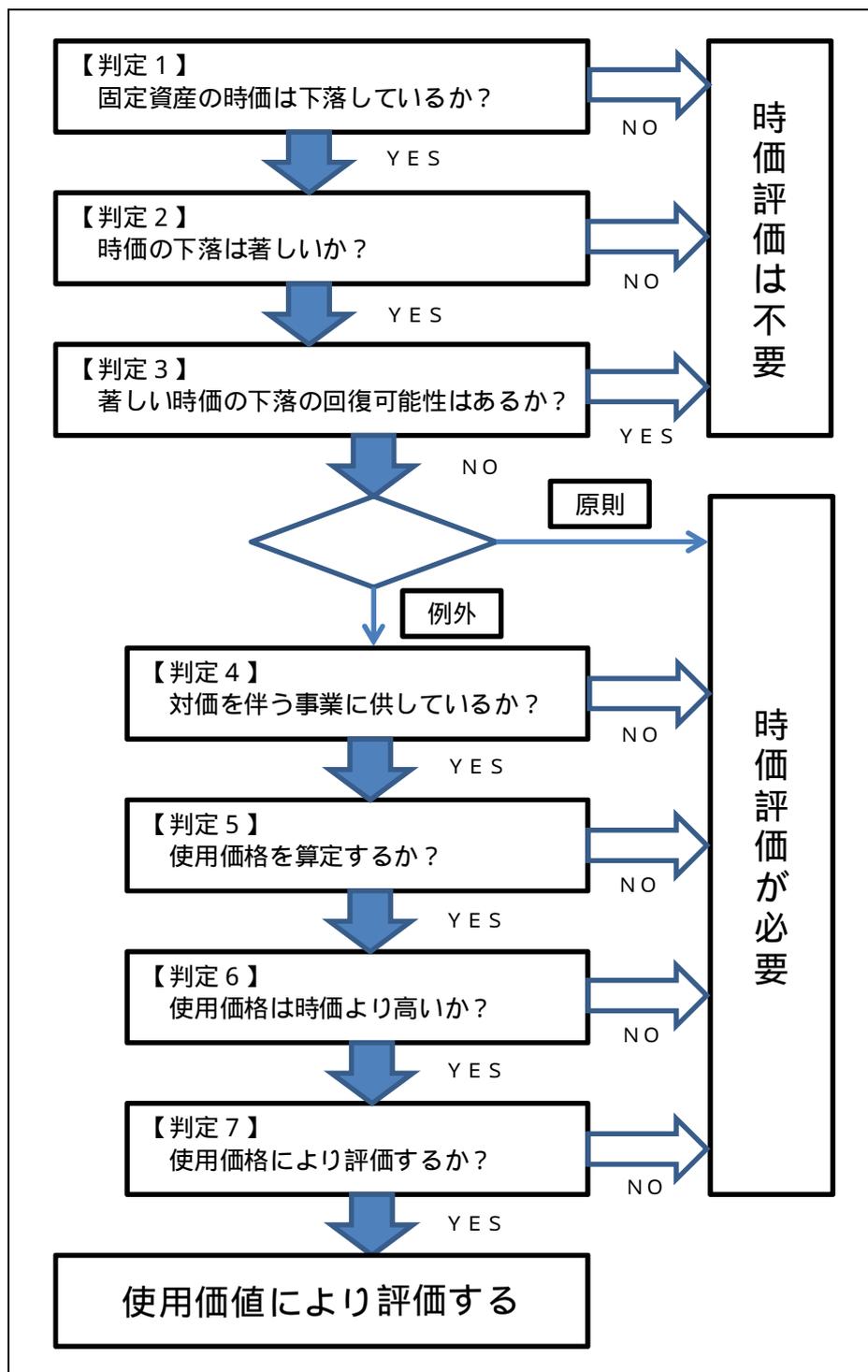
収益事業は公益法人本来の目的である公益目的事業を支援するために実施するものであり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律においても、収益事業等が公益目的事業の支障にならないよう定めている (第 5 条第 7 号)。したがって、公営財団法人として今後も活動していくには、収益事業等の改善が求められる。

収益事業等の改善を図るために文化振興財団が実施すべき具体的な方策としては、運営上過大な負担となっている固定資産に対する適切な会計処理や賃貸料の値上げ等が考えられる。

(財務会計)

2. 公益法人会計基準に準拠し、減損会計を適用すべき (結果)

文化振興財団は公益法人会計基準に準拠して財務諸表を作成しているが、公益法人会計基準に関する実務指針 (その 3) では次のような固定資産の減損の手続が定められており、固定資産の時価の下落が著しく、回復可能性がなければ、原則として減損会計を適用し、時価をもって貸借対照表価額としなければならないとされている (公益法人会計基準第 2 . 3 (6))。



文化振興財団が保有する、フレンテ西宮4階部分の土地や建物といった固定資産の見積時価が大幅に下落しており、平成23年度決算時点における状況は次のとおりである。

科目	A	B = A ÷ 70%	C	D = B - C	B / C
	課税標準額 (千円)	見積時価 (千円)	帳簿価格 (千円)	差額 (千円)	
土地	90,820	129,742	327,329	197,587	39.64%
建物	127,789	182,555	409,643	227,088	44.56%

文化振興財団は固定資産の課税標準額を時価の70%とみて見積時価を算定している。

なお、文化振興財団が把握している上記の情報は課税標準額であり、正確な時価情報を入手したわけではない。減損会計の適用にあたってはこれら対象資産の収益性や不動産鑑定士の評価等の情報入手も必要であり、最終的には減損会計の適用が回避される可能性もある。

しかし、文化振興財団は従前から公益法人会計基準に準拠して財務諸表を作成している以上、毎決算期において上記プロセスを考慮しながら決算手続を実施すべきであり、経営環境は近年ほぼ変化がないことから、本来は平成23年度以前に減損会計の適用を検討すべきであったと考えられる。

決算時には上記プロセスを検討し、減損が生じている状況においては必ず減損会計を適用し、減損損失を計上すべきである。

(市の関与/財産管理)

3. フレンテ西宮4階部分は購入時のみならず、現在も賃借料等として市から多額の資金が投入されているため、市以外の第三者への賃貸を行うなど、市の実質的負担を減らすよう努力すべき(意見)

フレンテ西宮4階部分には絵画や美術品の展覧会等に使用されるギャラリー一部分の他、賃貸スペースがあり、賃貸スペースの契約状況は次のとおりとなっている。

賃借人	面積 (平米)	月額賃料 (円)	年額合計 (円)
西宮市	110.33	275,750	3,309,000
国際交流協会	353.70	884,250	10,611,000
NHK学園	232.87		

NHK学園は市外部の団体であるため、詳しい賃料は省略する。

このうち国際交流協会の賃料等は市からの補助金で支払われているため、

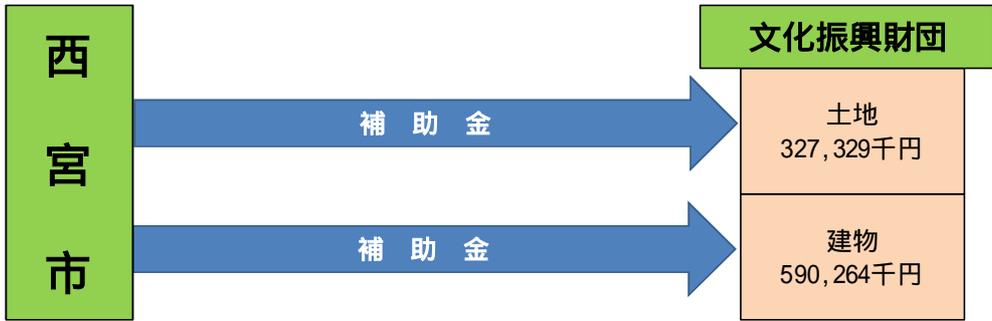
施設貸付事業の収入の約 6 割が市からの収入となり、市外部からの収入は 4 割に満たない状況である。

フレンテ西宮は、JR 西宮駅前の再開発事業により整備され、市は 4、5 階を市民の文化交流活動を支える文化ゾーンとして位置づけ、5 階部分を西宮市フレンテホールとして所有している。4 階部分については、5 階のホールと一体的な運営ができ、文化振興財団の芸術文化に関する自主事業について、賃料収入という安定的な収入を確保するため、文化振興財団が全額市の補助金によって取得したものである。

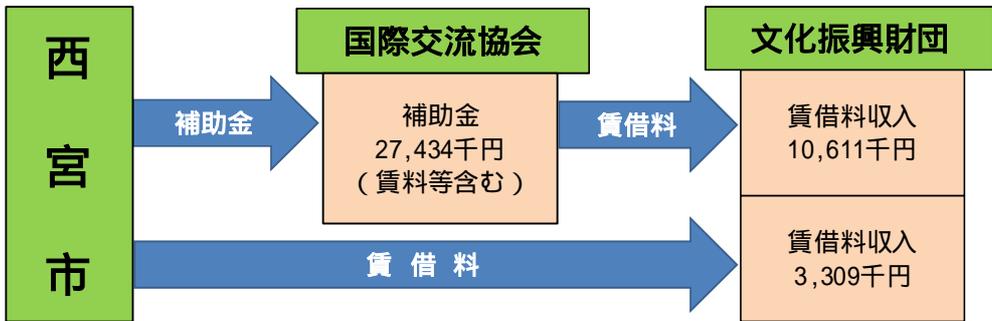
フレンテ西宮 4 階部分については、取得時に土地・建物合わせて 917,593 千円の補助を市から受けており、その後も賃料等として毎期 13,920 千円の補助を受けていることになる。その上、平成 24 年度末に文化振興財団が減損会計を適用した場合、平成 24 年 11 月現在の試算で 424,675 千円の減損損失の計上も予想されている。

フレンテ西宮 4 階部分に関する市の補助や文化振興財団の損失の状況をまとめると次のとおりである。これらの負担は実質的にすべて市の方針にそって行われているため、市と文化振興財団は協力して民間事業者への賃貸を行うことを検討するなど、市の実質的負担を減らすように努める必要があると考える。

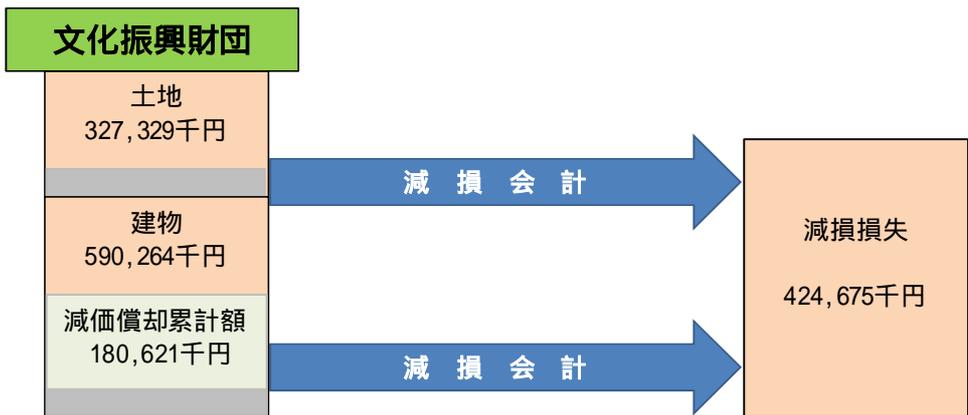
フレンテ西宮 4階購入時



毎期賃借料支払



平成24年度末（減損会計を適用した場合の試算）



(市の関与/指定管理料)

4.指定管理業務の経費積算にあたり、公益法人会計システムの保守料や会計端末借上料は指定管理者業務分のみ負担させるべき(結果)

文化振興財団は、平成23年度の西宮市民会館指定管理業務事業報告書において法人会計端末借上料648千円、公益法人会計システム保守278千円を管理運営事業費の一部として計上している。これらの費用は指定管理者業務のみならず法人の活動全体にかかる費用であるから、指定管理者業務分のみ計上し、その他の部分は文化振興財団自身が負担すべきである。

文化振興財団によると、文化振興財団はすべての事業の会計処理を公益法人会計システムで実施しており、これらの費用はそのシステムに関わる端末借上料と保守料であるとのことである。

文化振興財団の事業の中でも市民会館管理運営業務に関わる事務が最も大きな割合を占めるため、全額を西宮市民会館の管理運営事業費に計上したとのことであるが、文化振興財団は収益事業等多様な事業を実施しており、市の文化振興施策に関連のない部分の費用まで市に負担させるのは不適切である。

文化振興財団の試算では西宮市民会館指定管理業務にかかる業務割合は約41%とのことであるが、西宮市フレンテホールの指定管理業務やなるお文化ホールの委託業務にも、これらのシステムが使用されている。

これらの市の文化振興施策に関連する業務に適切に按分した上で、残りの収益事業等に配分された金額については文化振興財団の負担とし、対応する指定管理料の算定方法の見直しを実施すべきである。

(市の関与)

5.引き続き市民との参画と協働の促進、市民の人材活用を促進するような取組を進めるべき(意見)

文化振興財団については、市が進める市民等との参画と協働によるまちづくりに基づく文化振興施策を補完する上で、市とも連携し今後も引き続きその役割を担っていくことが重要であると考えます。

既に文化振興財団では、まちかどコンサートやプラス・フェスティバル、野外アートフェスティバル、にしのみやなないろの音楽だよりなどにおいて実行委員会形式として市民参画型事業を行っているほか、協働事業提案(地域文化芸術振興部門)や市民が文化イベントを開催するためのスキルの習得、向上を図るイベント企画実践講座などを開催している。

文化振興財団は、引き続きこうした事業の充実を図り行政と市民の協働を進める際の中心的な役割を担うことが望まれる。

(事業運営・経営管理事務)

6.事業の収支を予測し、安定した経営を行うための中長期計画を作成すべき(意見)

文化振興財団が実施する多くの事業は市からの受託料、補助金等で賄われているが、市の予算は単年度で編成されるため、市の予算確定をもって毎年事業計画を作成しており、中長期の計画は作成していない。

単年度の受託料や補助金は、文化振興財団単独で予測することはできないが、自主財源による収入や収益事業等による収入・支出は予測可能であり、そのような予測に基づき経営を行えば安定した運営が可能となると思われる。

特に文化振興財団はフレンテ西宮4階部分の土地、建物といった固定資産について減損処理を行うべきであるが、当該処理に際しては対象資産から生じるキャッシュ・フローを適切に見積もり、使用価値を算定することが求められる場合もある。その際にも中長期の経営予測や経営計画は重要な資料となる。

文化振興財団は市の外郭団体とはいえ、独立の公益認定を受けた公益財団法人である。今後は市への依存度を低くする必要もあることから、一定の期間においてどのような活動を行い、財団を安定して運営していくためには、どの程度の活動資金が必要であることを示す必要があると思われる。

(事業運営・経営管理事務)

7.西宮コミュニティ放送への委託料は料金表と比較して合理的な金額を支払うべき(意見)

文化振興財団は市民会館管理運営事業において、イベント案内のスポットコマーシャルと週3回の広報番組を放送するために、西宮コミュニティ放送に対して2,224千円(税込、以下同じ)を支払っている。

この委託料は、スポット(40秒)のコマーシャルを年12回制作の上、毎週3回放送し、5分番組を年24回制作の上、毎週3回放送することに対するコマーシャル・番組制作料と放送電波料であるが、5分番組の放送電波料については毎週3回のうち1回分を無償でサービスを受けているほか、長期契約割引として約238千円の割引を受けている。

一方西宮コミュニティ放送ではコマーシャル・番組制作料や放送電波料について、次のような料金表を作成しており、長期契約割引についても、コマーシャルや5分番組を所定の回数以上放送する契約においては、放送回数に応じて放送電波料を一定割合割引している。

1. タイム料金（番組1回あたり）		
番組時間	放送料（円、税込）	制作料（円、税込）
5分	5,250	ご相談ください。
10分	9,240	
15分	13,650	
20分	16,275	
25分	18,375	
30分	21,000	
2. スポット料金（CM1回あたり）		
番組時間	放送料（円、税込）	制作料（円、税込）
20秒	3,150	1種類 15,750円～
30秒	4,200	
60秒	8,400	

西宮コミュニティ放送ホームページより抜粋（平成24年12月現在）。
スポット料金は基本3種類であり、超過秒数は追加料金が発生する。

文化振興財団はコマーシャルが年100回以上、5分番組についても年50回以上と多数回放送しているため、長期契約割引の表においては、最も高い割引率が適用される。

文化振興財団を通じて入手した西宮コミュニティ放送の料金表、長期契約割引の表を考慮して監査人が見積もると、27千円以上の委託料が節減される計算となった。

西宮コミュニティ放送は市の外郭団体とはいえ、民間企業であるから営利を追求するのは当然であるが、文化振興財団は指定管理者として、市民会館管理運営事業を実施しているのであるから、より合理的な契約内容とすることが求められる。

少なくとも、このような標準的な価格表がある取引については、担当者が事前に価格表を入手し、見積り表の価格と標準価格の比較を実施した上

で、より有利な取引条件となるよう交渉を行うべきである。

(事業運営・経営管理事務)

8. 職員の勤務体制の改善を図るべき(意見)

文化振興財団は事務局長以下 23 名の職員で実際の運営がなされており、市職員との兼務職員、市からの派遣職員、文化振興財団で採用された財団職員からなる。

このうち、平成 24 年 9 月末現在、文化振興財団に所属する 11 名(育児休業中の職員、時間外や休日出勤が原則ない嘱託職員を除く)の出勤簿を閲覧したところ、次のように休日出勤が多く、その代休取得率が低い状況にあった。

	平均有給休暇 取得日数	平均休日出勤 回数	代休取得率
総務課	10.6日	8.4回	47.2%
事業課	6.3日	25.2回	13.2%

休日出勤時間に応じて、代休取得時間が付与される。

文化振興財団の事業は会館やホールの管理・運営の他、音楽や演劇等の公演も多く、その事業の性質上休日出勤が多くなるのもやむをえない状況である。上記の表のように、事務を担当する総務課の職員は有給休暇が比較的取得しやすく、休日出勤も少ないが、事業を担当する事業課の職員は有給休暇が取得し難い上に、代休取得率が 13.2%と低くなっている。

文化振興財団によれば、平成 24 年度に入って、事業課の職員が人事異動により 2 名入れ替わり、さらに 1 名が産休を取得し、代替の臨時職員で対応しているため、内部事務の引継ぎや業務の習熟期間が必要となり、代休が取得できなかったと説明している。

代休の取得は職員の健康衛生上、必要な措置であるし、休日出勤によって生じる各種手当等の支出を抑えることにもつながる。今後は、事業を担当するプロパー職員を対象にフレックスタイム制を導入するなどして、勤務時間や勤務体制の見直しを検討し、効率的な職員の配置を実施することによって、休日出勤を減らし、やむをえず休日出勤をした場合には必ず代休を確保できるような運営を行うべきである。

(財務会計/市の関与)

9. 賞与引当金の計算誤り (結果)

賞与引当金の算定については、公益法人会計基準に関する実務指針 (その 2) に計算例があり、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上する必要があると定められている。

しかし、平成 23 年度に計上されている賞与引当金 473 千円は、翌期の支給額が 947 千円、支給対象期間が平成 22 年 12 月 ~ 平成 23 年 5 月なのに対して、3 か月分の計上に止まっている。本来は 4 か月分 631 千円の計上が必要であり、158 千円の引当不足となっており、賞与引当金の計算に誤りがみられた。

前述の減損会計や賞与引当金の計算など、公益法人会計基準に照らし、会計処理の漏れや誤りが見受けられたが、経営成績や財政状態を正確に把握するためには、適切な財務諸表を作成することが必要不可欠である。文化振興財団は会計に対する知識の蓄積や会計の専門家の関与を増やすなど適切な会計処理及び財務諸表の作成を行うことができるような体制の強化を図るとともに、西宮市としてもそのような体制作りを指導することが必要である。

【 4 】西宮スポーツセンター

(1) 概要

1 . 団体の概要

所管部署			代表者		
教育委員会			理事長 藤井厚夫 (元市局長)		
指定正味財産 (うち市出捐比率)			設立日		
61,000 千円 (100.0%)			昭和 45 年 10 月 28 日		
役員数 (非常勤・嘱託)			職員数 (非常勤・嘱託・臨時)		
(平成 24 年 4 月 1 日現在)	うち市派遣	うち市OB	(平成 24 年 4 月 1 日現在)	うち市派遣	うち市OB
	7(6)	2(2)		49(25)	0(0)
目的					
市民の生涯スポーツの振興に関する事業を行うとともに、施設を広く地域住民の利用に供し、もってスポーツの振興と体育の向上に寄与すること					
主な事業内容(注)					
貸館事業、スポーツ教室事業、駐車場事業、スポーツ施設管理運営事業					
指定管理者として管理する施設					
中央体育館、今津体育館、鳴尾体育館、甲武体育館、北夙川体育館、塩瀬体育館、西宮中央運動公園有料公園施設、樋之池公園有料公園施設、鳴尾浜臨海公園有料公園施設、西宮浜総合公園多目的人工芝グラウンド他					

(注)主な事業内容として、平成 23 年度にはコンピュータ事業、スポーツ奨励事業があり、監査対象となっている。

2 . 財政状況の推移及び市との取引

【財政状態 (平成 24 年 3 月 31 日時点)】

(単位：千円)

資	産	負	債
現金及び預金	62,307	流動負債	50,927
その他流動資産	3,781	固定負債	95,911
基本財産	61,000	正 味 財 産	
特定資産	149,296	指定正味財産	61,000
その他固定資産	80	一般正味財産	68,627
資産合計	276,465	負債・正味財産合計	276,465

基本財産は法人化時に市から出捐を受けた国債 61,000 千円である。

特定資産は建物 (西宮スポーツセンター) 55,744 千円、退職給付引当資

産（定期預金）74,735 千円等である。

【経営成績（損益状況）】

（単位：千円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常収益	651,043	566,588	564,618
市からの補助金	41,528	5,727	13,014
市からの委託料	25,485	25,018	20,938
指定管理料	392,106	388,412	388,794
その他	191,924	147,430	141,871
経常費用	652,340	563,169	558,481
当期経常増減額	1,297	3,419	6,136
経常外収益	-	22,484	-
経常外費用	50	460	1,769
法人税等	-	-	2,339
正味財産増減額	1,347	25,443	2,029

【市有財産の無償貸付（平成 23 年度）】（主なもの）

対象施設等（許可物件）	土地	建物
運動公園等有料駐車場		-

（注）都市公園法に基づく設置管理許可により使用料を免除している公園駐車場も対象に含めている。

3．団体の変遷

当団体は、市民の生涯スポーツの振興に関する事業を行うとともに、施設を広く地域住民の利用に供し、スポーツの振興と体育の向上に寄与することを目的に、昭和 45 年 10 月に設立された財団法人である。

平成 23 年 4 月からは公益財団法人へ移行し、市民の各世代に応じたスポーツ振興事業等の各種事業を実施している。

4．主な事業の状況

事業別収支の状況

平成 23 年度における主な事業別の収支状況は次のとおりである。

(単位：千円)

事業	内容	経常収益	経常費用	差引
公益目的事業会計 (スポーツ振興事業)	スポーツ教室の開催や指定 管理事業等による施設管理	493,862	518,840	24,979
収益事業等会計 (駐車場他事業)	有料駐車場や自動販売機の 管理運営	57,742	26,634	31,107

西宮スポーツセンターは公益財団法人のため、公益目的事業会計においては収益が適正な費用を上回ることを認められないこともあって、赤字となっている。一方、収益事業等会計は黒字であり、この黒字で公益目的事業会計の赤字を補填する構造となっている。

公益目的事業

(世代に応じたスポーツ振興事業)

市民の生涯スポーツの振興を図るため、それぞれのライフステージや家庭環境に応じ、生涯にわたり継続できるよう、各世代に応じた一貫性のあるプログラムを作成し、スポーツセンターや市内 9 体育館でクォーターテニス、バドミントン等次の表のような多彩なスポーツ教室を開催した。平成 23 年度は 330 教室 9,102 回の教室を開催し、延べ約 14 万人の参加者を集めた。

施設・体育館	通年制スポーツ教室	短期制スポーツ教室
西宮スポーツセンター	ヨガ、ピラティス、気功、太極拳、エアロビクス、ソフトジャズダンス、リフレッシュ&シェイプ、社交ダンス、はつらつ健康体操、らくらく健康体操、カキラ、スポーツチャンバラ、幼児体操、小学生体操	ゴルフピラティス
中央体育館	卓球、バドミントン、ミニバスケットボール、クォーターテニス	卓球、バドミントン
中央体育館分館	親子でリフレッシュ、元気！すこやか体操、小学生スポーツ	幼児体操、小中学生卓球、バドミントン
今津体育館	ストレッチ、親子でリフレッシュ、リフレッシュ&シェイプ、小学生スポーツ、ミニバスケットボール、のびのび健康体操	幼児体操、クォーターテニス
鳴尾体育館	ストレッチ、親子でリフレッシュ、リフレッシュ&シェイプ、小学生スポーツ、ミニバスケットボール、小学生バレーボール、元気！すこやか体操	幼児体操
鳴尾浜公園有料公園施設 (浜甲子園体育館)	親子でリフレッシュ、元気！すこやか体操、小学生スポーツ	幼児体操
甲武体育館	ストレッチ、親子でリフレッシュ、リフレッシュ&シェイプ、小学生スポーツ、ミニバスケットボール、小学生バレーボール	幼児体操、クォーターテニス
北夙川体育館	ストレッチ、親子でリフレッシュ、リフレッシュ&シェイプ、小学生スポーツ、ミニバスケットボール、のびのび健康体操	幼児体操、クォーターテニス
流通東公園有料公園施設 (流通東体育館)	親子でリフレッシュ、リフレッシュ&シェイプ、小学生スポーツ、ミニバスケットボール、のびのび健康体操	幼児体操、クォーターテニス
塩瀬体育館	ストレッチ、親子でリフレッシュ、リフレッシュ&シェイプ、小学生スポーツ、元気！すこやか体操、のびのび健康体操	幼児体操、クォーターテニス、卓球

また、スポーツ活動を支える基盤づくりとしてスポーツ施設等の利活用を図るため、施設の管理・運営を実施している。平成 20 年度から平成 24 年度まで市立体育館、野球場やテニスコート等の運動公園の指定管理者に選定されている。

平成 23 年度の指定管理者の選定方法や所管課、指定管理料は次のとおりである。

(単位：千円)

業 務 名	金 額	所管課	選定方法
西宮市立運動施設（中央体育館他7施設）指定管理	226,346	スポーツ振興課	非公募
西宮市立能登運動場等（能登運動場他1施設）指定管理	19,177	スポーツ振興課	公募
西宮市有料公園施設（樋之池公園他2公園）指定管理	59,552	公園緑地グループ	非公募
西宮市鳴尾浜公園有料公園施設指定管理	34,626	公園緑地グループ	公募
西宮市有料公園施設（鳴尾浜臨海公園他2公園）指定管理	44,001	公園緑地グループ	公募
西宮浜総合公園施設指定管理	9,672	公園緑地グループ	公募

収益事業等

(各施設利用者の利便提供を図る事業)

施設利用者のため、河原町駐車場他 5 施設の有料駐車場の管理運営を実施している。また自動販売機を 40 台設置して、施設利用者に飲料水等を販売している。

平成 23 年度の各駐車場の利用状況は次のとおりである。

駐車場名	土地管理者	収容台数 (台)	使用時間	駐車台数 (台)
中央運動公園有料駐車場第1駐車場	西宮市	98	6:00～22:30	113,303
中央運動公園有料駐車場第2駐車場	西宮市	52	8:30～21:30	19,305
塩瀬中央公園有料駐車場	西宮市	225	8:30～22:00	53,159
甲子園浜野球場有料駐車場	兵庫県	50	6:30～21:30	9,597
鳴尾浜臨海公園有料駐車場	西宮市	60	6:30～21:30	17,459
樋之池公園有料駐車場	民間事業者	28	8:30～21:30	17,730
合計		513		230,553

(2) 監査の結果及び意見

(市の関与/指定管理料)

1. 市立体育館や運動公園の指定管理者の選定は、民間事業者に門戸を開くために公募範囲を拡大すべき (意見)

市立体育館や運動公園は市スポーツ推進課と公園緑地課が所管し、指定管理者を選定しているが、平成 20 年度から 24 年度までの西宮市立運動施設指定管理 (平成 23 年度の契約額 226,346 千円) と西宮市有料公園施設指定管理 (同 59,552 千円) の選定は非公募で実施され、平成 19 年 10 月に有識者等からなる市運動施設・有料公園施設指定候補者選定委員会が管理運営計画や維持管理計画、収支計画等を評価し、西宮スポーツセンターに決定した。

市は指定管理者制度運用指針を策定し、指定管理者制度の導入にあたっては、民間事業者等が持つノウハウを最大限に活用する機会を得るために、原則公募によると定めており、施設の設置目的、性格等からあらかじめ指定候補者を特定する必要がある場合は非公募での選定も認めている。

市立体育館や運動公園の設置目的や性格等を勘案すると、市民の健康増進や生涯スポーツの普及は民間事業者でも提供可能であると考えられる。実際に市内のスポーツクラブ等ではヨガやテニス等同様のプログラムが民間事業者によって提供されている。

また、平成 24 年度現在、スポーツ推進課と公園緑地課が所管する運動施設の指定管理者は、すべて西宮スポーツセンターであり、実態として市の指定管理者制度運用指針が目的として掲げる民間事業者の持つノウハウが導入されていないことも問題である。

市は複数の体育施設を同時に管理することで、指定管理にかかる費用の削減を図るとともに、指定管理者によるスポーツ教室等の自主事業が統一したプログラムにより各地で実施されることで、市民のスポーツ活動の推進を図っているとのことであるが、一部でも民間事業者が参入することにより、西宮スポーツセンターと民間事業者で競争が生じ、管理を分割しても却って費用が減少する可能性もある。また、複数の運営主体が情報交換や切磋琢磨を実施していくことでより良いサービスを提供することも想定される。

民間事業者の持つノウハウを吸収するという指定管理者制度の目的を果たすには、指定管理者の選定を可能な限り公募化するとともに、民間事業者が参入しやすいような配慮も必要であり、民間事業者が参入しづらいよ

うな状況であれば、地区割りを実施することも検討すべきと思われる。

なお、平成 24 年度において、平成 25 年度からの指定管理者の選定を実施したが、西宮市立運動施設指定管理と西宮市有料公園施設指定管理のうち、塩瀬体育館、流通東公園有料公園施設、塩瀬中央公園有料公園施設、多目的広場及び冒険広場の 3 施設について新たに公募化したものの、8 施設については依然として非公募で選定されている。

選定結果は次のとおりであり、平成 25 年度から一部の施設が民間事業者により管理されることになっている。

施設名	指定管理者			
	現在	公募	平成25年4月～	公募
中央体育館、中央体育館分館、今津体育館、鳴尾体育館、甲武体育館、北夙川体育館	西宮スポーツセンター		西宮スポーツセンター	
塩瀬体育館	西宮スポーツセンター		西宮スポーツセンター	
能登運動場、甲子園浜野球場	西宮スポーツセンター		A 社	
西宮中央運動公園有料公園施設、樋之池公園有料公園施設	西宮スポーツセンター		西宮スポーツセンター	
流通東公園有料公園施設	西宮スポーツセンター		西宮スポーツセンター	
高座山公園有料公園施設及び都市公園	西宮スポーツセンター		西宮スポーツセンター	
塩瀬中央有料公園施設、多目的広場及び冒険広場	西宮スポーツセンター		西宮スポーツセンター	
西宮浜総合公園多目的人工芝グラウンド、北多目的広場及びスポーツ広場	西宮スポーツセンター		西宮スポーツセンター	
鳴尾浜臨海公園有料公園施設	西宮スポーツセンター		A 社	
鳴尾浜公園有料公園施設	西宮スポーツセンター		A 社	
津門中央公園有料公園施設及び都市公園	西宮スポーツセンター		A 社	

(市の関与)

2. 収益事業で使用する駐車場等につき、市は適切な賃借料を徴収すべき(意見)

西宮スポーツセンターの収益事業等は平成 23 年度、31,107 千円の当期経常増減額(当期利益にあたるもの)があり、うち 67.86%の 21,111 千円を公益目的事業会計に繰り入れている。なお収益事業から生じた収益の 50%以上は公益目的事業会計のために使用しなければならないとされている(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 18 条第 4 号)。

西宮スポーツセンターの主な収益事業は有料駐車場の運営であり、駐車

場用地の確保が必要であるが、下記のように、市の土地を無償で借り受けている。

	施設名	土地・建物別	面積(m ²)	推定時価 (単位:千円)
1	鳴尾浜臨海公園有料駐車場	土地	1,553	88,538
2	中央運動公園有料駐車場第1駐車場(中屋町)	土地	1,474	368,500
3	中央運動公園有料駐車場第2駐車場(河原町)	土地	3,314	580,748
4	塩瀬中央公園有料駐車場	土地	3,231(北) 3,878(東)	382,272
合計				1,420,058

【貸付料試算】 1

推定時価 1,420,058 千円 $\times 0.7 \times 4 / 1,000 \times 12 \times 0.7 = 33,400$ 千円

1: 試算根拠

西宮市公有財産規則第 31 条に基づき、住居以外の用に供する建物又はその敷地の貸付料月額はその土地、建物の固定資産税評価額に 1000 分の 4 を乗じて算定することとされているため、これに準じて、貸付料を試算した。

推定時価は概ね固定資産税評価額を 0.7 で除した値であることから、推定時価に 0.7 を乗じて固定資産税評価額を試算し、これに 1000 分の 4 を乗じて計算した金額の 12 ヶ月分とした。さらに、普通財産の土地貸付料にかかる調整措置要綱に基づき、0.7 を乗じて賃借料とした。

これらの無償貸付は、体育館等の施設を管理していく上で、合わせて駐車場を運営していくことが必要とのことであり、無料時間帯を設け、体育館等の利用者の利便性向上に寄与するなど一定の役割を果たしている。しかし、基本的には有料で施設利用者に貸し利用料収入を得ている。また、西宮スポーツセンターは他の市有施設の指定管理者に選定されているから、当該駐車場の貸付料を無償とするのは、競争原理確保の観点から公平性を欠く部分もある。

駐車場事業は西宮スポーツセンターの会計上は、収益事業等に区分されており、当期経常増減額(当期利益にあたるもの)の 67.86%を公益事業会計に繰り入れることによって、スポーツ振興事業を通じて市民に還元はしているものの、本来は適切な貸付料を徴収すべきである。なお、監査人が試算する賃借料の免除額は 33,400 千円(年額)である。

市は西宮スポーツセンターに無償貸付している駐車場の経営のあり方について検討中とのことであるが、これらの貸付については貸付料を徴収することを検討すべきである。

(市の関与)

3. 団体の今後の方向性を検討すべき(意見)

市は民間でも実施し得る事業については、民間に門戸を開くべきである。これを基本的な方針とすれば、今後引き続き、外郭団体として実施すべきは、市のスポーツ振興に必要なソフト事業が中心となる。

現在は、市民の生涯スポーツの振興を図るため、各世代に応じた一貫性のあるプログラムを低廉な価格で市内全域に提供し、専門性の高いクォーターテニス、バドミントン、ヨガ等のスポーツ教室を開催しているが、こうしたソフト事業の一部については民間事業者が実施可能なものもある。

また、市内には、市のスポーツ振興施策とも強い関係を持つ一般財団法人西宮市体育協会もある。当該団体は、協会は加盟団体を育成するとともに、スポーツ・レクリエーションを振興し市民体育の向上と心身ともに健全な市民の育成を図ることを目的として設立され、スポーツ振興事業を実施している。市によれば、西宮市体育協会は平成 24 年に法人化されたばかりであり、現在は少人数で運営されているとのことではあるが、将来的にはこうした団体を活用した事業実施も検討の余地があると考える。

(事業運営・経営管理事務)

4. 平成 25 年度以降の指定管理者決定後においては、中長期計画を作成すべき(意見)

西宮スポーツセンターは、平成 25 年度からの指定管理者の選定結果によっては公益目的事業規模に影響が生じること等から中長期の事業計画を策定していない。

平成 24 年度までにすべての指定管理者事業が契約期間満了となるが、西宮市立運動施設指定管理と西宮市有料公園施設指定管理の指定管理料の総額は 383,702 千円になり、平成 23 年度の公益目的事業会計における経常収益の 77.69%を占めている。

西宮スポーツセンターの公益財団法人化により、経営安定化まで統合は見送られているものの、経常収益の 8 割近くを占める指定管理者事業の選定結果が不明であったことを考慮すれば、現時点での中長期計画の策定は難しいと考える。

しかし、平成 24 年 12 月定例会において、西宮スポーツセンターは引き続き西宮市立運動施設指定管理と西宮市有料公園施設指定管理の指定管理者に選定されており、契約期間の 5 年間、どのように経済的かつ効率的な

運営を実施していくのか計画を立てることが必要である。

一方、今回の指定管理者の選定においては、運動施設や有料公園施設の指定管理に初めて民間事業者が参入しており、今後民間事業者の参入が拡大する可能性もある。そのような場合には指定管理事業に代わる自主事業を育てていかなければならないため、中長期計画に自主事業の育成を盛り込み、計画的な運営を行うことが求められる。

(市の関与/財産管理)

5.ネーミングライツ等を活用し、民間資金の導入を積極的に進めるべき(意見)

市立体育館の築年数や耐震診断の状況は次のようになっており、中央体育館のI s 値(構造耐震指標)は0.6未満のため、耐震化工事が必要な状況である。また、中央体育館は築後47年ほど経過しているため、耐震化工事と建替工事にかかるコストや建替時期を勘案し、建替工事が選択される可能性も少なくない。

施設	建設年月日	耐震基準区分	耐震診断()
中央体育館	昭和40年11月11日	昭和56年以前	I s 値0.5以上0.6未満
中央体育館武道場	昭和57年1月28日	昭和57年以降	新耐震基準のため診断不要
中央体育館分館	昭和45年3月30日	昭和56年以前	I s 値0.6以上0.7未満
今津体育館	昭和58年3月30日	昭和57年以降	新耐震基準のため診断不要
鳴尾体育館	昭和60年3月30日	昭和57年以降	新耐震基準のため診断不要
甲武体育館	昭和62年3月30日	昭和57年以降	新耐震基準のため診断不要
北夙川体育館	平成5年4月1日	昭和57年以降	新耐震基準のため診断不要
浜甲子園運動場公園体育館	昭和61年4月1日	昭和57年以降	新耐震基準のため診断不要
塩瀬体育館	平成13年10月1日	昭和57年以降	新耐震基準のため診断不要
流通東公園体育館	昭和55年3月31日	昭和56年以前	I s 値0.7以上

: I s 値(構造耐震指標)とは、建物の耐震性を示す指標であり、一般的にI s 値0.6以上は耐震性能を満たしているが、I s 値0.3未満は倒壊または崩壊の危険性が高いとされている。

中央体育館の建替工事には多額の資金が必要になるが、現在の厳しい市の財政では市独自の財源でこのような大規模工事を実施するには難しい状況にある。そこで、中央体育館の建替工事の際には民間資金の導入を検討すべきであると考えます。

民間資金の導入方法としては、改正PFI法の活用により、民間事業者の資金によって体育館を建設し、当該民間事業者に料金徴収も含めた運営も任せるという方法やネーミングライツを利用し、中央体育館の名称を民間事業者名を入れた名称に変更する代わりに建替工事に必要な資金の一部を提供してもらう方法等が想定される。

(事業運営・経営管理事務/財産管理/市の関与)

6. 体育館の会議室の利用率が低くなっているため、スポーツ目的に限定せず、積極的な利活用を図るべき(意見)

市スポーツ推進課が所管する市立体育館の利用率は次のようになっており、施設全体の利用率は能登運動場を除き50%を超えている。特に体育館や体育室部分に限れば、70~90%の高い利用率となっており、西宮スポーツセンターの施設管理による体育館の利用促進は適切に実施されていると言える。

(単位:件)

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	利用可能件数	利用件数	稼働率	利用可能件数	利用件数	稼働率	利用可能件数	利用件数	稼働率
中央体育館	29,858	19,682	65.9%	31,446	20,697	65.8%	31,467	20,311	64.5%
今津体育館	14,573	10,038	68.9%	14,656	10,082	68.8%	14,647	10,337	70.6%
鳴尾体育館	8,324	6,339	76.2%	8,368	6,431	76.9%	8,331	6,436	77.3%
甲武体育館	10,408	7,980	76.7%	10,470	7,958	76.0%	10,442	7,774	74.4%
北夙川体育館	8,322	5,912	71.0%	8,272	6,010	72.7%	8,334	5,993	71.9%
塩瀬体育館	10,403	5,384	51.8%	10,399	5,347	51.4%	10,386	5,337	51.4%
能登運動場	6,249	2,303	36.9%	7,153	2,801	39.2%	4,306	1,409	32.7%

会議室のある運動施設を抜粋した。能登運動場は屋外施設のため、屋内施設の体育館より稼働率が低くなる。

一方、各運動施設には会議室が設置されているが、会議室の利用率は次のとおりであり、鳴尾体育館は過去3か年とも50%を超えているが、他の運動施設は50%を下回っており、今津体育館や塩瀬体育館の第一会議室は1割にも満たない状況が続いている。

(単位：件)

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	利用可能 件数	利用件数	稼働率	利用可能 件数	利用件数	稼働率	利用可能 件数	利用件数	稼働率
中央体育館	2,154	873	40.5%	2,148	882	41.1%	2,149	887	41.3%
今津体育館	2,082	123	5.9%	2,094	131	6.3%	2,093	174	8.3%
鳴尾体育館	2,080	1,158	55.7%	2,092	1,175	56.2%	2,091	1,223	58.5%
甲武体育館	2,082	545	26.2%	2,094	554	26.5%	2,100	479	22.8%
北夙川体育館	2,079	487	23.4%	2,062	631	30.6%	2,088	522	25.0%
塩瀬体育館	2,081	210	10.1%	2,082	145	7.0%	2,088	188	9.0%
塩瀬体育館	2,081	899	43.2%	2,079	855	41.1%	2,088	831	39.8%
能登運動場	4,300	1,277	29.7%	4,282	1,363	31.8%	4,306	1,409	32.7%

一般的に体育館の会議室はスポーツ団体のミーティング等に使用されることが想定されるが、文化団体等のミーティングでも使用実態は変わらないため、市は西宮スポーツセンターと連携して、スポーツ団体等に限らず広く市民一般に利用を呼びかけることが必要である。

なお、西宮スポーツセンターでは、このような会議室の利用率の低迷を課題として認識し、一部の体育館では会議室という用途に限らず、卓球やダンス等にも貸し出しているとのことであり、市としてはこのような取組をすべての体育館に適用することも求められる。

また、スポーツネットにしのみや等の市の施設予約システムにおいても、文化施設と体育館という表面的な機能で区分するのではなく、会議室という実質的な機能で区分し、空き室の検索ができるようにすべきであり、文化施設とスポーツ施設という担当部署の垣根を越えて、施設利用に関する条例制定等の制度化を進めていけば、体育館の会議室の利用率が上がるのではないかと期待される。

(財務会計/市の関与)

7. 賞与引当金の未計上、会計基準に準拠していない科目の使用等、公益法人会計基準が適切に適用されていない(結果)

西宮スポーツセンターは公益法人会計基準に準拠して財務諸表を作成しているが、賞与引当金の算定については、公益法人会計基準に関する実務指針(その2)に計算例があり、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上する必要があると定められている。

しかし、平成 23 年度の翌期 6 月の賞与支給額が 18,652 千円、支給対象期間が平成 23 年 12 月～平成 24 年 5 月であるのに対して、貸借対照表に賞与引当金が計上されていない。支給対象期間が平成 23 年度に帰属する平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月までの支給見込額 12,435 千円は当期の費用として引当計上する必要がある。

また、公益法人会計基準では別表として財務諸表の科目が列挙されているが、西宮スポーツセンターの平成 23 年度の貸借対照表、正味財産増減計算書では別表と異なる科目の使用が見受けられる。

例えば、貸借対照表の固定資産の部に記載されている利付国債は投資有価証券に含まれるものと考えられるし、同じく固定資産の建設改良積立金は一般的な民間企業の会計では純資産の部に含まれる積立金と混同するおそれがあるため、別表に従い建設改良積立資産としたほうが明確である。

経営成績や財政状態を正確に把握するためには、適切な財務諸表を作成することが必要不可欠である。西宮スポーツセンターは会計に対する知識の蓄積や会計の専門家の関与を増やすなど適切な会計処理及び財務諸表の作成を行うことができるような体制の強化を図るとともに、西宮市としてもそのような体制作りを今後指導していくべきである。

【 5 】 国際交流協会

(1) 概要

1 . 団体の概要

所管部署			代表者		
政策局			理事長 越智 一雄		
指定正味財産（うち市出捐比率）			設立日		
307,000 千円（97.7%）			平成 4 年 4 月 1 日		
役員数（非常勤・嘱託）			職員数（非常勤・嘱託・臨時）		
（平成 24 年 4 月 1 日現在）	うち市派遣	うち市OB	（平成 24 年 4 月 1 日現在）	うち市派遣	うち市OB
	8(7)	0(0)		1(0)	7(4)
目的					
西宮市民の国際感覚と国際理解を醸成し、海外諸都市の市民との相互理解を深めるため、国際交流の普及啓発、各種の交流事業を推進し、もってより世界に開かれた西宮市の創造と国際社会の発展に寄与すること					
主な事業内容					
国際交流の普及啓発及び国際交流に関する情報の収集提供、海外諸都市の市民との友好交流事業、地域の国際交流活動の支援事業、国際交流に関する事業の受託事業					
指定管理者として管理する施設					
なし					

2 . 財政状況の推移及び市との取引

【財政状態（平成 24 年 3 月 31 日時点）】

（単位：千円）

資	産	負	債
現金及び預金	10,299	流動負債	1,602
基本財産	307,000	正 味 財 産	
特定資産	26,322	指定正味財産	307,000
その他固定資産	199	一般正味財産	35,219
資産合計	343,821	負債・正味財産合計	343,821

基本財産の 307,000 千円は国際交流協会が法人化の際に市から出捐を受けた公債である。

【経営成績】

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常収益	38,785	38,366	36,814
市からの補助金	28,231	27,527	27,434
市からの委託料	1,520	2,437	2,230
指定管理料	-	-	-
その他	9,034	8,402	7,150
経常費用	37,093	39,204	38,741
事業費	9,518	11,608	11,742
管理費他	27,576	27,596	26,999
経常利益	1,692	837	1,927
法人税等	-	-	41
正味財産増減額	1,692	837	1,968

【市有財産の無償貸付(平成 23 年度)】

該当なし。

3. 団体の変遷

当団体は、平成 4 年 4 月に、西宮市民の国際感覚と国際理解を醸成し、海外諸都市の市民との相互理解を深めるため、国際交流の普及啓発、各種の交流事業を推進し、もってより世界に開かれた西宮市の創造と国際社会の発展に寄与することを目的に設立された。設立以来、様々な公益活動を行い、西宮市における国際交流推進の一翼を担ってきた。

平成 23 年 9 月 30 日には、公益財団法人に移行し、多文化共生の社会づくりと市民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解を深め、より世界に開かれた国際性豊かな社会の発展に寄与することを目的に活動を行っている。

4. 主な事業の状況

国際交流協会は平成 23 年 9 月に公益財団法人に移行したことにより、事業区分の見直しを行い、多文化共生社会の実現に関する事業、国際交流・国際協力に関する事業、国際理解に関する事業、収益事業(会議室貸出事業)、その他事業(その他国際交流活動への支援事業)の 5 事業とした。以下の事業区分は平成 23 年度以前のものである。

国際交流の普及啓発及び国際交流に関する情報の収集提供

市民及び外国人市民に対する国際理解・国際交流等の情報提供や、国際理解・国際交流を深めるための常設展示や協会事業案内等を行っている。また、広く国際化の普及啓発を図るため、さくら FM 放送およびインターネットによる情報発信を行っている。

(単位：千円)

事業名 ()	平成 23 年度 当初予算	平成 23 年度 決算
普及啓発事業費	4,522 (1,822)	4,376 (1,734)

下段カッコ内は市からの補助金額。以下同様。

海外諸都市の市民との友好交流事業

外国人、市民の相互交流と国際理解を深めるため、絵画写真展・交流写真展の開催、「西宮国際交流デー」(平成 24 年 2 月 12 日、3,400 人参加)の開催、チャリティーコンサートの開催等を行っている。

(単位：千円)

事業名 ()	平成 23 年度 当初予算	平成 23 年度 決算
市民友好交流事業費	1,864 (1,060)	1,594 (910)

地域の国際交流活動の支援事業

国際交流関係団体等からの依頼に対し、共催・後援、活動協力等を行っている。また、国際交流団体への助成支援を行っている。

外国人市民への支援のための事業

外国人を対象に生活上の各種相談に対し、情報提供や助言を行うとともに、司法書士・行政書士が日常生活問題の法律相談や在留資格相談等に対し、助言や情報提供を行っている。また、ボランティアによる日本語教育等を実施している。

国際交流の場を提供するための事業

国際交流を図るため、交流バスツアーや外国料理体験、交流スポーツ大会の開催支援等を行っている。

(単位：千円)

事業名 (~)	平成 23 年度 当初予算	平成 23 年度 決算
地域交流活動支援事業費	3,644 (808)	2,859 (674)

国際交流に関する事業の受託事業

国際交流を図るため、国際交流事務研修生受入や姉妹友好都市提携記念事業を行っている。

(単位：千円)

事業名 ()	平成 23 年度 当初予算	平成 23 年度 決算
西宮市受託事業費	2,943 (0)	2,146 (0)

周年記念事業

海外市民との友好交流や国際理解を深める機会として、西宮市や関係団体と連携し各種記念事業を実施している。

(単位：千円)

事業名 ()	平成 23 年度 当初予算	平成 23 年度 決算
周年記念事業費	1,000 (0)	767 (0)

平成 23 年度の市からの補助金は上記のほか、管理費支出として 24,116 千円が支出されている。

なお賛助会員の状況は平成 24 年 3 月末時点で、ボランティア会員 177 人、個人会員 214 人、団体会員 30 団体となっている。事業の実績を示す指標は次のとおりであり、大きな変動は見られない。

指標名	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
ボランティア自主活動参加者数(人)	3,662	3,073	3,602
外国人対象の各種相談件数(件)	289	251	223
インターネットアクセス件数(件)	109,635	117,729	142,929
N I Aカード()登録者数(人)	393	412	404

：N I Aカードとは、外国人向け情報を希望する人に協会が発行するカードである。

(2) 監査の結果及び意見

(市の関与)

1. 市の補助金で賄われているフレンテ西宮の賃料が大きな負担となっているため、市の指導により賃料を削減させる措置を検討すべき(意見)

国際交流協会はＪＲ西宮駅近くのフレンテ西宮４階に事務所を構え、家主の文化振興財団に月額 884 千円の賃料を支払っている。年間の支払額は 10,611 千円となるから、事務所の賃借料のみで総費用の 3 割弱を占めていることになる。

国際交流協会の財政規模に比べて、賃借料が過大な負担になっているように思えるが、フレンテ西宮はＪＲの駅に近く、駐車場もあることから、一般的に地理に不案内な外国人利用者にとって利便性が高く、ボランティア等のマンパワーも確保しやすい、賃料の水準も 1 平米あたり月 2,500 円と周辺の賃料相場と比較しても高くないとして、国際交流協会はフレンテ西宮４階に事務所を置くことの優位性を挙げている。

しかし、近隣各市の国際交流協会の事務所へのアクセスは次のとおりであり、市への各種手続の利便性も考慮すると、ＪＲ西宮駅に限定せず、駐車場があり、鉄道の駅からも近い市役所、阪神西宮駅付近も選考に入れるべきである。

自治体名	西宮市	尼崎市	芦屋市	伊丹市	宝塚市
名称	公益財団法人 西宮市 国際交流協会	尼崎市 国際交流協会	NPO 法人 芦屋市 国際交流協会	伊丹市国際・ 平和交流協会	NPO 法人 宝塚市 国際交流協会
法人形態	公益財団法人	任意団体	NPO 法人	任意団体	NPO 法人
会員数 (人)	421	353	657	452	454
市からの 補助金(千円)	27,434	800	3,199	1,150	46,550
補助内容	事業補助金	事業補助金	事業補助金	運営補助金	指定管理料
事務所	フレンテ西宮 4階	市役所内	潮芦屋 交流センター	市役所内	サンピオラ 1番館3階
アクセス()	ＪＲ駅すぐ	バス停あり	バス停から 徒歩5分	バス停あり	阪急駅すぐ

：各団体のホームページの記載を参照した。

また、300 m²を超えるスペースを借りることにより、トータルの賃料が高くなっていることから、団体の活動規模に見合うスペースを検討することも必要である。

なお、この家賃・共益費の財源は国際交流協会の自主財源ではなく、市の補助金（国際交流協会補助金）から支出されており、賃借料（家賃）として10,611千円、共益費として3,816千円が計上されている。これら賃借料・共益費は市からの補助金の51.6%と大きな割合を占めている。

したがって、市としても、国際交流協会の財政規模や活動内容に応じた適正な場所や規模の事務所にするように指導し、本来の市の国際交流事業に関わる活動に補助を行うように国際交流協会補助金のあり方を見直すべきである。

（事業運営・経営管理事務）

2. 公益財団法人として安定的な運営を図るため中長期計画を作成すべき（意見）

国際交流協会は市のマスタープランに国際交流に関する数値目標が記載されており、その数値目標の達成に向けて運営しているため、財団独自の中長期計画を作成していない。

市のマスタープランでは、数値目標としてN I Aカードの登録者数などを挙げており、これら数値の向上は国際交流協会の事業目的とも合致するが、今後、公益財団法人として継続して運営していくためには、中長期の経営計画を策定することが求められると考える。

特に、国際交流協会は他の外郭団体と比較して小規模な団体であるから、人件費や賃借料などの固定費の負担をどのように軽減していくかについても、中長期計画の中で明確な方針を示した上で、市に応分の負担を求めていくべきである。

また、国際交流協会は平成23年9月に公益財団法人化し、今後、会議室の賃貸は収益事業等に分類され、収益事業等は公益目的事業の遂行に支障がないように行われなければならない。ところが平成24年度の収支予算書では収益事業等は1,004千円の赤字となっている。収益事業等の費用の3分の1を占める賃借料の動向も含めて、収益事業等のシミュレーションも検討すべきである。

(市の関与/委託料)

3.紹興市友好都市提携 25 周年事業について、事業内容に変更があった場合にはその都度変更契約を結ぶべき(意見)

市は平成 22 年度、紹興市友好都市提携 25 周年事業を国際交流協会に委託しており、当初、10 月 14 日の紹興市友好訪問団歓迎式典の実施、交流パネル展・交流美術展の開催、紹興市友好訪問団への記念品贈呈が計画されており、計 1,080 千円が予算として計上されていた。

その後、交流パネル展は国際交流協会展示コーナーで開催し、パネルも担当者が自主制作したため、費用が発生せず、交流美術展も西宮美術協会が開催したとして委託料精算書には 0 円として計上し、代わりに紹興市長一行奈良・神戸見学が 126 千円計上されていた。

この視察見学は、日中の交流の足跡を辿りたいという紹興市側の希望により、10 月 14、15 日に鑑真和上ゆかりの奈良の唐招提寺や神戸の孫文記念館を視察したものであり、入館料や拝観料の他、14 日の昼食代、15 日の昼食代と夕食代が含まれている。

市は、事業内容については友好都市側と調整の上決定しており、この視察は仕様書の中の「紹興市からの友好訪問団の受入に関する事」によるもので、友好訪問の一環として実施されたものであるから、その都度変更契約を結ぶものではなく、当初の予算に計上されていなかった紹興市長一行奈良・神戸見学は予算の流用ではないとしている。

しかし、結果として費用が発生しないような事業や別団体が開催した事業について予算を計上することは不明瞭であり、そのような事態が発生した場合にはその都度変更契約を結ぶ必要がある。

また平成 23 年度に実施されたスポークン市姉妹都市提携 50 周年記念事業では、友好訪問団の受入に対して、視察も含めて支出額が 550 千円であるのに対して、紹興市友好都市提携 25 周年記念事業では、会場の変更等の事情があったとはいえ、記念品代も合わせて 1,078 千円になっていることから、他の同様の事業とも比較を行い、公平性の観点から大きな金額の差が生じないようにすべきであったと考える。

(市の関与/委託料)

4. 紹興市からの国際交流事務研修生受入事業の見積りや検討結果は記録に残すべき(意見)

国際交流協会は紹興市からの国際交流事務研修生受入事業の実施を受託しており、研修生への家賃や食費等の支払は国際交流協会を通じて実施されている。総事業費 997 千円のうち宿舍代等が 507 千円と 50%超を占めているため、契約書や決裁書等を閲覧したが、宿舍の選定に関する途中経過が決裁書に添付されていない。

また月当たりの家賃が 100 千円を超えている件について、国際交流協会は、4 か月という短期間の派遣のため、マンスリーマンションを選択せざるをえず、紹興市からの研修生という立場上、何らかの事件や事故があった場合には国際問題に発展する可能性もあるため、セキュリティーがしっかりし、信頼できる事業者を選択しているとのことである。

しかし、市からの受託事業である以上は、複数の事業者から見積りを入手してより経済的な選択を行うことが必要であり、セキュリティーや信頼性に関しても、決裁書等にそれらの事項について慎重に検討したことを文書として残さなければ、国際交流協会が懸念している事故や事件が発生した際には何ら検討していないことと同じことになる。

したがって、今後の宿舍の選定に当たっては複数の事業者や物件の情報を入手した上で、事業者の信頼性やセキュリティーを総合的に判断して、宿舍を決定した旨を決裁書に記録として残すべきである。

(事業運営・経営管理事務/財産管理)

5. 会議室のスペースの有効利用を図るべき(意見)

国際交流協会の事務所には、事務室や図書等を保管する資料コーナー、各種展示を行う展示コーナーの他、定員 20 名の特別会議室、同 40 名の第 1 会議室、同 35 名の第 2 会議室がある。

これら会議室の利用可能日数当たりの稼働率は次のとおりであり、日中の稼働率は平均して 60%を超えているが、夜間の稼働率は 10%程度である。したがって、国際交流協会では夜間の稼働率向上に向けて、社会人等の利用者を増加させるような対策や P R を実施する必要があると考える。

	午前			午後			夜間		
	会議室数 (日)	利用室数 (日)	稼働率	会議室数 (日)	利用室数 (日)	稼働率	会議室数 (日)	利用室数 (日)	稼働率
特別会議室	296	172	58.1%	296	167	56.4%	296	39	13.2%
第1会議室	296	290	98.0%	296	287	97.0%	296	57	19.3%
第2会議室	296	123	41.6%	296	117	39.5%	296	30	10.1%
平均	296	195	65.9%	296	190	64.3%	296	42	14.2%

また1回あたりの利用者数は次のとおりであり、平均10名弱と特別会議室の定員の半分にも満たない状況となっている。

	午前			午後			夜間		
	利用者数 (人)	利用室数 (日)	平均利用者数 (人)	会議室数 (日)	利用室数 (日)	平均利用者数 (人)	会議室数 (日)	利用室数 (日)	平均利用者数 (人)
特別会議室	2055	172	11.95	1298	167	7.77	420	39	10.77
第1会議室	2559	290	8.82	1609	287	5.61	696	57	12.21
第2会議室	1206	123	9.80	1341	117	11.46	275	30	9.17
平均	1940	195	9.95	1416	190	7.44	464	42	11.04

国際交流協会は、団体利用等もあり実際の使用状況は様々であり、日本語のマンツーマンの練習やグルーブレッスン、キッズクラブでは適度なスペースが必要としているが、市の賃料の負担により会議室を安価で提供していることもあり、無制限に余裕のあるスペースを貸し出すことは認められないと考える。

国際交流協会が管理する会議室として最低限必要なスペースと、会議室の構造を変更するのに必要なコストを試算した上で、会議室のスペースを適正な規模にするように検討するとともに、それによって削減されたスペース分の賃借料を減額するように貸主の文化振興財団と交渉すべきであると考える。

国際交流協会では利用向上策の一つとして、リーフレットを作成中とのことであるが、当面の有効活用の方策として、移動型のパーティションで会議室を複数のスペースに分割することにより、実質的な稼働率をより高めることも検討すべきである。

(財務会計)

6. 国際交流協会の計算書類はインターネットのホームページで公開すべき
(意見)

市国際交流協会はインターネット上にホームページを開設し、その活動内容を広く一般市民や外国人に公開しているが、平成 24 年 11 月時点において、平成 23 年度の収支予算と収支計算書、財産目録は公開されているが、正味財産増減計算書、貸借対照表といった主要な計算書類が公開されていなかった。

公益財団法人ではインターネットでの公開までは特に規定されていないが、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」によって計算書類等を事務所に備え置き、一般の閲覧に供することが求められている。

インターネットは一般への情報公開を行うのに、近年最も身近な手段であり、市の他の公益法人もインターネットに計算書類を公開しているため、市国際交流協会においても可及的速やかに計算書類等を完全な形でホームページにアップすべきであると考えます。

なお、平成 24 年 11 月以降は正味財産増減計算書と貸借対照表がホームページで公開されている。

【 6 】大谷記念美術館

(1) 概要

1 . 団体の概要

所管部署			代表者		
産業文化局			理事長 河野 昌弘 (市長)		
指定正味財産 (うち市出捐比率)			設立日		
2,845,967 千円 (- %)			昭和 47 年 5 月 31 日		
役員数 (非常勤・嘱託)		職員数 (非常勤・嘱託・臨時)			
(平成 24 年 4 月 1 日現在)	うち市派遣	うち市OB	(平成 24 年 4 月 1 日現在)	うち市派遣	うち市OB
8(7)	3(3)	1(0)	6(2)	0(0)	1(1)
目的					
古今内外の美術品の収集・保管及び公開を行うとともに、美術に関する調査研究を行い、もって市民文化の向上に資すること					
主な事業内容					
企画展・館蔵品展の開催、美術普及事業					
指定管理者として管理する施設					
なし					

2 . 財政状況の推移及び市との取引

【財政状態 (平成 24 年 3 月 31 日時点)】

(単位：千円)

資	産	負	債
現金及び預金	19,513	流動負債	4,456
その他流動資産	285	固定負債	14,825
基本財産	3,136,697	正 味 財 産	
特定資産	138,109	指定正味財産	2,845,967
その他の固定資産	36,927	一般正味財産	466,282
資産合計	3,331,530	負債・正味財産合計	3,331,530

基本財産の内訳は土地 (第一駐車場) 27,408 千円、建物 (美術館) 1,287,009 千円、美術工芸品 (1,104 点) 1,073,223 千円、投資有価証券 (公債 9 銘柄) 588,723 千円等である。

美術館敷地は故大谷竹次郎氏から美術館設立のため、市に寄贈を受けたものであり、市は大谷記念美術館に無償で貸与している。

【経営成績】

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常収益	259,568	232,828	221,292
市からの補助金	129,200	129,500	129,700
その他	130,368	103,328	91,592
経常費用	258,228	279,830	224,127
事業費	113,875	113,397	146,755
管理費その他	144,353	166,433	77,372
当期経常増減額	1,340	47,003	2,835
正味財産増減額	1,340	47,003	2,835

【市有財産の無償貸付(平成 23 年度)】

美術館、駐車場用地につき、市が無償貸付しているが、もともとは故大谷竹次郎氏より寄贈を受けたものである。

3. 団体の変遷

大谷記念美術館は、西宮市が故大谷竹次郎氏より、土地建物、美術作品の寄贈を受け、それらを広く一般に公開するため、昭和 47 年 11 月に開館した。日本近代洋画、近代日本画、フランス近代絵画を中心とした当初のコレクションに加えて、阪神間を中心とする地元作家や版画の蒐集にもつとめ、現在では 1,000 点を超える館蔵品を収蔵している。

平成 3 年 1 月に全面的な増改築工事を終え、水と緑の美しい庭園を持つ美術館として、多くの来館者に親しまれている。

4. 主な事業の状況

大谷記念美術館では美術品の展示事業と芸術文化の普及に関する教育普及事業を実施している。具体的な事業内容は次のとおりである。

展示事業

企画展、館蔵品展、常設展等を開催し、市民文化の向上のための活動を行っている。平成 23 年度の展覧会の実施状況は次のとおりである。

展覧会名	日数 (日)	入場者数 (人)	収入額 (千円)	支出額 (千円)	差引 (千円)
水彩の魅力 青山政吉展	44	8,759	2,762	4,620	1,858
野口久光 シネマ・グラフィックス展	50	5,973	2,364	9,431	7,067
2011イタリア・ボローニャ国際絵本原画展	32	30,372	18,254	19,901	1,647
生誕100年 津高和一 架空通信展	44	3,770	1,057	8,934	7,877
館蔵品展 フランス絵画	14	802	96	221	125
新春に寄せて 展	36	4,499	1,337	1,568	231
新収蔵品展	32	1,439	186	1,069	882
合計	252	55,614	26,056	45,743	19,687

注) 収入額に補助金収入は含まない。支出額に共通経費は含まない。

教育普及事業

講演会・シンポジウム、ミュージアム・コンサート、ギャラリートーク等を開催し、芸術文化の普及活動を行っている。

平成 23 年度はミュージアム・コンサート(4 回開催 488 人参加)、大谷茶会(年 4 回開催、各回 3 席 15 人参加)等を実施した。

(2) 監査の結果及び意見

(市の関与/事業運営・経営管理事務)

1 . 引き続き市民との協働の促進、市民の利用を促進するような取組を進めるべき (意見)

大谷記念美術館については、市の文化振興施策を補完する上で今後も引き続きその役割を担っていくことが重要であると考えます。

大谷記念美術館では、関心のある市民が美術館を利用する他、平成 24 年度からは団体からの働きかけにより、市内の小学生が美術館を見学する機会も設けられた。こうした機会を増やし、より多くの市民が美術品等にふれる機会を設けることが望まれる。

(事業運営・経営管理事務)

2 . 公益財団法人への移行後において、中長期計画を策定すべき (意見)

大谷記念美術館では、展覧会については 大谷コレクションの紹介、西宮を中心とした阪神間の作家の紹介、現代美術の動向の紹介、国際絵本原画展など美術館の敷居を低くする取組、という方針の下、美術展の企画は数年先まで行っているが、財政を含めた財団全体の中長期計画は作成していない。

大谷記念美術館が中長期計画を作成していない理由は、市からの運営補助金が収益の 58.6% を占めており、その経営は単年度で編成される市予算の影響を大きく受けるためである。また美術館運営は収入や入場者数といった定量的な指標のみで評価することは難しく、来場者の満足度や美術展の価値といった定性的な指標も考慮しなければならないため、より有効な指標を設定するのも困難ということも一因であるという。

しかし、外郭団体とはいえ組織を安定して運営していくには中長期計画の策定が必要であるし、市と大谷記念美術館が共同して、今後の文化振興施策を担っていく上でも、大谷記念美術館自らが中長期的にどのような方針を持ち、どの程度の規模 (施設面・財政面) で運営していくのかを積極的に明示することは必要な措置であると思われる。

また、定性的な指標についても、現在実施しているアンケート調査の結果を踏まえて、利用者の満足度を高め、より来場者を増やすような指標を設定し、中長期計画に明示することが必要である。平成 24 年度に実施した市内小学校 3 校の無料招待も財政的な数値には表れないが、中長期計画に

記載することで、目標と効果が明確化し、市民に対する教育普及がより効果的に実施できると考える。

大谷記念美術館は現在、平成 25 年度の公益財団法人認定に向けて準備を進めていることから、公益財団法人化後においては、定量的側面（施設面・財政面等）と定性的側面（利用者満足度等）を考慮した中長期計画を策定することが求められる。

（事業運営・経営管理事務）

3.公益財団法人への移行にあたって、財政的なシミュレーションを実施すべき（意見）

平成 20 年に施行された新たな公益法人制度により、従来の社団・財団法人は平成 25 年までに公益社団・財団法人か、一般社団・財団法人に移行しなければならないが、大谷記念美術館は移行が完了しておらず、平成 24 年度末時点では特例民法法人として活動している。なお、大谷記念美術館は公益財団法人への移行認定申請を行い、平成 25 年 4 月 1 日に公益財団法人への移行が決まっている。

公益財団法人の認定においては、主として公益目的事業を行う法人であることを行政庁である県に示すとともに、公益目的事業を行うにあたり、収入が費用を超えてはならないこと（収支相償）、公益目的事業比率が 50%以上であると見込まれること（公益目的事業比率）、遊休財産額が概ね公益に係る費用の 1 年分を超えないと見込まれること（遊休財産保有制限）といった財政上の基準を充たすことも必要となる。

大谷記念美術館においては、主として美術館の運営という公益目的事業を実施しており、財政的にも経常的に支出が収入を上回る状況が続き、遊休財産も貸借対照表や財産目録といった書類からは確認できないため、決算書上はこれらの条件を概ね充たしていると思われる。

しかし、これらの条件は認定時のみならず、今後継続して充たすことが求められることから、特に収支相償という基準を充たすためには財政的に大きな割合を占める公益目的事業において大きな収益を獲得することができず、結果として中長期的な財政の悪化という事態も想定される。

また、公益財団法人においても収益事業の実施は認められており、大谷記念美術館ではこれまで喫茶スペース等の賃貸を行っていたが、喫茶スペース等の賃貸は新たな公益法人会計基準の下では、収益事業等として分離して会計を行わなければならないため、赤字の事業になってしまうおそれがあるという。赤字の収益事業は公益目的事業の遂行に支障を及ぼすお

それもあるため、公益財団法人移行後には喫茶スペースの廃止を検討しているとのことである。

このように公益財団法人への移行においては、短期的、中長期的にも収支の悪化が予想されているため、県への提出書類の作成といった形式的な準備に止まらず、中長期的な財政シミュレーション等も実施し、早期に財政的な対策を立てることにより公益財団法人として安定した運営を行うことができるように準備を進めるべきである。

(事業運営・経営管理事務/財産管理)

4. 建物の修繕に多額な資金が必要になることが予測されているため、民間資金の活用や国等の補助金も活用すべき(意見)

大谷記念美術館の建物は昭和47年、故大谷竹次郎氏から寄贈を受けたのち、平成3年に大規模な増改築を行っているが、今後も継続的な修繕工事の実施が見込まれている。

大谷記念美術館が平成25年度以降に想定している修繕工事は次のようになり、合計額は247,800千円になるが、平成24年8月末現在、施設補修工事引当預金として大谷記念美術館が確保している資金は22,560千円と大幅に不足している。

工事内容	見積金額 (千円)	実施時期(平成)									
		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
空調熱源改修	40,000	■									
外壁補修	10,000	■									
展示室クロス	2,800	■									
消化設備	30,000		■	■							
空調衛生設備	45,000						■	■	■	■	■
電気設備	120,000								■	■	■

大谷記念美術館は、平成25年度に公益財団法人への移行を予定しており、収支相償と公益目的事業比率という財政運営上の制限があることから、今後大幅な収益改善は難しい。また、文教住宅都市西宮という市の主要な施策の一つが美術館の充実であり、政策判断として美術館への一定の補助が続くと見込んでいるが、市の厳しい財政状態から市の補助にも限界があると思われる。

大谷記念美術館としても、空調熱源工事において、国のエネルギー使用合理化事業者支援事業（ESCO）の補助制度を活用して、国庫補助金を取得するとともに、毎年の光熱費を削減することにより工事の財源を確保しようとして検討中とのことであるが、今後も同様の補助金を積極的に活用するとともに、民間からの寄附や基金を募ることにより修繕工事に必要な資金を確保することが必要である。

（事業運営・経営管理事務/財産管理）

5．庭園や和室については、維持費に見合った活用を進めるべき（意見）

平成 23 年度の委託契約一覧表では、建物設備保守管理業務が委託料 12,519 千円、庭園樹木等管理業務が同 7,613 千円と比較的多額になっており、これらの費用は全費用の 1 割弱を占めている。

大谷記念美術館ではこれらの要因について、建物設備保守管理業務は美術館には美術品を展示する機能の他、大量の美術品を保管する機能もあるため、美術品を長期・安全に保管する空調や警備設備の保守管理に比較的多額のコストがかかるとし、庭園樹木等管理業務は、美術館に附属した庭園や和室（緑爽庵）等の環境を維持するためには一定の技術を有した事業者へ委託する必要があるために比較的多額の委託料となると説明している。

美術館運営という公益的、かつ、金額では測定することが困難な価値を提供する事業であるため、美術品の保管や庭園・和室の維持にどの程度のコストをかけるべきか算定するのは一般的に難しいことであると思われる。しかし、市の補助を受けて大谷記念美術館の運営がなされている以上、コストをかけて保管、維持された美術品や和室の有効活用は図るべきであると考えます。

和室に関しては、平成 23 年度の使用件数が 33 件、収入額 160 千円と利用率が低い状況であったが、平成 24 年度からは新聞社と提携して「展覧会の解説と鑑賞・和室での有名料理店の食事」というイベントを開催している。また小講堂も外部者の使用件数 4 件、収入額 163 千円と同様の状態であるが、展覧会とコラボレーションした講演会やコンサートを実施している。

このようなイベントを随時継続的に開催し、庭園についても企画展や常設展の作品展示に活用するなどして、維持費や管理費に見合った施設の活用を進めていくべきである。

【 7 】 職員自治振興会

(1) 概要

1 . 団体の概要

所管部署			代表者		
総務局			理事長 松永 博 (市総務局長)		
基本財産 (うち市出捐率)			設立日		
70,000 千円 (- %)			昭和 58 年 4 月 1 日		
役員数 (非常勤・嘱託)			職員数 (非常勤・嘱託・臨時)		
(平成 24 年 4 月 1 日現在)	うち市職員	うち市OB	(平成 24 年 4 月 1 日現在)	うち市派遣	うち市OB
	22(22)	0(0)		4(1)	4(1)
目的					
西宮市行政に協力し、市民の地方自治に関する意識の向上を図ることにより地方自治の振興に資するとともに、西宮市職員等の福利の増進を図ることにより公務の能率的な運営に資すること					
主な事業内容					
給付事業、文化・体育・レクリエーション事業、貸付事業、公益事業					
指定管理者として管理する施設					
なし					

2 . 財政状況の推移及び市との取引

【財政状態 (平成 24 年 3 月 31 日時点)】

(単位：千円)

資	産	負	債
現金及び預金	80,394	流動負債	57,095
その他流動資産	7,432	固定負債	2,200
基本財産	70,000	正 味 財 産	
特定資産	374,920	指定正味財産	70,000
その他固定資産	1,116,295	一般正味財産	1,519,746
資産合計	1,649,040	負債・正味財産合計	1,649,040

特定資産の内訳は、定期預金及び普通預金である。

その他固定資産の主なものは、市役所東館持分の土地 216,952 千円、同館区分所有建物 726,343 千円、会員に対する貸付金 84,953 千円、生協貸付金 75,000 千円である。

【経営成績】

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常収益	203,035	197,460	239,113
市からの補助金	28,013	25,301	15,632
市負担金	62,380	60,883	43,917
その他	112,642	111,276	179,564
経常費用	323,117	232,140	740,141
経常損失	120,081	34,680	501,027
経常外収益	90,725	-	424,169
経常外費用	90,725	3,160	-
正味財産増減額	120,081	37,840	76,858

平成 23 年度の経常費用には、団体設立の昭和 58 年度以降、平成 22 年度までの各年度の次期繰越収支差額に対して、年度ごとの収入に占める公費収入割合等を算出し、市及び公営企業会計に返還した金額 407,029 千円が含まれている。当該損失を補填すべく、支払準備引当資産 359,179 千円を取崩し、取崩額を経常外収益に計上している。

【市有財産の無償貸付(平成 23 年度)】

対象施設等(許可物件)	土地	建物
職員会館		-

職員自治振興会が所有する現西宮市職員会館(西宮市六湛寺町 100 番のうち)(以下、職員会館という)は、当初、六湛寺東地区市街地再開発事業に伴い、同法人が所有していた旧職員会館を先行解体し、当該事業により建築する現東館への権利返還までの代替施設として設置したものである。その後、西宮市においては阪神大震災に伴う本庁舎震災復旧改修等による庁舎スペース減少に対応するため、同法人に対して東館を市庁舎及び市会議室として無償使用貸借する契約を行うとともに、これに伴う職員会館機能の代替措置として、職員会館敷地を同法人に無償使用貸借する契約を締結している。

3. 団体の変遷

当団体は、昭和 58 年 4 月に、旧西宮市職員共済会が基本金を寄附して設立された。西宮市行政に協力し、市民の地方自治に関する意識の向上を図ることにより地方自治の振興に資するとともに、西宮市職員等の福利の増進を図ることにより公務の能率的な運営に資することを目的として設立された。

新公益法人改革に伴い、現在は特例民法法人で、平成 25 年 4 月に一般財団法人への移行を目指している。

4. 主な事業の状況

一般会計

地方自治に関する意識の向上のための啓蒙宣伝、献血の推進に関する事業、緑化の推進に関する事業、職員会館の管理運営に関する事業を実施している。一般会計の収支状況の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常収益	35,218	32,300	93,801
経常費用	59,167	65,016	95,447
経常外収益	80,025	0	0
経常外費用	0	0	0
一般正味財産増減額	56,076	32,716	1,647

(注) 平成 23 年度の経常収益には、遺児年金特別会計・福祉特別会計からの繰入金 50,140 千円、退職金の互助年金信託事業の清算に伴う受取負担金 26,261 千円が含まれている。

一般会計の中で、西宮市は職員自治振興会が行う職員会館及び東館に係る会館運営事業にかかる補助金を交付している。主な内容は維持管理等の委託料 9,650 千円のほかは光熱水費や修繕費である。職員会館および東館の会議室の稼働率と利用目的は次のとおりであり、大半は市の公務目的の使用である。

会議室稼働率(職員会館+東館)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
稼働率		60.0%	75.4%	64.0%
利用 内訳	市公用	78.9%	74.6%	80.29%
	福利厚生	21.0%	25.0%	19.67%
	一般	0.1%	0.4%	0.04%

福祉(給付・レク事業)特別会計

地方公務員法第 42 条に基づく事業主としての責務と、互助精神に基づく相互扶助に基づき、会費と事業主負担金を財源に西宮市職員の福利厚生に関する条例に規定する福利厚生事業を実施している。当該事業の収支状況

の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常収益	129,726	125,039	88,552
経常費用	175,720	77,917	503,465
経常外収益	0	0	423,209
経常外費用	90,725	0	0
一般正味財産増減額	136,719	47,122	8,296

平成 23 年度における会員掛金および市等負担金の状況は、次のとおりであり、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて見直しが行われている。

	平成 22 年度	平成 23 年度
会員掛金率	給料月額 × 7.0/1000	給料月額 × 6.5/1000
事業主負担率	給料月額 × 4.5/1000	給料月額 × 3.3/1000

また、互助会等に対する会員一人当たりの公費支出の状況は次のとおりであり、見直し結果を踏まえると、近隣他市と比較しても特に高い水準にはない。

【互助会等に対する会員一人当たりの公費支出額】			
(単位：円)			
団体名称	会員一人当たりの公費支出額		
	H21年度 決算	H22年度 決算	H23年度 当初予算
1 芦屋市	25,609	25,292	25,074
2 川西市	19,398	19,357	19,079
3 姫路市	16,424	15,938	17,140
4 宝塚市	21,350	17,635	16,835
5 福崎町	20,294	20,083	15,815
6 猪名川町	14,527	13,985	14,628
7 三木市	5,875	6,371	14,480
8 加古川市	14,423	14,333	14,472
9 相生市	14,458	14,382	14,156
10 尼崎市	6,643	16,023	13,763
11 丹波市	13,724	13,568	13,732
12 淡路市	13,268	13,232	13,442
13 西宮市	22,246	20,894	13,328
14 神河町	14,223	14,298	11,761
15 明石市	11,909	11,124	11,407

平成23年度当初予算ベースによるソート

福祉（退会・永年給付事業）特別会計

地方公務員法第 42 条に基づく事業主としての責務と、互助精神に基づく相互扶助に基づき、会費を財源に西宮市職員の福利厚生に関する条例に規定する福利厚生事業を実施している。当該事業の収支状況の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常収益	37,924	39,991	56,722
経常費用	87,150	88,348	98,628
経常外収益	10,700	0	0
経常外費用	0	0	0
一般正味財産増減額	38,526	48,357	41,906

遺児年金特別会計

会員の遺児に対する遺児年金の給付事業を実施している。当該事業の収支状況の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常収益	167	131	38
経常費用	1,080	860	42,600
経常外収益	0	0	960
経常外費用	0	3,160	0
一般正味財産増減額	913	3,889	41,602

平成 27 年度に遺児年金事業を廃止することに伴い、遺児年金引当資産を取崩し、このうち一部 41,640 千円を一般会計に繰入金として支出したため、計上費用が大きくなっている。

(2) 監査の結果及び意見

(市の関与)

1 . 外郭団体として監理する必要性の有無を検討することが望まれる (意見)

当該団体は主に、地方公務員法及び条例に基づき市職員の福利厚生を図るための互助団体であり、市による出捐はない。団体の運営は会員掛金と事業主(市)負担で賄われている。西宮市における過去の団体への補助金執行については、住民監査請求がなされ訴訟に至ったこともあるが、平成 17 年度に事業主負担を含む公費支出の見直しを行い、平成 22 年度には判決に基づき当該団体から市に対して補助金の返還が行われた。さらに平成 23 年度には職員の福利厚生事業にかかる公費負担額について、現在の社会情勢に適應すべく事業主負担率及びその充当事業と事業内容の見直しが行われ、団体設立時の昭和 58 年度から平成 22 年度までの各年度の決算において生じた公費を財源とする剰余額についても市に返還され、一般財団法人への移行予定を含めて一定の整理がなされている。

このほかに団体と市との取引には、市が公務で多用している職員会館・東館の管理運営にかかる事業補助金があり、補助金支出の内訳は、施設の総合維持管理等の委託料、光熱水費である。

職員自治振興会は、これまで、職員の福利厚生が人事行政の一環であり市との関係性が強いという観点から外郭団体に位置づけられてきたが、団体への各種支出等については以下の観点から別途確認等を行う仕組みがある。

- 補助金については、これまでの行財政改善実施計画の取組項目の一つに位置づけて検討を行うほか、平成 23 年度から補助金の検証を行う第三者機関(西宮市補助金改善評価委員会)を設置し、公益性や効果などについて常に検証し、その結果も公表されている。
- 市の監督について職員の福利厚生に関する条例や補助金等の取扱いに関する規則に基づき団体へのモニタリングが可能である。
- 一般財団法人移行認可後は公益目的支出計画にかかる財務諸表等の監督主務官庁への提出の義務付けにより財務のモニタリングが保たれる。

外郭団体の市の監理の効率化を図る観点から、引き続き外郭団体として監理することの必要性について検討してもよいのではないかと。

【 8 】 鳴尾ウォーターワールド

(1) 概要

1 . 団体の概要

所管部署			代表者 (平成 24 年 6 月 21 日現在)		
環境局			代表取締役社長 藤田邦夫(副市長)		
資本金 (うち市出資率)			設立日		
90,000 千円(40%)			平成 3 年 11 月 7 日		
役員数 (非常勤・嘱託)			職員数 (非常勤・嘱託・臨時)		
(平成 24 年 4 月 1 日現在)	うち 市派遣	うち 市OB	(平成 24 年 4 月 1 日現在)	うち 市派遣	うち 市OB
	10(7)	0(0)		2(0)	122(108)
目的					
<p>「リゾ鳴尾浜」は、隣接する東部総合処理センターの焼却熱と鳴尾浜浄化センターの再生水を有効活用し、市民の健康増進とスポーツ・余暇活動の充実を図るために、鳴尾浜臨海公園南地区に建設された健康運動施設である。鳴尾ウォーターワールドは、「リゾ鳴尾浜」の管理運営業務を行うことを目的として、民間企業の資金とノウハウを活用し、事業の独立採算を維持しつつ、利用者によりよいサービスを提供するため、第三セクター方式で設立された。具体的な設立目的は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園施設の運営及び管理 都市公園施設の運営受託及び管理 スポーツ指導員による指導及びスポーツクラブの運営 スポーツ指導員の教育及び養成 レジャープール、遊泳用プール、競泳用プールの経営及び管理 天然温泉等温浴施設の経営及び管理 飲食店・喫茶店の経営 その他 					
主な事業内容					
<p>1. 自主事業</p> <p>プール・風呂事業、フィットネス事業、レストラン事業、プロショップ事業、鳴尾浜臨海公園南地区駐車場管理業務（平成 23 年度より公園施設管理許可を受け運営）</p> <p>2. 西宮市からの受託業務</p> <p>リゾ鳴尾浜内の市が管理すべき施設の日常管理及び保守点検業務</p> <p>3. 指定管理業務</p> <p>「指定管理者として管理する施設」欄記載の施設の園内の塵芥収集・清掃業務、海づり広場全般の運営管理業務</p>					

指定管理者として管理する施設
鳴尾浜臨海公園南地区公園(ただし「リゾ鳴尾浜」、「駐車場」、「植物生産研究センター花工房」を除く区域) なお、当該業務は共同事業体 鳴尾ウォーターワールドが指定管理者(平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日の 5 年間)となっており、(株)鳴尾ウォーターワールドは当該共同事業体の構成員の一員として主に塵芥収集・清掃業務、海づり広場全般の管理運営を担当している。

2. 財政状況の推移及び市との取引

【財政状態（平成 24 年 3 月 31 日時点）】

（単位：千円）

資	産	負	債
流動資産	73,170	流動負債	46,647
固定資産	67,559	負債合計	46,647
		純 資 産	
		純資産合計	94,083
資産合計	140,730	負債・純資産合計	140,730

上記の純資産合計のうち、36,000 千円は市の出資による資本金である。また、西宮市からの借入については平成 22 年度は短期借入により実施していたが、平成 23 年度からは実施していない。

【経営成績】

（単位：千円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
売上高	439,860	439,991	436,665
経常損益	50,195	32,886	1,495
税引前当期純利益	50,195	32,886	133,943
当期純利益	50,489	33,518	131,287

平成 23 年度の売上高のうち、西宮市からの委託料は 27,052 千円、指定管理料は 19,891 千円である。

当団体の売上高の減少要因や、平成 21 年度末には多額の累積損失を計上するようになった要因については、「鳴尾ウォーターワールドに関する報告書（平成 23 年 1 月西宮市第三セクター等経営検討委員会）」によると、次のとおり示されている。

- 蒸気供給の停止

鳴尾ウォーターワールドは開業時より東部総合処理センターからの蒸気供給を受けていたが、同センターの施設更新のため、蒸気供給は平成 9 年 7 月に休止されている。当初計画では平成 12 年に蒸気供給が再開される見込みであったが、平成 25 年まで供給開始が延期されたことにより代替運転を実施している灯油ボイラーの灯油費用の負担が大きく、利益を圧迫している。
- 平成 12 年度以降の施設・設備の修繕費負担

開業前に市と締結した協定書等では、施設の基本的な構造、設備及び内装は市が費用を負担することとなっていた。しかし、阪神・淡路大震災以降、市が財政難に陥ったため、鳴尾ウォーターワールドがそれらの修繕費を全額負担していたことによる修繕費が多額に計上されていた。
- 同種事業を行う民間会社が開業後に周辺地域に多数開業しており、競争が激化したことによるもの
- 阪神高速道路湾岸線の利用により、大阪・神戸方面からの利便性は比較的良好なもの市中心部から遠く、施設の立地が不便なこと
- 鳴尾ウォーターワールドが所有する駐車場がないこと及び夏季の来場者が増える時期の駐車場不足

リゾ鳴尾浜には都市整備公社が公園施設管理許可を受け所有する鳴尾浜臨海公園の東西駐車場を使用しており、鳴尾ウォーターワールドが当該駐車場の維持管理を受託する方式をとっている。このような形式のため、リゾ鳴尾浜の施設本体と駐車場の一体とした運営を行えず、効率的な運営が困難となっている。また利用者が増加する夏場は駐車場が毎年不足している。

こうした状況を踏まえた第三セクター等経営検討委員会での検討結果は次のとおりである。

経営検討委員会の検討結果	市の方針
<p>蒸気供給が再開される平成 25 年までは株主である市及び阪神電気鉄道より支援を受けつつ、黒字に転換し、累積損失を解消するように経営改善に努める。</p> <p>上記による経営改善が実現不可能であるとの結論に至った場合に限り、現体制での経営を断念し、民営化、民間売却、鳴尾ウォーターワールドを清算した上で民間企業への指定管理による管理運営委託のいずれかの手法の採用の検討を行う。</p>	<p>蒸気供給を再開する平成 25 年まで鳴尾ウォーターワールドに対する支援を行う。具体的な支援策は次のとおり。</p> <p>鳴尾ウォーターワールドが平成 12 年度から平成 20 年度までに実施した補修工事のうち、市が本来負担すべきであった部分について支払を実施。</p> <p>都市整備公社が管理運営を行っている「リゾ鳴尾浜」の東西駐車場について、「リゾ鳴尾浜」と一体的な管理が可能となるような体制を構築。</p> <p>阪神電気鉄道株式会社は派遣社員の人権費やロイヤリティーの軽減実施による経費節減に協力。(平成 23・24 年度のみ)</p> <p>その他鳴尾ウォーターワールドの収入・支出面での経営努力と市民利用の拡大を推進。</p>

上記の第三セクター等経営検討委員会での検討結果を踏まえ、従前都市整備公社が管理運営を行い、鳴尾ウォーターワールドが都市整備公社よりその維持管理を受託していた「リゾ鳴尾浜」の東西駐車場について、一体的な運用を行うため、平成 23 年度より、西宮市から鳴尾ウォーターワールドに施設管理許可がなされており、鳴尾ウォーターワールドが直接運営を行っている。そのため自主事業に東西駐車場運営収入が計上されることになった。その結果、プール・フィットネス等の売上は減少しているものの、前年と比較して平成 23 年度の自主事業全体の売上は増加している。また同時に、従前計上されていた東西駐車場の維持管理による受託収入がなくなったことにより平成 23 年度の受託業務収入が減少している。

また、鳴尾ウォーターワールドが負担していた平成 12 年度から平成 20 年度までに実施した補修工事のうち、本来西宮市が実施すべきであった工事費 132,448 千円相当の負担金が鳴尾ウォーターワールドに支払われたことにより、平成 23 年度の特別利益が多額に計上されている。

【市有財産の無償貸付(平成 23 年度)】(主なもの)

該当なし。

3. 主な事業の状況

プール・風呂事業

・売上高及び年間入館者数の推移

プール・風呂事業は、猛暑が長引いた平成 22 年度には利用者数が増加し、それに伴い売上も増加した。しかし平成 23 年度は二度の台風と長雨の影響により利用者が減少し、その結果、売上も減少している。以上のように売上は天候等に大きく左右されるが、鳴尾ウォーターワールドでは、企業等との割引提携や広告掲載依頼等を積極的に進め、入場料金割引等を行うことにより利用者の増加に向けた経営努力を進めている。

・月別入館者数の推移

入館者の集中する時期は夏休みの 7・8 月、及び残暑がきつい 9 月となるが、10 月以降はオフシーズンとなり、入館者は夏場の 1/10 以下にまで減少してしまうため、これらの時期にどれだけ集客できるかが課題である。

プール入館者の月別推移

(単位: 人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期合計	前年同期比 (半年ベース)
平成22年度	3,209	7,695	6,558	25,342	55,465	14,732	113,001	4,401
平成23年度	3,539	6,332	7,745	28,844	51,153	10,987	108,600	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期合計	前年同期比 (半年ベース)
平成22年度	4,347	3,163	3,209	5,649	2,621	4,416	23,405	3,568
平成23年度	3,470	3,012	2,821	4,109	2,070	4,355	19,837	

・一人当たり売上・コストの推移

前述の年間の売上高及びプール・風呂事業における年間入館者数、また部門別損益計算書上の各部門の営業費用から算出したプール・風呂事業における年間入館者一人当たり売上・コストは次のとおりである。なお、共通費には総務費やリゾ鳴尾浜全体の運営にかかると考えられる業務(リゾ鳴尾浜本体の管理費用やフロント業務にかかる費用など)が含まれており、売上をもとに関連部門に按分している。

当該推移によると一人当たり売上高は共通費配賦前の一人当たりコストは上回っているものの、共通費配賦後の一人当たりコストとは同程度であることが分かる。

(単位:円)

	一人当たり 売上高	共通費配賦前 一人当たりコスト	共通費配賦後 一人当たりコスト
平成21年度	1,177	778	1,200
平成22年度	1,179	775	1,147
平成23年度	1,170	782	1,130

フィットネス事業

売上高及び年間入館者数の推移

・利用者数は平成 22 年度から平成 23 年度に掛けて若干増加しているが、会費制度の改定により売上高としては減少傾向にある。

・一人当たり売上・コストの推移

年間の売上高及びフィットネスクラブにおける年間利用者数、また部門別損益計算書上の当該部門計上費用から算出したフィットネスクラブにおける年間利用者一人当たり売上・コストは次のとおりである。なお、共通費には総務費やリゾ鳴尾浜全体の運営にかかると考えられる業務(リゾ鳴尾浜本体の管理費用やフロント業務にかかる費用など)が含まれており、売上をもとに関連部門に按分している。

当該推移によると一人当たり売上高は共通費配賦前の一人当たりコストは上回っているものの、共通費配賦後の一人当たりコストよりは下回っていることが分かる。

なお、平成 23 年度の一人当たりコストが平成 21・22 年度と比較して減少しているのは、前述の駐車場の管理許可を平成 23 年度より市から鳴尾ウォーターワールドが直接受けることになったことにより従前発生していた駐車券購入費などの駐車場関連コストが大きく減少したことが主な要因である。

(単位:円)

	一人当たり 売上高	共通費配賦前 一人当たりコスト	共通費配賦後 一人当たりコスト
平成21年度	1,211	959	1,393
平成22年度	1,188	992	1,366
平成23年度	1,101	866	1,194

レストラン事業

・売上の推移

レストラン売上は年々減少している。レストランスペースは、1F と 4F にあるが、4F レストランスペースは平成 15 年までは直営店方式、平成 16 年から平成 20 年までは外部への委託方式で営業しており、平成 21 年からは通常営業は取りやめている。そのため、平成 21 年度以降の通常営業は 1F レストランのみで行われている。

プロショップ事業

プロショップ事業は 1F フロント横売店及び B1 会員受付コーナー横売店の 2 箇所で行われており、水着などのプール関連を中心としたスポーツ関連商品や雑貨などが販売されている。

受託事業

受託業務に計上されるのは、市から受託しているリゾ鳴尾浜の建物等の管理を行うリゾ鳴尾浜内市管理区域管理業務及び都市整備公社から受託していた駐車場管理業務などである。上記において記載したとおり、平成 23 年度より従前計上されていた都市整備公社からの駐車場管理委託料が減少しているため、その結果受託業務全体でも減少している。

指定管理事業

指定管理事業としては平成 20 年度から 5 年間「鳴尾浜臨海公園南地区」(リゾ鳴尾浜、駐車場、植物生産研究センター花工房を除く)の指定管理者である「共同事業体 鳴尾ウォーターワールド」の構成企業として、主に塵芥収集・清掃業務、海づり広場全般の運営管理を担当している。

「共同事業体 鳴尾ウォーターワールド」の構成

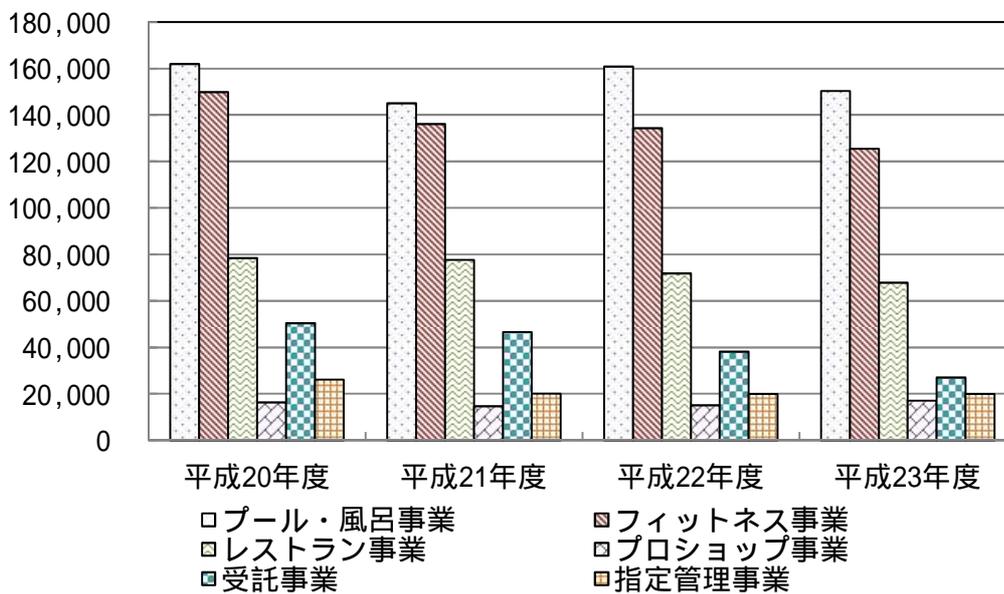
(株)鳴尾ウォーターワールド

NPO 法人 花と緑のあふれる日本のまちづくり協会

阪神園芸(株)

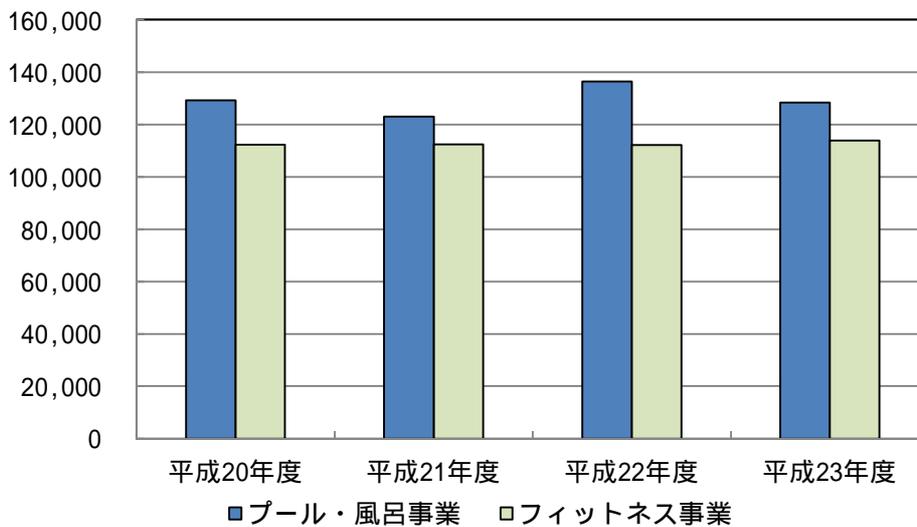
【主な事業の売上高の推移】

単位：千円



【主な事業の利用者数の推移】

単位：人



(2) 監査の結果及び意見

(市の関与/経営管理・事業運営)

1 . 代表取締役社長の民間の人材登用を進めるべき(意見)

代表取締役社長は、平成 21 年 6 月～平成 24 年 6 月までは元市局長、平成 24 年 6 月以降は副市長である。平成 24 年 6 月から副市長が代表取締役社長となった経緯としては、重要な経営改善途上であり、市主導の適切な経営改善実施のための関与度合いの強化及び市の当団体へのチェック体制の強化を図るため、こうした人材登用が行われたとのことである。

外郭団体の経営や事業運営の自主性を尊重する観点から市の関与は最小限に留めるべきであり、特に当該団体の業務内容に鑑みれば、代表取締役社長については民間の人材登用を進め、より民間のノウハウを取り入れた経営を行うことができるような組織体制を構築すべきである。

(市の関与/委託料)

2 . 市との委託契約の支払条件につき、契約書と仕様書の内容の不一致を是正するとともに、支払条件を見直すべき(意見)

市と鳴尾ウォーターワールドの「リゾ鳴尾浜内市管理区域管理業務」(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)において、業務委託請負契約書では、第 12 条に検査及び再検査に合格したときは書面により業務委託料の支払を請求することとされている一方で、業務仕様書では、委託料の支払いは「四半期払い(前払い)」とされている。実際の支払は、仕様書に基づき四半期ごとの前払いとされている。

支払条件について、契約書と仕様書の支払条件の不整合については是正すべきである。

また、通常、委託契約においては業務の一部の完了を確認した後に委託料を支払う(後払い)のが一般的であるが、4～6 月に団体の資金繰りが厳しいことに配慮して前払いとしているとのことであった。

資金繰りを援助することを目的としての当該団体に有利な契約は他団体との公正を欠くものであり、委託料の支払条件を見直すべきである。資金的な支援が必要であれば、その内容を明らかにして別途適正な手続を経るべきである。

(市の関与)

3. リゾ鳴尾浜のあり方について、市が負担するコストとその効果を踏まえて検討すべき(意見)

リゾ鳴尾浜は、もともと市のごみ処理施設(東部総合処理センター)からの蒸気供給を前提として、鳴尾ウォーターワールドが管理運営することとされていた。平成9年7月の蒸気供給の休止後、当初は平成12年の再開が見込まれていたが、その予定が平成25年まで延期されるなど大幅な計画の変更を余儀なくされ、その間の灯油ボイラー等の燃料費負担により鳴尾ウォーターワールドは経営が悪化した。このような状況から、経営検討委員会の意見を踏まえ、蒸気供給再開までの鳴尾ウォーターワールドへの支援が決定された。当面は当該支援の下での経営改善を注視するほかはない。

しかし、長期的な視点の下で、リゾ鳴尾浜のあり方について、市が負担するコストとその効果を踏まえて改めて検討する余地があると考えます。

そもそも、リゾ鳴尾浜の土地建物等は現在、市が所有している。その上で、前述のとおり、「リゾ鳴尾浜」の施設及び駐車場については市より管理許可を受け、それぞれについて管理業務を行うとともに、それらの資産を使用したプール事業やフィットネス事業、駐車場運営事業などの独自事業としての営業も行っている。ここで、もしこれらの資産について、市が鳴尾ウォーターワールドから使用料を減免せずに徴収するとした場合の使用料収入見積り金額は次のとおりであり、年間111,120千円である。

(単位:千円)

対象施設等(許可物件)	土地	建物	使用料収入見積額 (年額)
リゾ鳴尾浜			74,832
東西駐車場		-	36,288
			111,120

(注)見積額は西宮市都市公園条例及び同施行規則をもとに試算している。

施設建設から約20年が経過し、今後の維持管理には相当な負担が見込まれる上に、施設の老朽化が進むほど集客力は低下することが予想される。また、市民の利用者の割合は、フィットネス事業(年間延べ11万人が利用)は約9割程度であるものの、プール(年間延べ13万人が利用)については全体の2割~3割程度にとどまる。

通常、民間事業者が同種の施設を建設し運営する場合には、施設の維持管理コストも含めて採算が確保されるようなスキームを検討する。現地視

察の中で、リゾ鳴尾浜では非常に少ない人員で業務を行い、職員自らがプールの塗装を行っていることを目にし、非常に厳しい経営状況にある中で、創意工夫を凝らし、事業運営に取り組まれている点については十分に評価できるものと感じているが、施設の維持管理にかかるコストを含めない状況でぎりぎりの採算が確保できるような状況では、収益事業としての継続は難しい面もある。

このような収益型余暇施設の建設、管理運営については民間事業者が圧倒的に優位であり、自治体にはそのノウハウが不足している。現在、団体が実施する、プールやフィットネス事業、施設管理事業等は民間でも実施可能な事業であり、むしろ、民間事業者の方がノウハウに優れる面がある。

市が負担するコスト（施設の維持管理コストを含む）とその効果を踏まえ、施設の民間事業者への売却、廃止等も視野に入れるべきである。

（経営管理事務・事業運営）

4．より市民の使用促進に向けた取組を進めるべき（意見）

プールの市民の利用状況は、平成 23 年度では平均的に 20%～30%台であり、市民の利用率は低い。残る利用者は 3 割程度が兵庫県内の近隣市、3 割程度が大阪府からの利用となっている。

平成 24 年度においては、市内の小学生等向けに割引券を配布するほか、市の広報等でも宣伝を行っているが、より市民の利用を促すような取組が必要である。例えば、以下の点について検討の余地があると考えられる。

現在は、無料シャトルバスは阪神甲子園からのみであるが、市の中心部からの送迎バスがあればより利用者の利便性は高まるものと思われる。

（経営管理事務・事業運営）

5．より利用者の満足向上に向けた取組を進めるべき（意見）

現地視察によれば、当該施設にはスライダーのあるプールや温泉施設などがあり、特に屋外プールの床には職員自らがジンベイザメやペンギン等をペイントするなどし、魅力的な施設とするため職員が創意工夫していることが見て取れた。

一方で、類似の民間施設と比較すると施設内の装飾や飲食店のメニューなどもう少し工夫があっても良いと思われる部分もあった。例えば、外観の装飾が控えめである点、レストランのメニューがやや少ない点などである。利用者アンケートからも次のような意見がよせられている。引き続き、

利用者満足度向上に向けた取組を進めるべきである。

(アンケート結果より一部抜粋)

- ・バーベキューのメニュー充実してほしい
- ・レストランメニューの充実と質の向上をお願いしたい
- ・プールサイドのレストランは 11 時と 12 時からとなっているが営業時間を早めてほしい
- ・シャトルバスの増便

(経営管理事務・事業運営)

6. 市との委託契約の事後決裁については是正すべき(意見)

市と鳴尾ウォーターワールドの「リゾ鳴尾浜内市管理区域管理業務」(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)において、契約日は平成 23 年 3 月 22 日であるが、鳴尾ウォーターワールドにおける内部決裁については発議日が平成 23 年 3 月 25 日であり、契約後の事後決裁となっている。

実際には、契約前に口頭での確認を実施し、意思決定されているとのことであるが、稟議制度の趣旨を踏まえ、契約前に内部決裁を完了しておくことが必要である。

(経営管理事務・事業運営/財産管理)

7. 施設の有効活用(4階)を進めるべき(意見)

リゾ鳴尾浜の4階は平成 21 年ごろから、レストランの引受手がなく、たまたま団体の利用がある場合に食事の場を提供するにとどまっている。業者を募集するも採算を取るのが難しく、引き受け業者が見つからないとのことである。

視察を行ったところ、見晴らしの良いフロアであるにもかかわらず、テーブル等が雑然と置かれているにとどまり、会議室についても、内部の打ち合わせの利用はあるものの、うち 1 室は飲食業者の物置スペースとして使われており、本来の利用目的での利用となっていない。レストランとしての使用が難しいのであれば、例えば、休憩スペースを設けるなどし、利用者の満足度を高めるために有効利用すべきである。市の施設であるから、市も積極的に関与して有効活用の方策を検討すべきである。

【 9 】西宮都市管理

(1) 概要

1 . 団体の概要

所管部署			代表者		
産業文化局			代表取締役社長 福島勇三 (元市局長)		
資本金 (うち市出資率)			設立日		
499,000 千円 (35.0%)			平成 5 年 5 月 10 日		
役員数 (非常勤・嘱託)			職員数 (非常勤・嘱託・臨時)		
(平成 24 年 4 月 1 日現在)	うち 市派遣	うち 市OB	(平成 24 年 4 月 1 日現在)	うち 市派遣	うち 市OB
	2(0)	0(0)		2(0)	9(4)
目的					
駐車場、店舗及びその他の土地・建物の管理並びに運營業務 土地・建物の売買、賃貸借、仲介及び管理運營業務 店舗の営業管理並びに販売促進業務及びそれらに伴う調査・研究・企画業務 都市計画、都市開発に関する調査・研究業務 たばこ、飲食料品、日用雑貨品の販売並びに交通回数券並びに宝くじの受託販売 収入印紙、郵便切手の売り捌き 公衆電話その他の通信事業にかかる商品の販売及びサービス業務 損害保険代理業務及び広告代理業務 クレジットカード業					
主な事業内容					
店舗の賃貸及び管理業務 フレンテ西宮の店舗賃貸及びリ・リース業、 店舗の営業管理と販売促進業務 駐車場の管理・運營業務 フレンテ西宮駐車場、ラ・ヴィーダ西宮地下駐車場、高架下駐車場、 フレンテ西館地下駐車場の経営 管理組合受託業務 フレンテ西宮管理組合、フレンテ西宮専門店会の受託業務					
指定管理者として管理する施設					
なし					

2. 財政状況の推移及び市との取引

【財政状態（平成 24 年 3 月 31 日時点）】

（単位：千円）

資	産	負	債
流動資産	218,284	流動負債	99,885
固定資産	1,872,997	固定負債	1,561,355
		長期借入金	1,050,100
		うち市からの借入	990,000
		建設協力金	411,376
		その他	99,879
		純資産	
		純資産	430,040
		資本金	499,000
		その他剰余金	68,960
資産合計	2,091,281	負債・正味財産合計	2,091,281

固定資産の主なものは、フレンテ西宮の土地、建物等の固定資産である。設立当初の市からの保留床の取得費は次のとおりであった。

施設名	内訳	金額（千円）
ラ・ヴィーダ	駐車場 69 台（全 126 台のうち）	154,250
フレンテ	店舗、駐車場 495 台、事務所	2,363,006
ヴィエント	駐車場 47 台（全 133 台のうち）	124,556
不動産取得税		131,628
	合計	2,773,440

建設協力金のうち 376,000 千円はコープこうべからのものであり、当初の契約では平成 25 年度に一括返還することとされている。資本金のうち市の出資割合は 35.0% であり、株主構成は次のとおりである。

（単位：千円）

	出資比率	出資額
西宮市	35.0%	174,650
生活協同組合 A	15.0%	74,850
株式会社 B 社	10.0%	49,900
株式会社 C 銀行	5.0%	24,950
縁故募集 16 社	35.0%	174,650
合計	100.0%	499,000

【経営成績】

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
売上高	338,511	372,922	389,933
営業費用	372,269	356,580	361,122
営業損益	33,758	16,342	28,811
営業外収益	1,167	1,421	3,064
営業外費用	5,267	4,577	4,736
経常損益	37,858	13,186	27,139
特別利益	-	-	-
特別損失	-	2,551	1,852
当期損益	37,858	10,635	25,287
法人税等	-	-	-
税引き後損益	37,858	10,635	25,287

【市有財産の無償貸付(平成 23 年度)】(主なもの)

該当なし。

3. 団体の変遷

西宮都市管理は、西宮市による「JR 西宮駅南地区第 1 種市街地再開発事業」により整備されたショッピングセンター(フレンテ西宮を中心とする)オフィス、住宅などの環境と機能を維持・発展させるために、西宮市とその他 3 団体が出資し、平成 5 年 5 月 10 日に設立された。

主な事業の内容は、店舗の賃貸及び管理業務、駐車場の管理・運營業務、管理組合受託業務であるが、当該団体の設立当初からの課題やキーテナントの撤退表明に端を発して経営状況が悪化した問題について、「西宮都市管理株式会社に関する報告書(平成 22 年 3 月西宮市第三セクター等経営検討委員会)」に、次のとおり示されている。

- 西宮都市管理は、開業当初、フレンテ西宮の保留床の一部を買い取るため必要となった資金のうち 15 億円を金融機関から借り入れることにより賄った。その後、当該借入金の利子負担が経営を圧迫し、累積赤字が膨らんだことから、平成 12 年に西宮市から無利子による 11 億 5 千万円の融資を受け、有利子負債の整理を行った。なお、この融資は単年度の短期貸付となっており、これを毎年継続することによって実質的には長期の貸付と同じ効果をもたらしている。

- 西宮都市管理は、人件費や外注費等の経営削減等による内部努力や西宮市の支援による金利負担の軽減、生活協同組合コープこうべからの駐車場協力金の増額といった出資者からの支援により、平成 13 年度から単年度黒字を達成できるようになった。
しかし、平成 20 年 9 月、フレンテ西宮の核店舗であるコープデイズ西宮が全面撤退することを表明し、この影響で他のテナントの撤退が相次ぎ、敷金の返還や賃料の減収、さらにはコープこうべからの駐車場収入の大幅な減額等により同社の資金繰りは急激に悪化した。西宮市はこれをうけ、同年 4 月に 1 億 5 千万円を上限とした緊急融資のための予算措置を行い、まず 8 千万円の融資を行った。
- 西宮市はコープこうべが所有する商業床のうち 2・3 階部分を買取り、新たなキーテナントを誘致することでコープこうべも店舗を縮小して営業を継続することとなった。その結果、テナントの退店に歯止めがかかるなど、西宮都市管理の危機は回避されたが、長引く不況の影響もあり、経営状況は依然として厳しいものとなっている。

こうした状況を踏まえた、委員会での検討結果は次のとおりである。

経営検討委員会の検討結果	市の方針
フレンテ駐車場を代物弁済により市が取得し、残債権は放棄する。ただし、上記が実現不可能であるとの結論に至った場合に限り、西宮都市管理が提出した経営改善計画（案）に沿って、38 年をかけて債務全額の返済を見込むスキームを提案する。ただし、この案を採用する場合には、長きに及ぶ返済期間を短縮するよう、経営改善計画の見直しを図ることを求める。	短期貸付の残額 9 億 9 千万円を平成 23 年度から 34 年間の長期貸付に切替える。 今後、市は会社に対し新たな財政的支援を行わない。 また、約定どおりの返済が困難となり、3 年以内での返済調整見通しが立たない場合は、清算を視野に入れた法的整理等の検討を行う。

4. 主な事業の状況

主な業務は「フレンテ西宮」の保有床の管理運営であり、経営状況は前述のとおりである。売上高に影響する主な項目の推移は次のとおりである。

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
フレンテ西宮専門店売上高	千円	1,634,243	1,932,386	2,165,881
フレンテ西宮駐車場在庫台数	台	316,621	371,278	394,595

(2) 監査の結果及び意見

(市の関与)

1 . 計画どおりに貸付金の返済が行われるよう、引き続きモニタリングを継続すべき (意見)

平成 23 年度末における市から西宮都市管理に対する貸付金は 990,000 千円であり、平成 24 年度以降毎年 30,000 千円を返済する契約となっている。返済終了は平成 57 年 3 月 (33 年間) の予定であり、貸付の返済は長期間にわたる。

今のところ西宮都市管理は、平成 21 年度に策定された経営改善計画(案)の方針にそって各種取組を進めており、一定の安定的な経営に目処をつけはじめたところである。平成 21 年度から平成 23 年度の直近 3 か年では、空き店舗の解消を図るなどして売上高は増加傾向にあり、経費面については、リ・リース床使用料の超過負担の解消や、役員報酬の 3 割削減や人員削減等による人件費の大幅な削減により支出の削減を図り、損益は改善している。その結果、平成 23 年度は施設照明の L E D 化により追加的な費用負担があったにもかかわらず、営業損益は 28,811 千円 (前年比 176 . 3%) と大幅な改善が図られた。

これら各種取組に関して、所管課が月次の資金繰り状況の確認、集客促進会議に参加する等の取組を行うほか、議会においても決算状況等の報告を行うなどし、モニタリングを行っている。

貸付金の返済は今後も 30 年以上長期間にわたり、必ずしも安定的な経営が続くとは限らない。現に、経営検討委員会においても問題視されているとおり、当初予定されていた平成 25 年度末の「コープこうべ」への建設協力金 376,000 千円の一括返還について、現在の財務状況では対応は困難であるが、具体的な対応は定まっていない。市としては西宮都市管理の安定的な経営が図られるよう、他の株主等にも働きかけを行うことが必要である。

こうした経営に影響を与える重要な事項への対応を含め、引き続き継続的なモニタリングを実施することが必要である。

(市の関与)

2. 引き続き経営検討委員会の報告をもとに出した市の方針にそった対応を進めるべき(意見)

西宮都市管理の直近 3 か年の状況をみるに、経営は軌道に乗りつつある。経営検討委員会での提言を受け、大幅な人員整理や給与水準の見直し、テナント誘致や既存店舗の活性化に向けて各種取組みを行っている成果であるが、引き続き、「今後、市は会社に対し新たな財政的支援を行わない。」「市からの借入につき、約定どおりの返済が困難となり、3 年以内での返済調整見通しが立たない場合は、清算を視野に入れた法的整理等の検討を行う。」との経営検討委員会の報告をもとに出した市の方針にそった対応を進めるべきである。

また、さらに長期的な視点からは、市からの借入金の返済が終わった段階で、民間企業として効果的かつ効率的な経営を行うことができるよう、市の関与の度合いを引き下げるべきである。

【10】西宮コミュニティ放送

(1) 概要

1. 団体の概要

所管部署			代表者 (平成24年11月1日現在)		
政策局			代表取締役社長 北村英夫 (元市局長)		
資本金(うち市出資率)			設立日		
90,000千円(10.0%)			平成10年2月19日		
役員数(非常勤・嘱託)			職員数(非常勤・嘱託・臨時)		
(平成24年4月1日現在)	うち市派遣	うち市OB	(平成24年4月1日現在)	うち市派遣	うち市OB
	7(6)	2(2)		0(0)	8(4)
目的					
台風などの緊急時に24時間体制で市民に密着した災害情報等を提供する。また、平常時には広域放送局では紹介できない市民生活に密着した行政ニュース、市内の地域情報、教育、歴史・文化福祉などの情報を提供する					
主な事業内容					
番組・CMの制作放送、イベント実施、司会、講師等					
指定管理者として管理する施設					
なし					

2. 財政状況の推移及び市との取引

【財政状態(平成24年3月31日時点)】

(単位:千円)

資	産	負	債
流動資産	23,910	流動負債	6,528
固定資産	9,259	負債合計	6,528
		純 資 産	
		純資産合計	26,641
資産合計	33,169	負債・純資産合計	33,169

【経営成績】

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
売上高	53,849	52,176	51,900
経常損益	2,394	536	1,257
当期損益	2,394	303	1,257
法人税等	834	250	550
税引き後損益	1,560	53	707

平成 23 年度の売上高のうち、西宮市からの委託料は 42,950 千円である。

【市有財産の無償貸付(平成 23 年度)】(主なもの)

該当なし。

3. 団体の変遷

コミュニティ FM 放送の制度は、地域に密着したメディアとして、平成 4 年度に制度化された。その後の平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災において、ラジオ放送が緊急災害時における最も身近な情報媒体として見直される中で、西宮市においても、市や市内の企業が出資を行い、平成 10 年 2 月に西宮コミュニティ放送が設立された。

同年 3 月の開局以後、ニュースや音楽など市民生活に密着した番組のほか、台風や大雨などの緊急情報、市の委託を受けた市政や教育、歴史・文化などに関する番組などを放送している。

また、平成 24 年 3 月 31 日に西宮コミュニティ放送が、市北部地域の難聴取対策のため設置していた畑山送信所(中継局)を市へ譲渡した上で、同送信所の管理業務を同年 4 月 1 日より市から受託している。

4. 主な事業の状況

西宮コミュニティ放送では放送関連事業のみを実施している。具体的な事業内容は次のとおりである。

番組・CM の制作放送

- ・西宮市からの委託制作番組・放送(平成 24 年度予定分)

「元気印! 国際交流」, 「西宮市あんあん情報局」, 「歴史と文化の散歩道」, 「キャンパス in にしのみや」, 「お見舞いステーション」, 「街レポ」等

- ・市提供番組以外の番組・放送(平成 24 年度予定分)

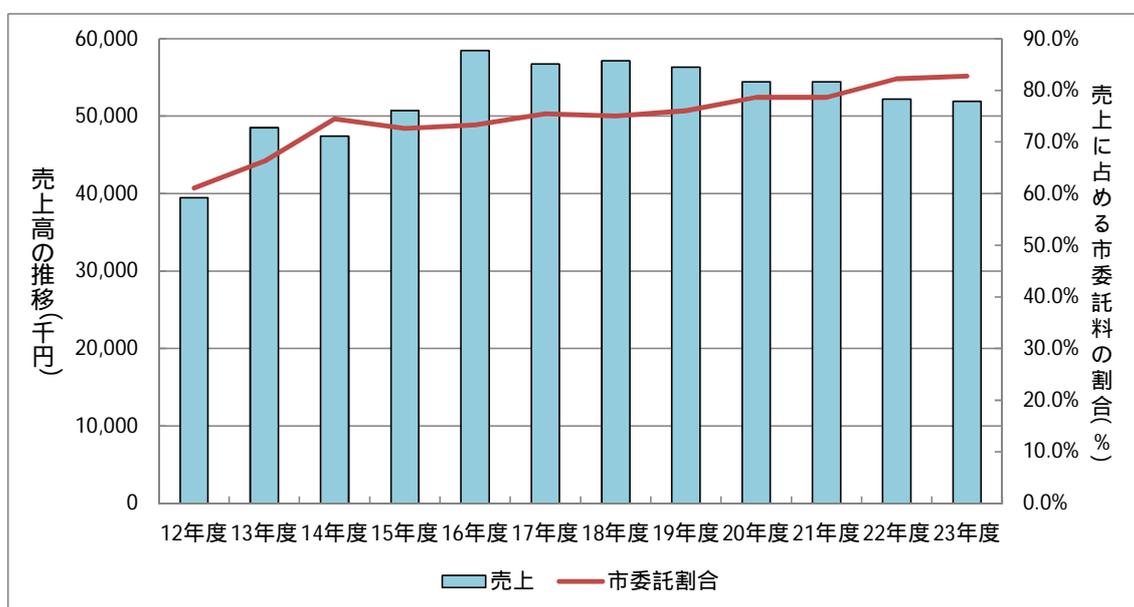
「おやすみメルヘン」, 「風のような手紙」, 「さくら FM 健康番組」, 「地域子育てと自立支援」, 「さくら FM 音楽室」, 「Morning Information」,

「Saku っと La・ら・Ra 西宮」等
 イベントの放送・実施
 商店街等の地域イベントの放送・運営。
 司会・講師等
 ラジオ番組について大学講座への講師、またイベント等への司会の派遣
 など。

5. 団体の事業分析

西宮コミュニティ放送では、期待していた株主スポンサーなどからの収入が伸びなかったため設立時から年々営業損失を計上したこと、多額の設備投資などにより、平成 14 年時には債務超過寸前に陥っていた。

この状況を打破するため、平成 14 年度以降、経営改善策を立て、新規スポンサーの獲得に努めるとともに、市へ経営支援としての番組制作委託の拡大と貸付金の拡充を要請し、現在に至っている。市の支援により、平成 15 年以降は若干の黒字に転じているものの、平成 18 年度以降大口スポンサー減少に伴い市以外からの売上は減少の一途をたどった。平成 23 年度においては、売上高の 82.8%が市からの委託料を占めており、資金繰りについても、市からの短期貸付金は減少してはいるものの、依然として市への依存度が非常に高い状況となっている。



こうした状況下において、平成 19 年 6 月の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の成立を契機に、西宮市で設置された「西宮市第三セクター等経営検討委員会」(以下、経営検討委員会)という)により、今後の

事業や公的支援のあり方について見直されている。それにより検討された結果は、「西宮コミュニティ放送株式会社に関する報告書」(経営検討委員会、平成24年1月)によると次のとおりである。

経営検討委員会の検討結果	市の方針
<p>平成24年度から5年間、西宮コミュニティ放送自身の経営努力を求める。しかし、現在の経営状況に鑑みると、自助努力を行える余力がないと考えられるため、市の支援が必要となる。支援策の具体的な内容としては主に 難聴取対策として市北部向けに設置されている畑山送信所を市が譲り受けることにより市が当該送信所にかかる経費を負担、従前から短期により行っていた貸付を長期貸付にすることを提案する。</p> <p>期限内に経営改善の目途が立たない場合は、完全民営化、民間企業への事業譲渡及び同社の清算を含めてコミュニティ放送のあり方を再度見直しする。</p>	<p>畑山送信所を西宮コミュニティ放送より無償で市が譲り受けた上で、その運用管理を西宮コミュニティ放送に委託する。管理費は当該送信所の運用管理経費相当額とする。</p> <p>役員の新体制を整える平成24年度に限り20百万円の短期貸付を行う。平成25年度以降は長期貸付に切り替える。</p> <p>平成28年度末時点で経営改善が図られておらず今後も見込めないと判断した場合は 1. 完全民営化または民間企業への事業譲渡 2. 西宮コミュニティ放送の人員体制のスリム化及び外郭団体への事業譲渡 3. 西宮コミュニティ放送の清算のいずれかの手法を実施する。</p>

(2) 監査の結果及び意見

(市の関与)

1 . 市からの援助条件の文書化を行うべき (意見)

西宮コミュニティ放送は資本金の大部分を設備投資に充当したことや、設立当初より営業赤字を計上し続けたことにより、平成 14 年度決算では累積損失が約 89,000 千円に達し、翌年には債務超過に陥る可能性が高くなった。

このような状況を受け、西宮コミュニティ放送は平成 14 年度に経営危機を打開すべく経営改善計画を策定するとともに、市への財政的支援の要請、具体的には当面の市からの短期借入と番組制作委託料の増額を求めている。それに対し、市は新規投資の中止や社員に賃金抑制等を条件に上記の要請に応じているが、当該条件について文書化がなされておらず、口頭でのみの伝達となっていた。

上記のように条件を付した援助を行う際は、事後的な経営責任等を明確にすべく、援助を実施する期間や条件について適切に文書化を行い、その内容について把握できるような体制を作るとともに、内容を変更する場合は市との十分な協議を行うことが必要であると考えます。

(市の関与 / 事業運営 ・ 経営管理事務)

2 . 実際の災害時の緊急放送を行うための体制を見直すべき (意見)

西宮コミュニティ放送は地震や台風などの緊急時に地域に密着した災害放送を行う機関として、設置されている外郭団体である。

現在、緊急時における放送は、市との協定により西宮コミュニティ放送がすべて無償で行うものとなっているが、大規模な地震災害等が発生した場合には、緊急放送が長期に渡る場合もあり、発生する費用も多額となる恐れがあると考えられる。近年は黒字を計上しているとはいえ、欠損金を多額に抱える西宮コミュニティ放送の経営状態を鑑みると、このような場合の費用を全額負担することの実行可能性に疑問が残る。

また、現在、放送設備はすべて西宮コミュニティ放送の所在地であるフレンテ西宮内に設置されており、万一建物が倒壊するなどフレンテ西宮内に立ち入れなくなった場合や既存の放送設備が損壊した場合、代替装置がなく緊急放送は出来ない状況にある。

市は非常時の緊急放送を行うことを主な目的として支援していることが

ら、実際に緊急放送を行うことができる設備や体制整備に向けて、会社側と協議していくべきである。

(市の関与)

3. 引き続き経営検討委員会の報告をもとに出した市の方針にそった対応を進めるべき(意見)

西宮コミュニティ放送は、経営検討委員会の答申に伴う市の方針に基づき、人件費等の内部経費の削減や新規顧客の開拓など民間事業者からの収入の拡大に取り組んでいる。また、難聴地域の解消と聴取者の拡大を図るために、サイマルラジオによるインターネット放送を開始するとともに、番組編成を見直し、購入番組を大幅に削減して地元密着型の番組を増加させるなど身近な放送局作りを進めている。

新規顧客の開拓では、イベント事業の企画運営や中継の受託など新規事業への参入とタイムテーブル広告の拡大などの営業に取り組んでいるが、従事者が少なく営業体制の脆弱さが伺える。今後は社員の業務配分の見直しなど組織全体で営業体制の強化を図り、民間広告収入の売上増加に努めるべきである。また、市は引き続き、新たな経営改善施策に取り組んでいくよう管理・指導していくべきである。

(事業運営・経営管理事務)

4. さくら FM の周知率・利用率の向上を図るべき(意見)

さくら FM の周知率及び利用率に対する調査結果は次のとおりである。

<さくらFMの周知率・利用率の状況>			
	有効回収数(回収率)	周知率	利用率
平成16年度	2,049人(58.5%)	52.2%	5.8%
平成19年度	2,019人(57.7%)	59.5%	7.8%
平成22年度	2,142人(61.2%)	54.7%	7.2%

<調査方法>
 対象:各年度8月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に登録されている20歳以上の方で無作為抽出した3,500人の市民
 方法:調査票の郵送による配布・回収
 調査機関:各年度9月1日～9月30日

<用語の説明>
 周知率...市からのお知らせを「さくらFM」で放送していることを知っている人の割合
 利用率...「さくらFM」で放送の市からのお知らせを「聴く(利用する)、ときどき聴く(ときどき利用する)」と答えた人の割合

これによると、西宮市民の周知率は 50%台で推移しており、利用率に至っては 10%以下となっていることが分かる。このような状況は地元に着した情報を多くの市民に提供し、また緊急時に市民に効果的・効率的に情報を伝達するための放送媒体として、市が期待する役割を十分担える状況にないと思われる。

西宮コミュニティ放送は、平成 24 年度より番組編成を見直して、生放送や地元密着型の番組を増加させるなど身近な放送局作りを目指しているが、今後もリアルタイムな地域情報の提供や、市民参画型の番組制作を行う、他市コミュニティ放送の広告の方法などを参考にするなど、市は、会社に対し周知率・利用率の向上のための取組を引き続き行うよう指導していくべきである。

(財務会計/市の関与)

5. 正確な会計処理を行うことができる体制の強化を図るべき(意見)

固定資産台帳を確認したところ、平成 14 年度から 17 年度にかけての 4 年間、減価償却費が過少に計上されていたことが判明した。これにより、減価償却累計額が平成 23 年度末においても過少となっており、その結果、固定資産が過大に計上されている。あるべき固定資産計上額への修正を速やかに行うべきである。

また建物勘定に計上されている内装工事については、スタジオ 2 室を造作したもので、現在耐用年数は 45 年で償却されている。しかし電気、冷暖房設備工事などの付属設備については税務上耐用年数は 15 年程度とされているため、現場視察の結果も踏まえると内装工事に適用する耐用年数について、再度検討すべきである。

最終的な業務の成果が当期純利益等をもとに判断される株式会社においては、会社の経営成績や財政状態を正確に把握するためには、適切な財務諸表を作成することが必要不可欠である。西宮コミュニティ放送は会計に対する知識の蓄積や会計の専門家の関与を増やすなど適切な会計処理及び財務諸表の作成を行うことができるような体制の強化を図るとともに、市としてもそのような体制作りを今後指導していくべきである。

【11】シルバー人材センター

(1) 概要

1. 団体の概要

所管部署			代表者		
産業文化局			理事長 猪股 衛		
指定正味財産（うち市出捐比率）			設立日		
-			平成6年2月28日		
役員数（非常勤・嘱託）			職員数（非常勤・嘱託・臨時）		
（平成24年4月1日現在）	うち市派遣	うち市OB	（平成24年4月1日現在）	うち市派遣	うち市OB
	15(14)	0(0)		1(0)	13(13)
目的					
定年退職後等において、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者に対し、その労働力を活用することができる臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること等により、高年齢者の就業の機会とその福祉の増進を図り、もってその能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与すること					
主な事業内容					
会員への就業機会（公共関連事業、民間事業所、家事援助・子育て支援等）の提供、市民憩の家「広田山荘」運営管理事業					
指定管理者として管理する施設					
市民憩の家「広田山荘」					

2. 財政状況の推移及び市との取引

【財政状態（平成24年3月31日時点）】

（単位：千円）

資	産	負	債
現金及び預金	24,899	未払金	45,822
未収金	44,910	その他流動負債	3,338
その他流動資産	129	正味財産	
特定資産	43,722	指定正味財産	-
その他固定資産	2,445	一般正味財産	66,946
資産合計	116,106	負債・正味財産合計	116,106

【経営成績】

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常収益	636,305	618,951	615,126
市からの補助金	35,074	35,456	35,559
市からの委託料	111,205	107,697	102,665
指定管理料	6,250	5,955	5,955
その他	483,776	469,843	470,947
経常費用	633,929	610,812	608,108
事業費	572,240	598,305	592,740
管理費	61,690	12,507	15,368
経常利益	2,375	8,138	7,019
経常外収益	-	-	53
経常外費用	-	32	17
正味財産増減額	2,375	8,107	7,054

【市有財産の無償貸付(平成 23 年度)】(主なもの)

対象施設等(許可物件)	土地	建物
シルバー人材センター事務所		-

3. 団体の変遷

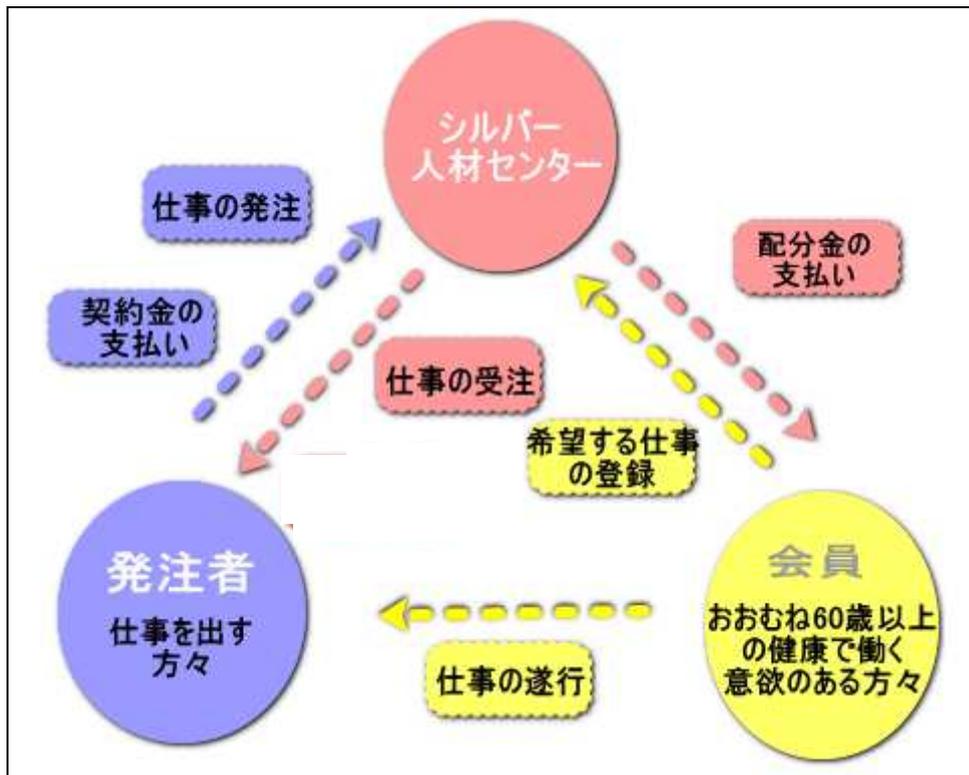
シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて都道府県知事が指定し、市町村ごとに 1 つずつ設置されている団体であり、西宮市においては平成 6 年 2 月に設立され、平成 8 年 10 月に法人化されている。なお、平成 24 年 4 月より公益社団法人に移行している。

4. 主な事業の状況

具体的な事業内容は次のとおりである。

会員への就業機会の提供

高齢者の生きがいづくりを目的として、臨時的かつ短期的な、雇用によらない業務への就業機会を確保し、能力や体力に応じて提供している。



提供する事業の内容はダイレクト・メールの封入発送や宛名書き、庭の手入れ、パソコン教室の開催など多岐にわたるが、平成 23 年度における事業実績は次のとおりである。

【発注者別の契約金額など】			
区分	件数(件)	契約金額(千円)	就業延人数(人)
公共	288	135,655	54,855
民間	4,324	371,368	98,864
一般家庭	3,334	48,636	15,385
独自事業	44	6,894	4,154
合計	7,990	562,553	173,258
公共：市政ニュース・議会だよりの全戸配布、駅前輪マナー指導、公園遊戯施設等安全パトロールなど			
民間：施設受付、商業施設の駐輪場・カート整理、マンション清掃、個人家庭の除草、六甲荘の食堂運営、パソコン教室など			
一般家庭：高齢者・病弱者の家事援助、産前産後・病後等の家庭の子育て支援など			

なお、平成 23 年度の西宮市の粗入会率（60 歳以上の人口に占めるシルバー人材センターの会員割合）は 1.7%となっており、近隣団体と比較し

て低い水準にある。

【会員数と粗入会率等】

	会員数 (人)	60歳以上 人口(人)	粗入会率 (%)	就業率 (%)	一人当たり 月額配分金額 (円)
西宮市	2,195	129,936	1.7	78.3	24,211
尼崎市	4,870	144,698	3.4	75.3	33,286
芦屋市	899	30,165	3.0	87.7	32,482
伊丹市	2,903	55,818	5.2	70.7	36,543
神戸市(東部)	2,219	97,648	2.3	62.7	38,978
神戸市(中部)	1,553	76,501	2.0	68.6	55,771
神戸市(西部)	3,563	172,828	2.1	52.5	36,915
神戸市(西区)	1,943	67,200	2.9	61.6	35,108
神戸市(北区)	1,815	73,470	2.5	58.6	33,415
兵庫県全体	44,666	1,812,145	2.5	77.2	39,926

広田山荘の管理運営

指定管理者として西宮市市民憩の家「広田山荘」の管理運営を行っている(公募。指定期間は平成22年4月1日～平成27年3月31日)。

(2) 監査の結果及び意見

(市の関与)

1 . シルバー人材センターの運営に市がより積極的に関与すべき (意見)

シルバー人材センターに対しては毎年約 35 百万円の補助金が交付されている。このうち 20 百万円は高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて交付される事業補助等であるが、それ以外は役員及び事務局職員の人件費に充当されている。また、シルバー人材センターの受注金額の約 19% は西宮市から受託したものであり、指定管理業務を除く受託契約はすべて随意契約によるものである (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号によって随意契約が認められている)。さらに、市はシルバー人材センターの事業に使用する土地の一部を無償貸付している。

このような状況にある団体に対する所管課の指導監督状況に関する質問に対して、市民から寄せられる苦情について、事実確認を行った後、適正に対処するように助言しているとのことであった。

しかしながら、団体は西宮市の関与なしでは実質的に存続し得ない団体であることを考えると、苦情への対応や補助金の実績報告書入手してその執行状況を確認するだけでなく、経営上の課題の監理など、団体の運営について所管課がより積極的に関与することが望まれる。(なお、平成 24 年 4 月の公益法人移行にあたって市職員がシルバー人材センターの理事に就任している) 具体的には、以下のようなことが考えられる。

- ・シルバー人材センターに業務を発注する事業者に対する利用満足度の調査や、シルバー人材センターの業務に対するニーズ調査を目的としたアンケート調査の実施など、就業開拓につながる市場調査を促す

- ・事業の企画立案を十分に行なえる体制の整備に努める (事業を維持・拡大するのに必要な事業企画を行なうためには、人材の育成など、事務局の企画立案に係る体制を整備・強化する必要がある)

(市の関与/指定管理料)

2. 広田山荘の夜間開放のあり方を再検討すべき(意見)

平成 23 年度における広田山荘の各部屋別の利用状況は次のとおりである。午前中や午後も決して利用状況が良好であるとはいえないが、夜間の利用は極めて低調であるといわざるをえない。なお、施設の開館時間については、市との協定書等により取り決められているため、団体の判断による変更はできない。公園の中にあり、会議室と和室しかない施設を午後 10 時まで開放することの意義を改めて検討し、開放日数を限定するなどの対応を検討すべきである。

【部屋別の稼働率】

部屋	利用件数(件)			稼働率		
	午前中	午後	夜間	午前中	午後	夜間
つつじ	134	212	47	37.6%	59.6%	13.2%
萩	89	166	30	25.0%	46.6%	8.4%
梅	139	204	37	39.0%	57.3%	10.4%
桜	122	215	64	34.3%	60.4%	18.0%
松	145	198	56	40.7%	55.6%	15.7%
竹	120	176	55	33.7%	49.4%	15.4%
菊	169	238	42	47.5%	66.9%	11.8%
蘭	195	230	27	54.8%	64.6%	7.6%
調理室	22	26	14	6.2%	7.3%	3.9%
合計	1,135	1,665	372	35.4%	52.0%	11.6%

平成23年度の稼働日数は356日

午前中(9時から正午)、午後(0時半から5時)、夜間(5時半から10時)

(財務会計/市の関与)

3. リース資産の計上漏れについては修正すべき(結果)

団体は事務所建物をリースで使用しているが、当該リース物件はリース期間終了後にリース会社から団体に無償譲渡されることになっている。また、契約書上、リース期間を短縮した場合にもリース料を全額支払うこととされている。このようなスキームを全体としてみると、実質的にはシルバー人材センターが当該リース物件を購入したものと評価できるため、通常の売買取引に準じた会計処理を行うべきである(公益法人会計基準に関する実務指針(その2) リース会計 参照)。

具体的には、リース物件を資産計上するとともに、未払リース料を負債計上し、経済的耐用年数にわたって減価償却をおこなう必要がある。平成

24年3月末時点におけるあるべき仕訳は次のとおりである。

【契約内容】

物件取得日：平成17年3月31日

契約金額（税込み）：18,375,000円

支払リース料：毎期2,296,875円

リース料支払時期：平成17年4月28日を初回として、毎年4月末日

耐用年数：22年

借方		貸方	
リース資産	11,931,818円	リース債務	2,296,875円
		過年度損益修正益	9,634,943円

公益社団法人移行後は、経営成績や財政状態を正確に把握するために、より正確な会計処理が求められることから、市とも十分に協議し、より正確な財務諸表の作成に努められたい。

【12】社会福祉協議会

(1) 概要

1. 団体の概要

所管部署			代表者		
健康福祉局			理事長 新宮 昭代		
基本金（うち市出捐比率）			設立日		
714,439 千円（ - %）			昭和 26 年 10 月 4 日		
役員数（非常勤・嘱託）		職員数（非常勤・嘱託・臨時）			
（平成 24 年 4 月 1 日現在）	うち市派遣	うち市OB	（平成 24 年 4 月 1 日現在）	うち市派遣	うち市OB
	18(17)	2 (2)		1(0)	415(353)
目的					
西宮市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。					
主な事業内容					
社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調査及び助成、そのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業					
指定管理者として管理する施設					
留守家庭児童育成センター、身体障害者福祉センター・視覚障害者図書館、鳴尾老人福祉センター					

2. 財政状況の推移及び市との取引

【財政状態（平成 24 年 3 月 31 日時点）】

（単位：千円）

資	産	負	債
現金及び預金	145,353	流動負債	193,415
その他の流動資産	91,858	固定負債	652,469
基本財産	973,525	純 資 産	
有形固定資産	5,244	基本金	714,439
その他の固定資産	825,127	その他剰余金	480,783
資産合計	2,041,106	負債・純資産合計	2,041,106

基本財産の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

	内容	金額
定期預金		3,000
建物	西宮市福社会館 4 階部分	7,707
	かぶとやま荘	171,749
	西宮市社会福祉センター	286,832
	西波止会館	46,812
	こもれびホール	8,806
土地	西宮市社会福祉センター敷地	448,619
合計		973,525

「その他の固定資産」は、退職共済預け金 443,601 千円（全国社会福祉協議会がとりまとめている社協職員の退職積立基金）及び各種積立預金である。また、固定負債は全額退職給与引当金である。

【経営成績】

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
事業活動収入	1,711,840	1,621,720	1,785,763
事業活動支出	1,706,068	1,592,840	1,775,078
事業活動収支差額	5,772	28,881	10,685
事業活動外収入	9,055	6,772	61,787
事業活動外支出	5,981	6,284	61,642
経常収支差額	8,845	29,369	10,830
特別収入	-	23	-
特別支出	125	4,128	-
当期活動収支差額	8,720	25,265	10,830

【市有財産の無償貸付(平成 23 年度)】(主なもの)

対象施設等(許可物件)	土地	建物
かぶとやま荘		-
西波止会館		-

3. 団体の変遷

当団体は、西宮市における地域社会福祉の増進を図ることを目的に、昭和 26 年 10 月に設立され、昭和 28 年 7 月に認可された社会福祉法人である。

地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成されており、市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有す

る民間組織である。住民主体の理念に基づいて、地域の福祉課題の解決に取り組み、“だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現”を目指して、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行っている。

4. 主な事業の状況

(単位：千円)

会計区分	事業説明との関連	事業活動収入	当期活動収支差額	西宮市からの	
				補助金収入	受託金収入
法人運営事業		71,797	15,579	49,631	-
福祉事業		161,210	11,473	121,654	-
共同募金配分金事業		36,872	2,303	-	-
会員会費事業		8,739	3,191	-	-
福祉サービス事業利用援助		13,375	4,392	5,062	-
かぶとやま荘		64,831	-1,702	53,116	-
社会福祉センター		21,908	-1,709	13,261	-
西波止会館		5,440	-319	3,723	-
福祉会館		13,982	-	-	13,982
老人福祉センター		3,836	256	-	3,836
身体障害者福祉センター		217,261	-2,156	3,979	202,136
市・県社協受託事業		31,045	-27	-	19,751
留守家庭児童育成センター		754,080	22,617	1,227	681,352
善意銀行		2,717	400	-	-
障害者生活相談・支援センター		23,107	47	-	23,107
青葉園		324,224	-8,928	140,673	-
権利擁護支援センター		31,340	-34,588	-	31,208
合計		1,785,763	10,830	392,326	975,371

主な事業内容は次のとおりである。

福祉事業

地域福祉の推進を図るため、社協支部・分区において、地域住民による小地域福祉活動（見守り・支援活動、交流活動、広報活動等）を展開するとともに、その支部・分区の活動に対して、地区担当職員を配置し、支え合い活動の推進に向けての支援を行なっている。

かぶとやま荘運営事業

西宮市内の高齢者や障害者（児）などを対象として日帰り保養施設であるかぶとやま荘（老人福祉センターA型）を運営している。

平成23年度における利用者は26,965人（うち、高齢者26,249人、障害者216人ほか）であり、1日当たり107人が利用している。

現地視察をおこなった際は、多くの高齢者がカラオケや入浴などを楽しんでおり、余暇活動を行なう施設として有効に活用されていることを実感した。

施設の概要

設立	昭和54年10月
所在地	越水字社家郷山1番97
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建
	1階：玄関及びホール、事務室、図書室、健康相談室、面接室、食堂
	2階：男女及び身障者用浴室、中広間（37.5畳）、機能回復訓練室、相談室
	3階：舞台付大広間（88畳）及び控室、娯楽室
利用者	西宮市在住の ・60歳以上の方 ・障害者手帳、療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 ・母子家庭、父子家庭 上記の団体及び付添人
利用料	1日1人200円
利用時間	9時～17時15分（入浴は10時～16時）
休館日	毎週木曜日、第1・3・5日曜日、第2水曜日、祝休日、祝休日が他の休館日に当たる時はその翌日、年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）
その他	マイクロバスで利用者の送迎あり

西波止会館運営事業

地域福祉活動の総合的な推進を図るために設立された西波止会館の運営を行っている。施設の概要及び平成23年度における年間利用者数は5,912人となっている（有料利用者数2,591人、無料利用者数3,321人）。

施設の概要

設立	昭和60年6月
所在地	西波止町5番18号
構造	鉄筋コンクリート造地上2階
	1階：事務室、集会室兼トレーニング室（定員40人）、調理実習室 2階：和室（定員40人）
利用者	・西宮市の住民であること ・西宮市内の事業職場に勤務していること ・その他社会福祉協議会理事長が認めた場合
利用料	集会室兼トレーニング室 （午前：1,200円、午後：2,000円、全日：3,200円） 和室 （午前：750円、午後：1,250円、全日：2,000円）
利用時間	月曜日～土曜日 午前9時～午後5時
休館日	日曜日、祝休日、年末年始

午前：9時～12時、午後：12時～17時、全日：9時～17時
冷暖房費は使用料の2割

老人福祉センター運営事業

高齢者の心身の健康増進を図るため、交流やいきがいくりの場として設置された鳴尾老人福祉センターを指定管理者として管理運営している（公募による指定であり、指定期間は平成20年4月1日から平成25年3

月 31 日)。平成 23 年度における利用団体数は 62 団体であり、延利用者数は 8,267 人となっている（団体利用 2,049 人、個人利用 6,218 人）。

施設の概要

設立	昭和 52 年 4 月
所在地	上田中町 2 番 7 号
構造	軽量鉄骨造（平屋建）
	ホール、和室（4 部屋）
利用者	西宮市在住の 60 歳以上の方
利用料	なし
利用時間	月曜～金曜日 午前 9 時～午後 5 時
	土曜日 午前 9 時～正午
休館日	日曜日、祝休日、年末年始

身体障害者福祉センター・視覚障害者図書館（総合福祉センター本館）運営事業

障害のある人の活動拠点施設として、スポーツ・レクリエーション・文化活動などを通して、生きがいづくりや社会参加の促進を図ると共に、体育施設・集会施設の個人及び団体利用に供した身体障害者福祉センター及び視覚障害者図書館を指定管理者として管理運営している（非公募による指定であり、指定期間は平成 21 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日）。

平成 23 年度における年間延利用者数は 110,070 人であり、内訳は次のとおりである。

平成 23 年度における利用者数 （単位：人）

施設	開館日数	利用者数	内訳			1日 当たり
			高齢者	障害者	その他	
プール	238	30,870	6,204	21,461	3,205	130
体育室	282	13,890	1,102	12,209	579	49
トレーニング室	282	10,836	1,243	8,837	756	38
リハビリセンター	244	10,830	-	10,830	-	44
視覚障害者図書館	244	4,585	-	368	4,217	19
集会施設	348	39,059	-	15,451	23,608	-
合計		110,070	8,549	69,156	32,365	

1 視聴覚障害者図書館利用者内訳の「その他」はボランティアなどである。

2 集会施設の利用者数は本館（研修室 A1・A2、会議室 A1、和室）及び別館（多目的ルーム、和室、会議室 A1・A2、料理実習室）の合計

留守家庭児童育成センター運営事業

放課後や長期休業中における留守家庭児童の安全と健全育成を図るため設置された留守家庭児童育成センターを指定管理者として管理運営してい

る。各小学校区に留守家庭児童育成センターが設置されており、西宮市全体で 57 あるセンターのうち、社会福祉協議会が 52 施設の管理運営を行っている。

平成 23 年度における年間延出席児童数は 447,652 人であり、1 日当たり 1,538 人が利用している。

平成23年度における利用者数

(単位：人)

センター名	第	定員	年間延べ出席児童数	1日平均出席数	センター名	第	定員	年間延べ出席児童数	1日平均出席数
西宮浜	1	40	6,344	21.8	高須	1	60	11,778	40.5
西宮浜	2	40	6,004	20.6	高須西		60	6,845	23.5
香爐園	1	40	7,233	24.9	甲子園浜	1	40	6,960	23.9
香爐園	2	40	6,437	22.1	甲子園浜	2	40	7,475	25.7
安井	1	40	6,530	22.4	南甲子園	1	40	9,634	33.1
安井	2	40	6,305	21.7	南甲子園	2	40	7,694	26.4
今津		60	11,273	38.7	上甲子園	1	60	6,307	21.7
春風	1	40	7,930	27.3	上甲子園	2	40	5,875	20.2
春風	2	60	11,535	39.6	瓦木		40	8,340	28.7
津門	1	60	10,352	35.6	深津		60	7,637	26.2
津門	2	60	11,447	39.3	瓦林		40	10,275	35.3
広田	1	60	8,197	28.2	高木	1	60	8,961	30.8
広田	2	40	8,710	29.9	高木	2	40	5,958	20.5
平木		60	7,134	24.5	甲東	1	40	7,846	27.0
大社	1	40	5,230	18.0	甲東	2	40	8,486	29.2
大社	2	40	5,049	17.4	段上		60	9,043	31.1
神原		60	10,499	36.1	段上西		60	13,013	44.7
甲陽園		60	13,163	45.2	樋ノ口		60	11,147	38.3
夙川		60	10,994	37.8	上ヶ原	1	40	8,605	29.6
北夙川		60	12,281	42.2	上ヶ原	2	40	9,171	31.5
苦楽園		40	9,758	33.5	上ヶ原南		60	8,539	29.3
鳴尾		60	5,326	18.3	生瀬		40	8,809	30.3
鳴尾北	1	60	10,670	36.7	名塩		40	6,202	21.3
鳴尾北	2	60	9,401	32.3	東山台		40	5,761	19.8
小松		60	13,296	45.7	山口		60	8,652	29.7
鳴尾東		60	9,469	32.5	北六甲台		60	8,072	27.7
					計		2,600	447,652	1,538

障害者生活相談・支援センター事業

地域で暮らす障害のある人の豊かな生活と社会参加に向けて、関係機関と連携しながら総合的な生活相談・支援を行っている。訪問や生活対応型相談支援の実施、個人支援会議の開催、社協の特性を生かし地域住民活動と連携した地域プログラムの展開やセミナー・フォーラムの開催等をすすめている。また、障害のある人の暮らしやすいまちづくりに向けた協議を行う地域自立支援協議会の運営に参画している。平成 23 年度の相談実績は

3,961 件となっている。

青葉園運営事業

市内在住で日常的に介助を必要とする障害の重い人たちが、地域での自立と社会参加を進め、誰もがより豊かに生活できるように、通所活動、地域社会参加活動、地域自立生活をすすめるプログラムの実施や地域生活支援等を行っている。

権利擁護支援センター事業

自分自身で主体的な選択や決定をすることが困難な状況にある人、また権利侵害行為や搾取から自分自身を守ることが困難な状況にある人に対して、必要なニーズに対応した支援を法律等の専門家、相談支援関係機関、行政、NPO 法人等と連携・協働しながら総合的な権利擁護支援を行っている。平成 23 年度における相談実績は 1,414 件となっている。

(2) 監査の結果及び意見

(市の関与/財産管理)

1 . 福祉会館の敷地利用権の設定を早急に行うべき (結果)

福祉会館は昭和 42 年に西宮市によって建設された。当初 3 階建てであったが、社会福祉協議会が昭和 44 年から 47 年にかけて 4 階部分を増築し、当該増築部分を所有している。しかしながら、西宮市と社会福祉協議会との間で福祉会館の敷地の利用に関する手続がなんら行われておらず、社会福祉協議会は敷地を利用する法的根拠がないにもかかわらず建物の 4 階部分を所有している状態にある。西宮市からの貸与手続を履行するなど、敷地の利用を正当化する権利の設定を早急に行なうべきである。

(市の関与/委託料)

2 . 福祉会館の使用に係る経費を負担させるべき (結果)

社会福祉協議会は西宮市から福祉会館の管理業務を受託しているが、社会福祉協議会自身も当該会館を使用している (1 階には社会福祉協議会の育成センター事業課が入居しており、4 階は社会福祉協議会が所有して地域福祉課の事務所として使用している)。そして、福祉会館で発生する経費は社会福祉協議会が使用している部分も含めてすべて西宮市からの委託料で賄われており、社会福祉協議会の使用によって発生した部分については実質的な補助金となっている。面積按分等の合理的な基準により社会福祉協議会が負担すべき金額を明確化し、委託料から除外するべきである。

平成 23 年度決算における経費内訳

(単位：千円)

勘定科目	決算額	1階	1階	2階	3階	4階	わかば園
		育成C	こぐま園	西宮老人C	母子福祉C	地域福祉課	
収入							
市受託事業収入	13,982						
合計	13,982						
支出							
事務費支出							
消耗品費	24						×
光熱水費 電気	4,047						
ガス	768						
水道	1,227						
修繕料	182						×
役務費 電話使用料	33				×		
委託料	7,001						
使用賃借料	34	×	×		×	×	×
公課費	666						
合計	13,982						
当期資金収支差額	-						

1階（育成C）及び4階（地域福祉課）が社会福祉協議会の使用に係る部分
「 」を付しているのは、委託料で経費を負担している部分

（市の関与/指定管理料）

3．非公募による指定管理事業の縮小を進めるべき（意見）

市では、留守家庭児童育成センターを運営する指定管理者を公募により選定することとしており、市内の 40 小学校区を平成 19 年度より順次公募しているが、一部のセンターについては社会福祉協議会が非公募で指定管理者となっている（市内 56 センターのうち 38 箇所）。市が掲げている方針にそって、引き続き順次公募の範囲を拡大することが必要である。

（委託料・補助金）

4．領収書を団体名義で入手すべき（意見）

平成 23 年度の高齢者ふれあいいきいき活動推進事業の補助金実績報告書に添付されている領収書コピーの宛先が個人となっていた（11 千円）。理由について質問したところ、「通常は、団体名義で領収書を取ることにしているが、生活協同組合コープこうべにおいて、ぜんざいの材料を購入するに際し、少しでも経費を抑えるため会員割引が適用されるよう個人名(会員)で購入したため、個人名の領収書となったものです」との回答があった。補助金の執行状況に疑念をもたれることのないように、団体名義での領収書入手を徹底すべきである。

【13】社会福祉事業団

(1) 概要

1. 団体の概要

所管部署			代表者		
健康福祉局			理事長 永田幸治(元市局長)		
基本金(うち市出捐比率)			設立日		
303,461千円(3.3%)			昭和63年4月5日		
役員数(非常勤・嘱託)			職員数(非常勤・嘱託・臨時)		
(平成24年4月1日現在)	うち市派遣	うち市OB	(平成24年4月1日現在)	うち市派遣	うち市OB
	10(9)	3(3)		2(1)	712(566)
目的					
西宮市と連携のもとに西宮市の社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的として社会福祉事業を行う。					
主な事業内容					
(1) 第一種社会福祉事業 西宮市立母子生活支援施設の経営 (2) 第二種社会福祉事業 児童厚生施設の経営 地域子育て支援拠点事業 老人デイサービスセンターの経営 老人居宅介護等事業 障害福祉サービス事業 移動支援事業 (3) 公益目的事業 地域包括支援センターの設置経営 居宅介護支援事業 介護老人保健施設(西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮)の経営 訪問看護事業 福祉用具貸与事業 特定福祉用具販売事業 居宅療養管理指導事業					
指定管理者として管理する施設					
西宮市立母子生活支援施設、西宮市立塩瀬児童センター、西宮市立山口児童センター、西宮市立甲子園口デイサービスセンター、西宮市立安井デイサービスセンター、西宮市立小松デイサービスセンター、西宮市立甲東デイサービスセンター、西宮市立浜脇デイサービスセンター、障害者自立支援施設いずみ園、西宮市立名神あけぼの園、西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮					

2. 財政状況の推移及び市との取引

【財政状態（平成24年3月31日時点）】

（単位：千円）

資	産	負	債
現金及び預金	822,701	流動負債	443,056
その他流動資産	623,631	固定負債	622,471
基本財産	195,769	純 資 産	
有形固定資産	96,124	基本金	303,461
投資有価証券	997,000	その他の積立金等	2,031,755
その他の固定資産	665,517		
資産合計	3,400,744	負債・純資産合計	3,400,744

基本財産の内訳は次のとおりである。

（単位：千円）

	内容	金額
建物	西宮市上甲子園五丁目	74,349
	西宮市段上二丁目	
土地	西宮市甲子園	118,419
投資有価証券	2年国債	3,000
合計		195,769

「その他の固定資産」のうち 493,103 千円は退職共済預け金（全国社会福祉事業団がとりまとめている事業団職員の退職積立基金）である。また、固定負債は全額退職給与引当金である。

【経営成績】

（単位：千円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事業活動収入	3,097,862	3,279,852	3,268,610
事業活動支出	2,895,187	3,030,396	3,113,390
事業活動収支差額	202,675	249,456	155,220
事業活動外収入	93,381	169,419	73,250
事業活動外支出	87,082	163,963	67,796
経常収支差額	208,974	254,913	160,674
特別収入	60,240	84,662	63,002
特別支出	58,524	84,481	65,985
当期活動収支差額	210,690	255,093	157,691

【市有財産の無償貸付(平成 23 年度)】(主なもの)

対象施設等(許可物件)	土地	建物
段上児童館		
西宮市社会福祉事業団		-
介護老人保健施設すこやかケア西宮1階		

3. 団体の変遷

当団体は、西宮市が所有する施設の管理運営を行うことを目的として、昭和 63 年 4 月に設立された社会福祉法人である。指定管理者制度の導入にともなってその役割が変化しており、現在は、介護関連事業を中心に、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉等保健・福祉サービスを幅広く展開している。当団体は民間事業者と競合する介護関連事業を中心としていることもあり、健康福祉局では団体に対して積極的な事業提案を求めるなど、団体の自立的な運営を促すことに注力している。

4. 主な事業の状況

(単位：千円)

会計区分	事業説明との関連	事業活動収入	当期活動収支差額	西宮市からの	
				補助金収入	受託金収入
本部		124,547	-43,364		
母子生活支援施設		48,335	649		48,184
児童館・児童センター		56,588	-492	17,338	39,074
デイサービスセンター		473,192	-1,364		1,639
居宅介護等事業		532,555	48,689		11,564
いずみ園		150,359	1,407		15,844
地域包括支援センター		231,880	12,512		111,641
居宅介護支援事業		296,766	50,629		6,069
介護老人保健施設すこやかケア西宮		542,462	-4,396		107
訪問看護事業		413,170	47,990		
福祉用具貸与事業		176,443	9,114		
名神あけぼの園		222,314	36,317		
合計		3,268,610	157,691	17,338	234,122

主な事業内容は次のとおりである。

母子生活支援施設運営事業

母子世帯に生活の場を保障し、子育てを支援するとともに、自立促進のために生活の支援を行なっている。また、児童の健全な育成のために基本的な生活態度、学習、集団遊び等の適切な指導、助言を行っている。平成 24 年 3 月時点で 11 世帯、28 人が入居している。

児童館・児童センター運営事業

地域の児童に健全で楽しい遊びの場を設け、児童の健康を増進し、情操

を豊かにすることを目的として、児童厚生施設である児童館及び児童センターの運営を行っている（段上児童館は自主運営、塩瀬児童センター及び山口児童センターは指定管理）。平成 23 年度においては 3 つの施設で延 105,297 人の利用があった。

デイサービスセンター運営事業（介護関連）

非公募で指定管理者の指定を受け、一般型（甲子園口、安井、小松、甲東、浜脇）及び認知症型（浜脇）の各デイサービスセンター（介護保険法に基づく通所介護事業所）を運営している。

居宅介護等事業（介護関連）

市内に 4 箇所のホームヘルパー派遣センターを設置し、介護保険サービスや障害福祉サービスのほか、子育てヘルプサービスなどを実施している。

障害者自立支援施設いずみ園運営事業

指定管理者として、障害者自立支援法に基づく生活介護事業を行っている。

知的障害者の身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、食事など日常生活上の支援及び軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供している。

地域包括支援センター運営事業（介護関連）

随意契約で 6 つの地域包括支援センター（瓦木、上甲子園、安井、小松、甲東、浜脇）の運営を行っている。

居宅介護支援事業（介護関連）

要介護者等の居宅サービス計画の作成、介護保険施設等との連絡調整、要介護・要支援認定の代行申請、認定調査、ケアプランの作成等を実施している。

介護老人保健施設すこやかケア西宮（介護関連）

非公募で指定管理者の指定を受け、介護老人保健施設であるすこやかケア西宮の運営を行っている。施設入所のほか、通所リハビリテーションサービスも提供しており、平成 23 年度においては延 8,165 人の利用があった。

訪問看護事業（介護関連）

主治医が訪問看護を必要と認めた在宅療養者の自宅を看護師や理学療法士等が訪問し、主治医の指示に基づく看護・リハビリを提供している。平成 23 年度における延利用者数は 7,766 人であり、総訪問回数は 43,108 回となっている。

福祉用具貸与事業（介護関連）

介護保険法に定める居宅サービスとして、車椅子や手すり等の各種福祉用具の貸与、歩行用品や入浴用品等の特定福祉用具の販売などを行なっている。

名神あけぼの園運営事業

指定管理者として、障害者自立支援法に基づく就労継続支援 B 型事業及び就労移行支援事業を行っている。

就労継続支援 B 型事業としては、利用者が目標を持って生産活動し、その知識・能力・技術の習得と就労意欲の向上を図り、社会経済活動への参加と地域で自立した生活が出来るようになるための支援として、クリーニング作業、紙箱加工作業、清掃業務等の作業を提供している。

就労移行支援事業としては、企業等への就職を希望する利用者に施設外実習・職場体験を実施し、就職に向けての技能、マナーの習得を図り、ハローワーク等の関連機関と連携し、利用者本人の適正に合った就職を支援している。

(2) 監査の結果及び意見

(市の関与)

1 . すこやかケア西宮のあり方を見直すべき (意見)

すこやかケア西宮は平成 9 年に設置された介護老人保健施設 (以下、老健施設という) であり、社会福祉事業団が非公募で指定管理者となっている (ただし、利用料金収入と介護保険収入で運営されているため指定管理料の支払いはない)。設置当時は市内に同様の施設がなかったため、モデルケースとして市がこれを設置する意義が認められたものの、現在は同様の民間施設が市内に 10 箇所あり、市立施設としてこれを設置する必要性はない。

また、利用料金や介護報酬で運営費を賄うことが可能なこともあり、全国的にみると老健施設の約 9 割は医療法人や社会福祉法人などの民間事業者が設置主体となっている。国及び県の補助金を受けて設立されているため市の判断でただちに財産処分することが困難であるという事情はあるものの、例えば協議のうえ、現指定管理者である社会福祉事業団に無償で施設を貸与し、設置主体を変更するなど、施設のあり方を見直すべきである。

(市の関与/委託料)

2 . 委託料精算調書に精算内容や精算金額を明記すべき (意見)

西宮市から受託した平成 23 年度地域包括支援センター運営事業について、瓦木地域包括支援センターで委託料の精算が発生している (850 千円)。その内容は、委託契約のなかで配置が求められる人員を配置できなかったことによる人件費の精算である (配置した職員が産休をとった 2 ヶ月の間、別の職員を配置できなかったもの)。

当該精算に当たって健康福祉局福祉部高齢福祉課では稟議決裁をとっているものの、回議用紙 (稟議書) に添付されている平成 23 年度委託料精算報告書及びその根拠資料である平成 23 年度地域包括支援センター運営事業精算調書には当該精算内容や金額が記載されていなかった。市は事前の協議を通じて精算内容と金額を把握していたとのことであるが、精算根拠を明確化するため、精算調書には精算内容と金額を明記すべきである。

(市の関与/指定管理料)

3. 指定管理業務における再委託について事前の承認を行うべき(意見)

西宮市立介護老人保健施設指定管理者基本協定書第5条によると、指定管理者が業務の一部を第三者に再委託するには西宮市の承認を受けることが要求されている。しかしながら当該承認は再委託の前に行なうようにはなっていない(当該老人保健施設の管理運営においても警備や清掃業務が再委託されており、西宮市に対する報告は事後的におこなわれている)。

指定管理業務の遂行状況を所管課が適切に管理できるようにするために再委託について西宮市の承認を求めている趣旨からすれば、実際に再委託契約を締結する前の段階で再委託業務の内容や相手方、再委託金額などについて書面で西宮市の承認を受けるべきである。